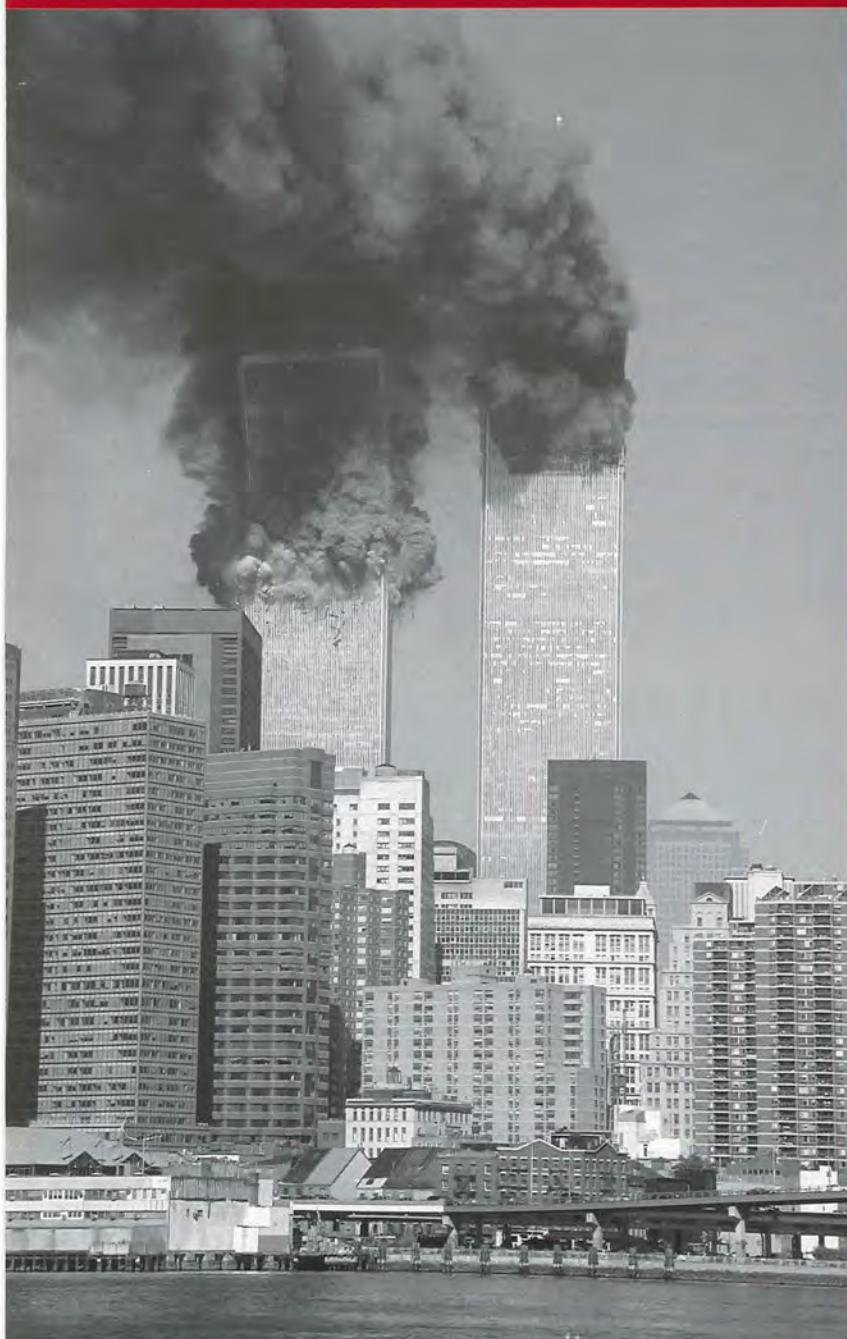


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

002. 4 No.98

1981年5月20日第4種郵便物認可
SN 0385-065X



AP/WWP

テロ・報復戦争後の世界

WTOドーハ宣言／BSEと畜産業
公的資金再注入／ダイエー再建
青木建設破綻／偽装倒産との闘い／市町村合併

時代を読み解く最新の本格的金融辞典

大月 金融辞典

金融辞典編集委員会編

[編集代表] 深町郁彌・西村閑也・小野英祐・吉田暁

4月1日
発売

A5判・560頁
5600円

金融論の全領域をカバーし、「ひく辞典」と「読む辞典」を結合させた体系的編集。
学習・研究・実務に常備・必携の辞典!



[大月金融辞典の特色]

1. 金融ビッグバン後、最新の金融辞典
2. 項目数1900項目、最新の用語も多数収録
3. 小項目と中項目の体系的な組合せ
4. 240名の第一線研究者・実務家が執筆
5. 使いやすく、手軽に活用できるハンディタイプ

Windows XPまで対応、操作・機能とも格段にアップ!

マルクス=エンゲルス全集

[CD-ROM版] for Windows バージョン2.0
全6枚 本文データROM5枚
検索・データベースROM1枚

『マルクス=エンゲルス全集』全53巻4万ページを5枚のCD-ROMに画像データとして収録。見たい巻・ページをすぐに画面表示。索引データベースで探したい箇所をさまざまな方法で検索。どのページも原本と変わらない鮮明なプリントアウトが可能。OCRを使って、必要な部分をテキストデータとして入力

●スタンダード版 150,000円
(分売はいたしません)

●アップグレード版 50,000円
旧バージョンをご購入の方に提供いたします。ユーザ登録カードを未返送の方は、小社までご連絡ください

大月書店ホームページ
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

大月書店

東京都文京区本郷2-11-9
電話03(3813)4651(代表) 税別価格

経済科学通信

Letters of Economic Science

第98号（2002年4月）

TOPICS 2

WTO ドーハ宣言／BSE と畜産業／公的資金再注入／ダイエー再建
青木建設破綻／偽装倒産との闘い／市町村合併

| | | |
|---|--------------------|----|
| SPECIAL EDITION 特集 | テロ・報復戦争後の世界 | |
| テロ・報復戦争と現代資本主義、社会科学の課題 | 環 洋一 | 17 |
| グローバル化とイスラム・テロリズム | 碓井 敏正 | 23 |
| アメリカにとっての2001年9月11日 | 森岡 孝二 | 29 |
| 戦争が答えではない | 小杉 功 | 35 |
| 同時多発テロ以来の英国政治の動き | 小堀 眞裕 | 38 |
| 日本国憲法と自衛隊海外派兵 | 倉田 原志 | 45 |
| 新疆、インドネシア、湾岸、アフガン ——アメリカ霸権衰退の流れで捉える—— | 大西 広 | 50 |
| 投稿論文 | | |
| 社会的費用論と制度について | 阪本 将英 | 54 |
| 現代社会批評 | | |
| 少女たちのサバイバル ——少女たちはなぜ「浜崎あゆみ」に惹かれるのか—— | 黒田 慶子 | 61 |
| 政治学入門 | | |
| 国際貿易のゲーム論的政治分析 ——途上国による対先進国貿易協調のモデル—— | 劉 吟衡 | 67 |
| 書評 | | |
| 松尾匡『近代の復権』／大谷禎之介『図解 社会経済学』／後藤和子編『文化政策学』／渡辺治『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成』／松本朗『円高・円安とバブル経済の研究』 | | 74 |



◆WTOドーハ閣僚会議宣言と 多難な新ラウンド

WTO 閣僚会議とは

昨年11月9日から14日にかけて、中東のカタールの首都ドーハにおいて、WTOの第4回閣僚会議が開催され、95年のWTO設立以降初めての多角的貿易交渉を開始することを合意をみた。

WTO閣僚会議は、WTOの最高意思決定機関で、WTO協定によって少なくとも2年に1回開催することを決めている。すでに、これまで3回の閣僚会議が開かれた。第1回は、1996年12月にシンガポールで開催され、ウルグアイ・ラウンド(1986～94年)の合意事項の着実な実施を確認した。第2回目は、98年5月にジュネーブで開かれ、新ラウンドの準備を開始した。そして、99年11月のシアトルで開かれた第3回閣僚会議では、先進工業国主導のグローバリゼーションに

途上国が反発し、また反WTOのNGOによるデモで騒然とするなか、新ラウンドの開始は失敗に終わる。

そして迎えたのが、今回の第4回目の閣僚会議であった。今回は、9月にアメリカで起きたテロ事件を警戒して、カタール政府は会場付近への立ち入り規制など、厳重な警備体制で臨んだ。そのため前回のシアトル閣僚会議で見られたようなNGOの大規模なデモはなかったが、会場のなかでは熾烈な交渉が行われた。閣僚会議は当初の予定では13日に終了し、宣言が発表されることになっていたが合意に達せず、徹夜の交渉が行われ、14日の朝になって改めて原案が出された。しかしながら途上国代表が自認するインドの合意が得られず、夕方になってようやくすべての加盟国が合意するという難産の産物であった。

表 WTO 加盟国の内訳

| | 加盟国 | 先進国 | 途上国 | 後発途上国 |
|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | |
| アジア | 19 | 1 | 18 | 3 |
| 中近東 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| 旧ソ連 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 欧州 | 34 | 21 | 13 | 0 |
| 北アメリカ | 22 | 2 | 20 | 0 |
| 南アメリカ | 12 | 0 | 12 | 1 |
| アフリカ | 41 | 0 | 41 | 24 |
| 太平洋 | 5 | 2 | 3 | 1 |
| 合計 | 144 | 26 | 118 | 29 |

多難な新ラウンド

ドーハ閣僚会議宣言文書のパラグラフ45以降は、「作業計画の組織と運営」である。宣言では、多角的交渉を「ラウンド」という用語ではなく、「作業計画」(The Work Programme)と呼んでいる。これは、途上国が「ラウンド」という用語に対して、従来のような先進国主導というイメージがあると反発したためだといわれている。

この「作業計画」、つまりの新ラウンドの交渉期限は今年から3年間で、2005年1月1日より前までとなっている。そして、2年内に第5回閣僚会議を開催し、交渉の中間評価と必要な政治的指針を出すことになっている。

新ラウンドの交渉は、一般理事会のもとにおかれる貿易交渉委員会がその統括を行うことになっており、今年の1月31日までにその初会合を行うことも決めた。すでに、1月28日にジュネーブで初会合が開催されている。そして合意事項については、一括受諾(single undertaking)が原則となる。

こうして新ラウンド交渉は船出ましたが、3年以内で最終合意にいたるとは到底考えられない。それは今回の閣僚会議で決まった交渉分野をめぐって、加盟国間の対立、とくに先進国と途上国との対立が大きいからである。たしかに、パラグラフ50には、途上国や後発途上国(LDC:least-developed countries)に対して、特別措置を考慮することが明示されているが、表にも明らかなように、途上国はWTO加盟国の8割を超え、後発途上国だけでも先進国全体の数を上

回るのである。とすれば、一括受諾を前提としている以上、加盟国全體の8割を占める途上国も合意できる交渉内容でなければならないが、ドーハ閣僚会議においても、それはきわめて困難であることがはっきりした。

GATTのラウンド交渉を振り返れば、1960年代のディロン・ラウンド（1960～62年）やケネディ・ラウンド（1964～67年）は、そのラウンドを提唱したD.ディロン国務次官（投資銀行のディロン・リードの会長）やJ.F.ケネディ大統領という固有名詞が冠されている。1960年代当時のアメリカの国際的な政治・経済的パワーは圧倒的で、率先して国内市場を開放することで、西側同盟を強化しようとした。しかも加盟国は前者のラウンドではわずか26カ国、後者では47カ国であった。しかし、多数の途上国が参加した前回のウルグアイラウンドでは、最終合意まで8年も要したのである。そして何よりも、すでにアメリカ自身が、WTO加盟途上国に受諾させるだけのグローバラ

イゼーションの展望を経済的にも政治的にも示せなくなっているところに、WTO体制の困難が生じている。

いくつかの交渉争点

アメリカの一方的なダンピング防止法の濫用問題など先進工業国間の争点もあるが、ここでは先進工業国と途上国との主要な争点を一瞥しておこう。

サービス貿易の自由化はウルグアイ・ラウンドの新分野のひとつであったが、宣言のパラグラフ15では、2001年3月に採択された交渉の手続きとガイドラインに沿って、加盟国は2002年6月までに他国へのサービス貿易自由化要求を、また2003年3月までに自国のサービス貿易自由化の約束案を出すことになっている。アメリカとEUはサービス貿易自由化を強く求めていたが、多くの途上国では自国のサービス部門に関するデータが不備な状況では、交渉そのものの難航が予想される。

宣言では、対外直接投資が貿易の拡大に寄与するとしたうえで、その自由化のルール作りの準備作業を2年以内に開かれる第5回閣僚会議に向けて行うことになっている。これは、直接投資自由化を自己の産業政策を縛るものとして反発した途上国に配慮して、その交渉を事実上2年後以降に先送りしたものである。直接投資に関する政策評価などの途上国政府の能力向上（capacity building）が、どの程度まで実現されるのか、そのための国際協力体制の確保が課題となる。さらに、途上国への技術移転についても、その具体化について第5回閣僚会議までに詰めることや、後発途上国への政策設計への専門的支援や金融支援がうたわれている。

これらの課題が、実際どの程度まで実現するのか、それに新ラウンドの成否がかかっているといえよう。

（中本 悟 所員 大阪市立大学）



◆ BSE（狂牛病）と日本の畜産業

プリオント病とBSE

伝達性海綿状脳症（TSE, Transmissible Spongiform Encephalopathy）は致死性の神経変性疾患であり、人ではクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）とクールー

病があり、牛ではBSE、羊や山羊ではスクレイパー、猫では猫海綿状脳症、ミンクでは伝達性ミンク脳症等が知られている。これらの疾患に共通する病原物質としてプリオント（prion, proteinaceous infectious particle only、蛋白質性感染物質のみ）と呼ばれる特異な蛋白

質が発見されている。病原性プリオントが体内に取り込まれると、正常なプリオントの構造を変化させ、神経細胞内に蓄積されて、変性死を引き起こすこととなる。現在のところ、治療法はなく、死に至る病となっている。このTSEをプリオント病と総称しており、BSEはプリオント病の一つである。プリオント病発生の記録としては、1700年代のイギリスにおける羊のスクレイ



ピーがある。従来は、この疾患は動物の種を越えて伝染しないと考えられていたので、大きな関心は寄せられてこなかった。

BSE 発症の要因として、肉骨粉に注目が集まっている。牛・豚・鶏等の解体に伴う、骨・内蔵等の副生物を原料にして、加熱処理して製造された、蛋白質やカルシウムの豊富な物質が肉骨粉であり、これを製造する業者がレンダリング産業である。食肉の製造過程においては、家畜体重の約 50% が食肉となり、それ以外は副生物となるので、副生物の適切な処理は食肉製造にとって不可欠のものである。副生物の有効利用のためには、安全なリサイクルシステムの確立が重要な緊急の課題である。

BSE の発生・拡散と日本の対応

1960 年代後半から、イギリスでは畜産農家の経営規模拡大が進行し、羊の飼養頭数も増加した。イギリスの羊は肉用種が大半であり、その結果として、羊の内蔵・骨等から製造された肉骨粉が牛の飼料として使用され始めた。この肉骨粉の中に病原性プリオノンが含まれていて、BSE の発症に結びついたと考えられている。羊の副生物の利用法の一つが肉骨粉の製造であり、レンダリング（煮沸処理）による副生物の有効利用である。オイルショック以前においては、100°C 以上でレンダリングが実施されていたが、オイルショックによる原油価格の高騰によってコスト削減のために、1980 年頃からレンダリングの温度は 80°C に引き下げられた。この製造方法の変更によって、病

原性プリオノンは破壊されずに肉骨粉の中に混入されることになったと推測される。

イギリスでは、1985 年に最初に BSE 牛を確認して以来、18 万頭以上の牛に BSE が発症し、BSE 対策として約 560 万頭の牛が殺処分されている。イギリスにおける BSE 発生の経過とイギリス政府の対応を振り返ってみると、1988 年 7 月には反芻動物に反芻動物から製造した飼料投与を禁止し、1989 年 7 月には 1988 年以前に生まれたイギリス産牛の輸出を禁止した。1990 年に入ると、イギリスでは BSE 牛が大量に発生し、1990 年 6 月には生後 6 カ月以上のイギリス産牛の輸出を禁止し、牛の特定危険部位の飼料としての使用を禁止した。その後、1992 年には BSE 牛発生のピークを迎える。1996 年 3 月にはイギリス政府は BSE の人間への感染を公表し、新変異型 CJD の発症を明らかにした。

このイギリス政府の発表は衝撃的であり、BSE の人間への感染対策の必要性が急速に高まってきた。1996 年 4 月には世界保健機関（WHO）は、BSE の感染源と考えられている肉骨粉の牛への投与禁止の勧告を出した。これを受けて、日本政府は肉骨粉を使用しないよう行政指導を通達した。また、1998 年には日本政府は欧州連合（EU）に BSE 発生の危険度評価を依頼し、2000 年 11 月には EU は日本における BSE 発生の可能性を指摘したが、この報告書草案は棚上げ状態となり、2001 年 9 月の日本初の BSE 牛発生の事態を迎えることになった。そして、2001 年 10 月 18 日からは、屠畜場においては牛の全頭検査が実施され、国内におけ

る BSE 牛の実態の解明に努力している。

BSE 問題の所在

1996 年 3 月のイギリス政府による BSE の人間への感染の公表以来、BSE は恐怖の対象として取り扱われており、そのために牛肉消費の落ち込みは世界的な傾向となっている。日本においても同様であり、それに加えて、1996 年 7 月には大阪府堺市で O-157 が大量発生して牛肉消費の減退を招き、その後の若干の回復にもかかわらず、今回の BSE 問題の発生によって、牛肉消費の決定的な減退傾向を生みだしている。先進諸国においては 1980 年代以来の健康志向ブームの定着によって、1990 年代に入っても牛肉消費の停滞が持続していた。しかしながら、日本では他の先進諸国に比べて牛肉消費は格段に少なく、1990 年代に入ってもその消費は増大したが、1990 年代半ば以降には、消費の停滞・減退がみられるようになった。そこに O-157 問題ならびに BSE 問題が発生したことによって、牛肉消費の減退傾向はさらに顕著となっている。

ところで、BSE 牛の日本での発生による、牛肉消費に対する不安について言えば、BSE の感染源とされている病原性プリオノンは BSE 牛の特定臓器に蓄積されているのであり、この特定臓器の摂取が危険であるということを認識する必要がある。その特定臓器とは、脳、脊髄、眼球、回腸下部であり、BSE 牛の肉を食したとしても、BSE に感染するとは考えられてはいない。牛の特定臓器を経由した病原性プリオノンが人間の体内に取

り込まれて、新変異型CJDの発症が疑われているのである。従来のCJDは高齢者に多く発症しているが、新変異型CJDは若年者（30歳未満）での発症が多いことも特徴の一つである。ともあれ、動物の種を越えての感染は、現代のグローバル社会のあり方そのものを、問うているといえるかもしれない。

BSE問題と日本の畜産業

1990年代半ば以降の日本における牛肉消費の減退傾向は、日本畜産の将来見通しを不明瞭なものにしている。2000年3月に策定され

た農林水産省の「食料・農業・農村基本計画」における「2010年度における望ましい食料消費の姿」では、牛肉消費量は1997年度の147万トンから2010年度には166万トンに増加し、1人1年当たり牛肉消費量は1997年度の7.2kgから2010年度には8.0kgに増加する見通しを立てている。国内の牛肉生産努力目標として、1997年度の53万トンから2010年度には63万トンに伸ばすとしており、その結果として、牛肉の自給率は1997年度の36%から2010年度には38%に向上させるとしている。しかしながら、1990年代半ば以降の牛肉消

費の減退傾向の現状を考えれば、大いに疑問のある目標である。

現在、日本畜産に求められているものは「加工型畜産」からの脱却であり、安全な畜産経営の確立である。日本国民の安全な蛋白質の確保にとって、牛肉消費は大きな役割を握っているのであり、消費者が安心して食べられる牛肉生産・畜産業の健全な発展を指向することが、今回のBSE問題の発生の中で強調されなければならない点である。

（櫻原 正澄 所員 関西大学）

◆公的資金再注入の是非を考える

バブル崩壊後の金融危機は、解消するどころかますます深刻化している。小泉政権が掲げる聖域なき構造改革は、この危機を解決できるであろうか。

戦後金融システム

戦後日本の金融体制は、護送船団体制だといわれてきた。護送船団とは、速度がはやく攻撃力のある駆逐艦や巡洋艦を先頭に、母艦（通常、船団全体の指揮官が搭乗している）や速度が遅く軽武装の補給船等を守りながら船団を組むことだ。一般には、ここから速度が遅い中小金融機関の体力にあわせた金融行政を護送船団行政と呼ぶ。だが、この言葉はこの本質を見

事なまでに隠蔽している。

もともとの護送船団金融行政の本質は、資本不足を、統制された間接金融主導金融システムにより、管理された資金配分をすることで解決しようとするところにある。戦時資金調達要請に源流を発する護送船団方式は、戦後、極めて有効な過小資本対策として日本独占資本再建の中核的役割を担うシステムに転化された。独占資本にとって益するところが多いこのシステムは、日本独占資本が復活を遂げても解体されることはなかった。独占資本が復活、極端な過小資本問題が解決に向かった時、一方で、資本主義経済の宿命として過剰資本問題が生じてきた。そのメルクマールは、過剰化した資本の行き

場がなくなり擬制資本価格が暴落、山一證券倒産、日銀特融発動をみた1965年証券恐慌である。過剰資本を解消するイロハは、過剰資本を切り捨てるか需要を創出するかだ。ところが、この時日本はこのイロハを不充分な形で終わらせ、擬制資本市場に過剰資金を流し込む方策をとってしまった。復活した独占資本が拡張政策をとっていくための資金をプール（資本の強行的蓄積）するためである。例えば、過小資本対策としての株式持合は、資本が過剰化したときには過剰資本の持合によって資本をプールしあう手段に転化させられてきた。

バブル経済

インフレマインドの右肩上がり経済成長が続くなか、この方式を温存してきたのは国家独占体制で



あり、制度面では資産隠しの温床である原価主義会計などである。資本自由化がされていない時代には海外の制度とのハーモナイゼーションを気にすることなく、この制度を選択し続けることが可能であった。1960年代後半以降の株式上昇、地価上昇の基底にはこういった要因が色濃い。このシステム転換がされないまま、金融の基本を忘れ実需をはるかに超えた資金を供給、投機の火に油を注ぎ狂乱状態にまで至ったのが、1980年代後半のバブル経済である。

1990年代になるとバブル崩壊を引き金にすべての歯車が逆回転した。生活の質の向上を図る内需政策を犠牲にした、過剰資本処理と一体化した資本蓄積スタイルの失敗が明らかになってきたのだ。日本経済は、長い不健全な生活によってとてつもなく重い病気を患ってしまった。この病気の原因とメカニズムを研究し、確実な治療を施すことが急がれる。

ハーモナイゼーション

一方、世界資本主義経済の発展とグローバル化によって、資本の完全自由化（日本版金融ビッグバン）、BIS規制の強化、時価会計等の国際会計基準の導入、株式持合の解消などが迫られることになった。重い病気を癒やしながら、国際的ハーモナイゼーション目標を達成することは容易でない。今、ハーモナイゼーション目標を無視することは、海外諸国の許すところではない。それどころか国際的な投機資本の餌食になることでもある。

護送船団金融システム の運命

護送船団金融システムでは、母艦が財閥系都銀、駆逐艦や巡洋艦は興銀等特殊金融機関、ある種の政府金融であり、余資金融機関と呼ばれてきた地域金融機関、中小金融機関は補給船ともみなせる。ここでその理由を説明する余裕はないが、このシステムが最後まで守ろうとする対象が独占資本の司令塔、都銀であることだけは押さえておきたい。護送船団行政が中小金融機関を保護してきたというのはまやかしである。それは、中小金融機関を手足のように使って集めた資金を運用する中心が都銀であったことを見れば分かる。小泉構造改革がいう聖域なき構造改革とは、このシステムの本質を変えず外側を新築そっくりにしようとするものであり、使い勝手の悪くなつた資本蓄積手段の再構築といつてよい。

最終的に守られるべき母艦が大手銀行であるということは、地域金融機関や中小金融機関（補給船）が沈没（淘汰）されることをいとわないことを意味する。かつて日本軍は前線への補給を軽視、大量の兵士を餓死に追いやったという。小泉政権による日本の金融構造改革もこの日本軍の失敗と同じ過ちを繰り返そうとしているといえまいか。金融システムは資本のためにだけあるのではない。金融システムは、公共のため、国民のためのものもある。補給に問題をかかえた金融システムはいつか崩壊する。金融システム崩壊により庶民の肩にかかる重荷は計り知れない。

BIS 規制

BIS規制は銀行の最低自己資本比率を、国際業務を行う金融機関8%，国内業務のみ行う金融機関は4%以上とした。この基準は国内法や金融行政にも反映されてきた。しかし、1988年に現行バーゼル合意（BIS規制）が発表されてから10年間に、世界の金融市場では一層投機的傾向が強まりリスクが渦巻くようになってきた。この対処としてバーゼル合意の見直しがされ、2005年（当初予定では2004年）から、より厳格な新BIS規制適用開始の予定となった。これを受け金融当局は、金融機関が生き残れる自己資本水準の引き上げ（自己資本比率10%以上が暗黙の水準か！）を計ろうとしている。これは、大量の中小金融機関が金融当局の厳しい資産査定により破綻処理させられていることと深く関係しているよう。

公的資金問題

日本国内では、預金保険法改正により2002年4月よりペイオフが解禁される。すでに顧客による容赦ない銀行選別が始まっている。バブル崩壊後の過剰資本蓄積行動の裏返しである不良債権と、長期不況による企業の疲弊と破綻から生じる不良債権が重なり、多くの国内金融機関は泥沼状態に陥っている。ここから脱却し、国際的信任を日本経済が勝ち取って行くためには、金融システムの再生が必要だ。不良債権処理と土地、株価下落のため、多くの銀行が自力で国際的に要求される最低自己資本比率

を維持できなくなってきた。そこでカンフル剤（公的資金再注入）が問題になってくる。公的資金投入要請は、海外からも発せられているが、年度末決算を控え株価が1983年以来の安値となった国内でも公的資金投入が大きく取りざたされだした。公的資金再注入は、是非論から、必要論の段階に入ってしまったかに見える。そのなかで、この問題をめぐり金融庁が「現状は危機ではない」（『日本経済新聞』2月14日記事）とする主張が

我々弱者の心をえぐる。

診 断

不良債権は、金融システムの症状であって病気の直接原因ではない。現在の金融システムの病気の根本原因是、資金管理配分システムの異常と過剰資本処理の失敗だ。不良債権処理は対症療法であって根本治療ではない。根幹からの治療には、中小企業活性化と、住宅、教育、福祉等の内需振興や消費拡

大を重視した経済、金融の仕組みへの転換が必要だ。巨額の公的資金枠の用意も、それが母艦（大手銀行）を守るだけの仕組みのなかに費えれば金融再生の道は遠くなろう。それゆえ、地域経済を元気にする実需資金を循環させる知恵が求められる。補給船（地域金融機関、中小金融機関）の健康回復なくして本当の日本経済再建はできないのではないだろうか。

（山西 万三 所員 大阪経済大学非常勤講師）

◆ダイエーの再建の今後

ダイエーの再建策と銀行のご都合主義

経営再建中の大手スーパー・ダイエーは1月の当初計画案をベースにして、2月27日経営再建「新3ヵ年計画」を発表した。その骨子は以下のとおりである。

①主力3行から計5200億円の金融支援（債権放棄1700億円、債務の株式化2300億円、優先株減資1200億円）。②普通株の99%減資。③1兆6600億円の連結有利子負債（ダイエーオーエムシー除く）を2005年2月期に9000億円に削減。④本業回帰のリストラの推進で2400億円削減（事業・資産の売却加速、店舗数約60店舗閉鎖、従業員6400人削減）。

単純計算では、1兆6600億円－（5200億円＋2400億円）＝9000億

円、つまり、問題になっている有利子負債を、銀行からの金融支援と本業回帰のリストラ等で3年間に9000億円にするというわけである。しかし、この再建案で有利子負債を3年後に9000億円まで削減できるかについては不透明な点がある。特に、本業の再生戦略、すなわち本業の回復計画がはっきりしていない点は問題である。現在の厳しい経済環境の中で、今期の単体経常利益は150億円と当初見通しより20%弱も減少している、さらに事業・資産売却にしてもスムーズに行く可能性が少ない。あるアナリストは、ダイエーの再建には1兆円の金融支援が必要との分析をしている。昨年12月までダイエーは、債権放棄か民事再生法あるいは会社更生法での処理の予測が流されており、今回の再建案は事実上の問題先送り、典型的な延

命策であるとの見方が強い。この中途半端な再建策になったのは、次のような背景があった。

まず、根本要因としては、ダイエーの規模が大きすぎることがある。有利子負債額1兆6600億円で、グループの従業員は10万人を超え、取引先は数万社と推測される。そのため倒産による社会的影響はあまりにも大きい。

銀行側の要因としては「屋台骨がグラグラ」していることがある。この支援が精一杯であり、現在では主要銀行にてもやダイエーを根本的に建て直す体力がない。メイバンクの三和（現UFJ）、東海（現UFJ）、富士、三井住友の4行は約4000億円ずつ計1兆6000億円をダイエーに貸し付けていた。ダイエーを倒産させると、1月15日に三和と東海が合併したUFJも、即倒産につながる可能性があった。しかも、各銀行は、ダイエーに対して20%以下の貸倒引当金しか積んでおらず、3000億円以上の資金援助



をする余力がない状態であった。そのためダイエーを倒産させるよりも、今回の債権放棄の道を選ばざるをえなかった。その意味で今回のダイエー救済は、銀行のご都合主義から生まれたものである。

政府もまた、ダイエーの倒産による金融及び雇用不安を恐れた。ダイエーとの関係の深い塩川財務相が小泉首相を動かし、ダイエー首脳陣の知らない間に1月の支援策が政府主導でまとまり決定に至ったという見方もある。ダイエーが大きいがゆえにその影響を恐れ、小泉内閣は構造改革の旗印を放り出しても、ダイエー救済に動いたのである。

1月の当初計画から比べると、今回の金融支援では4200億円から1000億円上積みされた。先の小泉・ブッシュ会談で、米国側から日本の不良債権処理の甘さを指摘され、金融庁が銀行に対し圧力をかけたこともあり、銀行側が「しぶしぶ」この増額を受け入れる結果になった。

ダイエー危機の原因

ダイエーの倒産が問題になってきたのは6年前の1996年に遡る。1995年の合併・合理化による失敗から、大幅な人員削減（正社員約5000人、23%）を実施した。その結果顧客サービスの低下を招き、1997年には営業利益が25億円まで落ち込んだ。その頃からダイエーの危機が本格化してきた。

味の素から鳥羽薰氏を迎え入れて1999年5月に発表した再建計画は、営業力の強化および3カ年で3000人の希望退職・転籍などのリストラ策により、2001年に有利子

負債を1兆円減らすとの目標を掲げていた。しかし、2001年2月期の有利子負債は、目標とは大きく乖離したものになった。約6年前から営業力の強化を再建計画で掲げながら失敗に終っていたのである。

こうした営業力強化の失敗は、ダイエーを転落に追い込み、弱体化させていった。その元凶は、なんだったのか。ダイエーの高木邦夫社長は1月18日、新3ヵ年計画の発表記者会見で、ハイパーマートとコウズ事業の失敗こそが、ダイエーが転落寸前まで追い込まれる事態を招いた元凶と断言した。創業者である中内功氏の長男、中内潤元副社長が1989年に「ハイパー構想」をぶち上げてから約13年。中内潤氏の直轄事業とあって、次第にハイパーマートがダイエーグループの中で聖域化し、ハイパーに反対するものは、ほとんど社外に放り出された。

冷たい惣菜、暗い倉庫風の売り場のイメージをダイエーに持つて

いる消費者が多いだろう。その代表格がハイパーマートであった。1990年4月、1号店を兵庫県で開店した。1つだけほしいという顧客は無視してダンボール単位でしか売らない。ターゲットは米国のような週末のまとめ買いをする顧客である。建物は1フロアで売り場面積約1万平方メートルの巨大な倉庫風、天井と壁は剥き出しで床もコンクリートの打ちっ放し。商品は台車に積まれ、入り口には買い物カゴではなく大量の大型カートが「安いから買え」といわんばかりに威張って並んでいる。社員の姿がないことも多く活気の感じられない売り場、それがハイパーマートの姿である。

1957年に創業したダイエーの創業者の中内功氏は、①「良いものをより安く」の安売り哲学、②多角事業化を駆使した「規模の経済」の追求、③中央集権システムの流通革命理論を実践し、1972年には、三越をぬいて小売業日本一になった。1980年には、小売業界初の1兆円



D. ハイパーマート岡崎店前にて

を達成、その勢いで80年代にM&A（企業合併・買収）でさらに規模を拡大していった。

この成功体験により、経営上のすべての最終決定を中内氏が下すのを可能にした中央集権システムを、一切の批判を許さないワンマン体制にかえていった。80年代頃から、このワンマンは店舗・サービスはどうであれ、消費者は安いから当然買うものだという錯覚を起こしはじめる。さらに、巨大な販売力によってメーカーをたたけば価格は下がるからと、メーカーとの取引で圧力をかけて公然と不当なリベート等を要求し始めたため、優良なメーカー・取引先はダイエーから離れていった。こうして魅力ある売れ筋商品が次第に店頭から消えていき、他のスーパーとの品揃えに差がでてくる。ダイエーには「自分の買いたいものがない」との消費者の不信がこうして増幅した。

この内功ワンマン体制が強化された時期に息子、中内潤氏を副社長に登用し、前述したようなハ

イバーマート構想が展開されていった。暗い・汚いイメージと取引先離れが加速し、従業員のモラールは低下し、顧客へのサービスも悪化したのである。結果的に売上・営業競争力の低下に拍車をかけた。（図1）

ダイエーの経営危機は、この図の示すように流通革命論の帰結としてもたらされたものである。一度イメージダウンし、不信を買った店舗の再建がいかに難しいものか、破綻した長崎屋、そごう、マイカル、壽屋が良い例である。現段階でのダイエーの営業競争力の弱さは、売上高に対するダイエーの営業利益率が0.6%にとどまり、イトーヨーカ堂1.1%の半分ほどであることからも示されている。

ダイエー再建への道

あまりにも、遅すぎた感がある。もしダイエーの再生の可能性があるとすれば、営業力の強化が重要なポイントになる。そのためには、図1の営業力の低下を招いた要因、

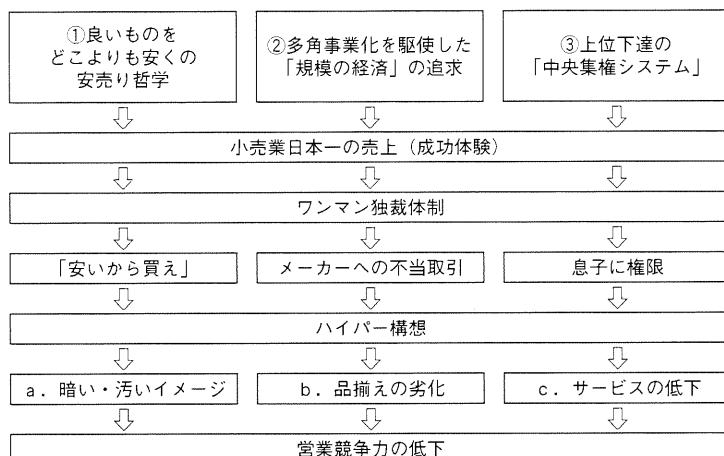
a. 暗い・汚いイメージ、b. 品揃えの劣化、c. サービスの低下、この3つの要因を地道に改善することである。その改善策は、A. 店舗の清潔さ・明るさ・便宜性のある空間づくりであり、B. 豊富で魅力ある商品の品揃え、C. サービスの向上の3点になる。

まず、店舗の明るさと清潔さ及び便宜性のある空間づくりについては、顧客の生の声を取り入れた改装と業態の変更が必要である。ただし今後資金が限られている現状では、現在のスーパーを、自社で開発した専門店やグループ外の有力専門店の集積「カテゴリー・バリュー・センター（CVC）」に業態を転換させる方法も有効かもしれない。今までの暗い・汚いイメージを払拭するためにも、外部テナントの協力で店舗の魅力ある空間を創出していくかねばならないだろう。それにより集客力も高めることが可能である。現段階では、外部の力をいかに取り込めるかが課題である。

次に豊富で魅力ある品揃えのためには、取引先とダイエー両者が有効なパートナーシップを築くことが前提である。過去のダイエーにみられた取引額の大きさで、取引先に圧力をかけ、不当ともとれるリベートを当然のように要求する悪弊体质から脱却しなければならない。優良な取引先は、優良な小売業との取引を中心に据える。ダイエーの仕入れ担当者は、体质改善をはかり、取引先の協力が得られるよう努力をすることである。そうすることで、売れ筋商品の仕入れが可能になり、顧客にとって魅力ある品揃えが豊富にできる。

サービスの向上には、まず従業

図1 ダイエー栄光から転落の構図





員のモラールを高めること。そのためには経営陣の顧客と従業員にたいする意識改革が求められる。社長・経営陣が一番に上に位置する従来のピラミッド組織ではなく、顧客を一番上に置き、顧客に接している全従業員がその下にある逆ピラミッドの組織の考えに頭を切り替えるべき時である。社長と経営陣は従業員をサポートするために存在し、一番下に位置づけられているのだという考え方への意識改革である。顧客へのサービスを一番に考える組織にしてはじめて、顧客第一主義が貫かれ、顧客からの重要な情報が得られ、顧客へのサービスの向上につながる。従業員をロボット扱いせず、一人一人の能力が発揮できるチャンスを与え、仕事に対するやりがいを持つもらうことが、ダイエーの活性

化にもつながる。

もう1つには、今回のリストラ予定者6000人に対する最善の処遇をしていくことである。6年前のリストラでは、サービスの低下をもたらし、従業員のモラールは低下していった。従業員もまた重要なダイエーの顧客である。そして、その家族・知人を含めれば数十万人になる。安易にリストラすることだけは、サービス業のスーパーとしては、絶対避けねばならない。この苦境に新しい発想で、ワークシェアリング等での雇用確保手段で、少しでも従業員の雇用を確保することに全力で取り組む経営者の姿勢をみせる。そのためにも、退職者をより少なく経営努力をすることが、残った従業員のモラールの向上につながるのではないだろうか。

現在、企業環境はますます厳しさを増している。デフレ下での個人消費の落ち込み、スーパー業界の競争激化等の厳しい外部環境が、営業力を強化する前には立ちはだかっている。昔から、「商(小売)に良策ナシ」、「商=飽きない」、「牛のよだれ」と言われている。商いは、毎日こつこつ地道な努力を積み上げるしかない。数字の羅列だけでは再建は出来ない。売上は、1円1円の積み重ねでありこの地道な努力によって、残される約220店舗を、顧客にとって魅力ある「お客様の店」に新しく生まれかわらせることが肝要である。経営陣の顧客に対する意識改革と従業員のモラール向上はもちろんのこと、この地道な努力なしにはダイエーの再生はない。

(落合 修 所友 流通労働者)



◆青木建設の経営破綻

2001年12月6日午後、東京証券取引所1部上場のゼネコン・青木建設は東京地裁に民事再生法の申請を行った。負債総額は青木建設単独で2721億円、連結ベースの負債総額は5220億円にものぼり、上場ゼネコンの経営破綻としては97年の東海興業、98年の日本国土開発と並ぶ大型破綻となった。

債権放棄ゼネコンでは初の経営破綻

青木建設は1999年3月に取引金

融機関との間で総額2049億円の債権放棄で合意に達し、20年の再建計画を実施していた。この再建計画は、メインバンクであるあさひ銀行と日本興業銀行の2行がそれぞれ約1000億円の債権を放棄し、青木建設も20年をかけて1300億円の有利子負債償却をめざすものであった。当初から20年に及ぶ再建計画は長期に過ぎ、実現性を危ぶむ声もあった。これに対して矢野洋一郎社長は「環境が一段と悪化しても無理なく達成できるよう、あえて20年という期間を設定

した。計画の前倒しも十分に可能だ。また、販売用不動産の含み損処理を義務づける新会計基準への対応も、すでに販売用不動産を持っておらず追加処理の必要はない」(2001年1月5日付・日経新聞)と述べ、当初の債権放棄が一時しきではないことを強調していた。

しかし、債権放棄からわずか2年半での経営破綻は、再建計画そのものの虚構性を明らかにしたに過ぎず、再建計画への45金融機関の「協定書」もまったく無力であった。結局、大和銀行との経営統合を急ぐあさひ銀行と、みずほホールディングス内での不良債権処理を進めたい日本興業銀行のメインバ



ンク2行が、青木建設の民事再生法申請の引導を渡したかたちであるが、バブル期にホテル経営や海外リゾート投資などでいたずらに拡大路線を走ってきた当然の結果だったのではないだろうか。

逆境の債権放棄ゼネコン

金融機関から債権放棄を受け経営再建を進めるゼネコンは、今回の青木建設を含め9社に上る。いずれのケースも、過剰な投資・借り入れに伴う過剰債務から、事实上の自力での経営再建を断念し、金融機関への債権放棄を要請・再建計画を進めているものばかりである。

1997年の飛島建設が6400億円の保証債務の履行免除を受けた事からはじまり、99年には青木建設（債権放棄2049億円）、フジタ（同1200億円）、佐藤工業（同1109億円）、長谷工コーポレーション（同3546億円）、さらに2000年には大末建設（同630億円）、ハザマ（同1050億円）と続き、2001年には熊谷組（同4300億円）、三井建設（同1420億円）と続いている。しかし、青木建設の経営破綻が示しているように、これらの債権放棄が一時しのぎの延命策に過ぎず抜本的な体質改善には、いたっていないのは明らかである。現実に、債権放棄後の有利子負債はフジタが8791億円、熊谷組で6368億円、長谷工で5447億円（いずれも2001年3月末現在）の高い水準にある。同期のフジタの売上高が1663億円、熊谷組で2994億円、フジタで1663億円であるを見ても、債権放棄が抜本的な経営改善につながるとはどういえ考えられない。

さらに、競争激化に伴う受注単価の下落、公共工事削減など建設市場が縮小する厳しい経営環境の中でこれらゼネコン各社の再建計画の行方はまったく不透明と言わざるを得ない。また、2002年に入つて三井住友銀行をメインバンクとする三井建設と住友建設の経営統合が発表されたり、みずほホールディングスをメインバンクとするハザマ・佐藤工業・飛島建設の経営統合説が報道されるなど、新たに再編の動きが出ている。（この経営統合は実現せず、3月3日に佐藤工業は東京地裁に会社更生法の適用を申請した。）

拡大路線を進んできた 青木建設

青木建設は1949年にブルドーザー工業として大阪で設立されている。機械化土木工事を中心に関西圏を地盤として、1960年代の高度経済成長とともに成長を遂げて

きた。とくに創業者の長男である青木宏悦が73年に社長に就任して以来、事業内容の多角化や拡大路線を推し進めてきた。「青木建設は竹下銘柄」と言われる。青木氏は大蔵省に入省し佐藤栄作内閣で橋本登美三郎官房長官の秘書官を務めた。その際、官房副長官を務めていた竹下登と親密な関係を築き、建設省や大蔵省と大きなパイプを持ち影響力を行使する竹下の威光をバックに準大手ゼネコンの一角に青木建設を押し上げたとされる。

さらに、『脱ゼネコン路線』を掲げて88年には世界的ホテルチェーン・ウェスティンホテルズ＆リゾーツを1900億円投じて買収しホテル事業に参入したり、89年には有田焼のテーマパーク・有田ポーセリンパークの運営をスタートさせ、さらには内外でのゴルフ場経営や不動産事業を展開するなどバラエティ豊かな多角化・拡大路線を推し進めてきた。



大阪市北区本社前



しかし、これら『脱ゼネコン路線』がバブル崩壊と平成不況によって頓挫し、96年3月期決算で990億円の特別損失を計上している。その後、建設省から迎え入れた矢野洋一郎が社長に就任、2000億円強の債権放棄や20年の再建計画策定、さらには本業の土木工事での関西新空港の埋め立てなどの大型工事を受注するが、結局5220億円の負債を抱えたまま民事再生法の申請という結末に達した。その伏線には、11月20日付のあさひ銀行の2002年3月期の5300億円もの赤字計上と法定準備金の取り崩し発表と、11月26日付のみほるグループの経営不振企業向けの大口融資に対する「特別引当」8000億円の計上報道があった。11月27日には青木建設も中間決算を発表し、海洋事業の子会社と北米でのホテル事業が好調で当期利益4億円を計上するとしていた。メインバンクの処理シナリオの完成とほぼ同時に、中間決算の発表からわずか10日も経過せずに青木建設は民事

再生法の申請に踏み切る事となつた。

青木建設の破綻を受けて、小泉首相は「不良債権問題、構造改革が順調に進んでいる現われではないか」とコメントし、柳沢金融担当相は「結果として不良債権につながる」と語っている。また青木建設と政治家との関係や、矢野社長自体が建設省からの天下りである点などから、「永田町や霞ヶ関の関与」「官邸からの圧力」を示唆する声が市場関係者の一部からあががっているが、真相は定かではない。

今後、青木建設は業績が好調な海洋土木分野や、ウェスティンホテルのブランド力をバックに支援企業探しを行っていく。支援企業候補にはドイツの最大手の建設会社ホッホティーフやスウェーデン最大手のスカンスカなどがあがつており、国内建設市場に外資ゼネコンがはじめて本格参入するケースも考えられる。

政治献金に対する 株主代表訴訟通告

青木建設の経営破綻を受けて、企業監視の市民団体・株主オンブズマンは政治献金の返還ならびに将来の政治献金差し止めを求めて株主代表訴訟の通告を2002年1月8日に行っている。オンブズマン側は、債権放棄以前から欠損が生じていたとの認識から、政治献金は国民個人の国政決定権を歪め、無償の利益供与にあたり「社会から期待・要請される行為ではない」、多額の欠損を抱え経営が危機・破綻状況にあった場合の政治献金は認められないと主張し、1992年以降の政治献金1億6007万円(対自民党・約1億3千万)の返還を求めている。ゼネコンの政治献金としては福井地裁での熊谷組に次いで2例目、民事再生法申請企業としては初の代表訴訟である。

(野町直彦 所員 専門学校教員)



◆新光美術の偽装破産との闘い

はじめに

株式会社新光美術は、1955年創業の総合印刷会社で本社が大阪府茨木市にあり、最盛期には310名、売上58億円、業界では中堅上位に位置していた。しかし、昨年1月「積年の業績不振」を理由に「自己

破産」し「社員93名全員が解雇」された。ところが、非組合員と管理職の多くは解雇された日に関連会社に再雇用されていた。

私たちはこの「自己破産・全員解雇」に納得できず、元経営陣に対して「賃金や退職金の未払い、『組合員に的をしぼった全員解雇』は許せない」という立場から、「雇用確

保・労働債権確保」の要求を掲げて闘った。通告を受けて10ヵ月の闘いをへて、元経営陣から長年の組合つぶし攻撃と全員解雇に対する謝罪、および一人を関連会社で雇用、さらに争議団員には労働債権を上回る解決金を支払わせ、「組合つぶし攻撃」「全員解雇」に対する闘いを締めくくった。

仕事や得意先より 「組合つぶし優先」

1972年に労働組合を結成。その後労務屋が介入し、組合敵視・排除、組合員いじめ、部門の子会社化などの徹底した組合弱体化政策が貫かれた。89年には組合幹部への不当配転や組合旗撤去事件、90年には施設の使用拒否、91年には組合幹部に対する配転を強行する事件など労務政策がエスカレートする。92年春闘時の会社施設の全面的使用禁止と再度の組合旗撤去事件以後、組合費チェックオフ協定の一方の破棄、新入組合員への脱退強要、組合掲示板の新食堂への移設拒否、組合ニュースを奪う、新入組合員と労組副委員長に対する不当配転など、不当労働行為のデパートと呼ばれるような本格的な「組合つぶし攻撃」を次々と仕掛けてきた。

組合は、この間、職場での闘いや会社門前、経営者宅周辺、JR茨木駅頭宣伝などで闘い、併行して地方労働委員会へ3件の救済申立てを行った。いずれも勝利命令を得たが、会社の攻撃は止まらなかつた。逆に、会社側は経営者宅周辺宣伝差止めの仮処分と損害請求訴訟を起こした。「仕事や得意先よりも労務政策最優先」のため、職場モラルの低下、中堅幹部の退職、技術革新への不対応、得意先信用の低下などを來し、バブル経済崩壊後の不況も重なって業績を急速に低下させていた。

98年春から管理職に対する賃金遅配も出始め、秋には旧印刷工場の敷地を売却。9月には全社員の賃金遅配や組合事務所の強制撤去、

さらに賃金遅配の理由を知るために労働組合の集会に参加した非組合員の小林隆司君を解雇するに至った。

組合は、独自の調査を進めた結果から「経営は危機的な状況」と考え、99年4月会社側に「緊急を要する業績不振対策=経営改善提言」を示し、真剣な検討を求めたが、会社側はこれに対してまったく無視だった。

周到に準備していた 「組合つぶしの計画倒産」

会社側が最後に計画・実行した策が、今回の「労働組合を丸ごとつぶせて、新光関連12社全体のリストラを計る新光美術倒産」劇だった。この計画は2000年春から進められ、夏にメインバンク=相互信用金庫と申し合わせて（新光美術は相互信金から、関連会社=新光インターを巡回して3億円を借りる。その際、新光美術の営業権をその関連会社に担保として提供。この時すでに新光美術を倒産させる

ことで話が出来あがっていた）手が打たれ、新光美術と新光関連会社の役員交替、経理担当の変更、得意先対策がつぎつぎと行われた。

私たちは、「倒産」計画を察知し、12月22日から職場泊り込み体制に入った。以後争議解決まで泊り込みで職場を確保し続けた。

「自己破産・全員解雇」との闘い

2001年1月5日初出の朝一番に「全員解雇」通告が出された。この日、組合員のいない東京営業所の全員と大阪の非組合員や管理職の多くは、関連会社=新光インターで再雇用され、今まで通り働くことになった。

1月17日破産宣告、翌18日に破産管財人が職場に来て「国税滞納が多くて労働債権は出ない。職場から出て行きなさい」と通告された際には、労働組合は「再建の芽を摘まないでください。機械設備の保全のため職場に止まります。今までの経営陣の異常な動きを明ら





かにすると同時に、経営陣の責任を追及して行きたい」と管財人に私たちの意見を述べた。これが、倒産・全員解雇争議に突入した組合の新たな闘いへの決意表明の場となつた。なお、倒産直後から家族に対する配慮や悩みについて毎日のように話し合い、気持ちをひとつにするよう努めた。

元経営陣の自宅周辺や新光関連会社への宣伝行動を頻繁に取組むことにより、元経営陣を交渉の場に引き出すことができ、のべ16回の交渉を重ねた。私たちは5項目の要求を掲げていた。①地裁で解雇無効が確定していた小林隆司さんを関連会社で雇用する。②労働債権は全額の支払いを。③組合員を関連会社で雇用する。④92年春以降の数々の「不当労働行為」に対する謝罪と損害額補填を。⑤社長および前社長が、全社員の前で詫びる。

元経営陣との交渉は、4・5月に入ってもいっこうに進展せず、「茨

木で働き続けたい」のメドも立たず、解決の展望の見えない中だるみ状態になり、争議団員が一人去り、二人去るという困難な状況に陥ってきた。

5月から6月にかけて「夏が勝負=正念場」と考え、行動提起を徹底・強化した。この「夏が勝負=正念場」の闘いが結実し始めたのが夏の盛りだった。7月から動き出した。途中、相互信金から妨害があったが、10月10日に和解文書に調印、その後佐藤新光インター社長と佐藤康造前新光美術社長からの謝罪があって、闘争終結の判断をした。

和解内容は、「佐藤一族として道義的责任のあることを深く認識する」「小林君を関連会社=新光株式会社で6カ月間雇用する」「(争議団員には未払賃金・解雇予告手当・退職金・過去2年分の一時金などの労働債権を上回る)解決金を支払う」「佐藤一族の代表者が、組合員の会合において謝罪する」など

の5項目。

一定の成果をあげることのできた要因

私たちが闘って「一定の成果」をあげることができた要因として、次の点があると考えている。①元経営陣やメインバンクの弱点と法に違反したやり方を追及し��けたこと。②破産管財人の理解と協力を得られたこと。③元経営陣と関連会社に対する抗議宣伝行動を徹底して行ったこと。④争議団員が毎日のように議論し、解決まで団結して闘い続けることができたこと。⑤産業や地域の多くの仲間に物心両面で支えられたこと。さらに大阪争議団共闘の諸行動に参加するなかで生きた智恵と元気をもらい続けたこと。⑥地労委に関連会社=新光インターでの雇用を求める救済申立てをしたこと。

(長谷川 長昭 元全印総連大阪地連新光美術労働組合副委員長)

◆市町村合併が自治体財政にもたらすもの

はじめに

2000年4月に475本もの法律を一挙に変えるという地方分権一括法（「一括法」）が施行されて以来、全国的に市町村合併にかかる動きが加速化している。歴史的にみると、市制町村制がしかれた1888

年に始まる時期と、町村合併促進法が制定された1953年に始まる時期の過去二度にわたる市町村合併期があったが、いずれも資本主義の一大転換期に地方制度改革と市町村合併促進策が行われてきたという点では共通した特徴をもっている。いまが第3次合併期にあたるかどうかは不明だが、現代の市

町村合併の特徴と問題点を政治経済学的・財政学的視点から整理すれば、以下の3つの点に集約できる。

財政構造改革下の地方交付税改革とセットの市町村合併

まず第一に、国と地方の財政ストレスの高まりの中で国の行財政スリム化方策の一環に「分権改革」が位置づけられ、その「受け皿」としての市町村合併が推進されてい



る点である。とくに「一括法」施行に伴って、機関委任事務の廃止と自治事務(約55%)、法定受託事務、国の直接執行事務への再編成がなされたものの、事実上の税源委譲がなされないまま、自治事務化されたものなどを中心に国庫支出金の廃止・整理合理化が図られた。さらには地方交付税カットを含む諸改革が進行中であり、小泉内閣は財政構造改革の柱の一つに300自治体構想を掲げている。本間正明氏らは「国と地方の仕事の大幅な見直しと交付税や補助金の削減・廃止により税財源を確保しつつ、大幅な財政赤字に悩む国の財政に大きな影響を与えることなく、地方に税財源を委譲させ、同時にこれまでの国・地方の債務についても再配分を行う」(本間正明編『地方財政改革』有斐閣、2000年)ことを提案し、そのために財源が減少する自治体は市町村合併等の効率化、リストラが避けられないとして、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)手法と市町村合併を奨励している。

こうした地方財政改革論の中心となっているのが、地方交付税をめぐる問題である。近年、地方単独事業の交付税措置や景気対策としての所得税・住民税減税の影響もあって、過去10年間に地方交付税特別会計の借入金残高が急増して42兆円以上にも達しており、地方交付税改革と市町村合併推進策がセットになって展開している。98年から交付税補正係数の変更によって人口4000人未満の自治体に対する交付税が引き下げられ、財政面から市町村合併を余儀なくさせている点も共通した傾向になっている。現行の「合併の特例」に関する

法律」「合併特例法」では2005年3月までに合併した場合、10年間は合併しないと仮定して地方交付税が計算されるという交付税の特例期間を設けているが、制度的には人口規模が拡大すればそれだけ地方交付税が圧縮されるシステムになっている。こうした一連の国と地方の財政関係の再編成が市町村合併を促す一つの誘因となつており、その動きは日を追うごとに活発化している。

開発優先の新市建設設計画と行政サービスカット

第二に、市町村合併推進政策が行財政効率化・合理化の切り札として論じられ、人件費の削減(定員削減)、教育や福祉を中心とする行政サービスのアウトソーシング(民間委託)や民営化、さらには市場化が推進される一方、政府・総務省主導の財政誘導によって、合併特例債(総事業費の95%まで起債の対象となり、70%まで交付税措置されるというものの)の活用などを中心に合併市町村の新しい核とされる拠点地域への公共投資が拡大する傾向にあるという点である。とくに、政令指定都市や中核市をめざす大規模市町村合併の場合には、財政規模の拡大によって大規模な公共投資が実現しうる可能性があり、新庁舎を含む大規模プロジェクト自負押しの新市建設設計画が策定される傾向にある。

こうした政策がおこなわれる背景には、グローバル化による新たな地域経済不均等発展、東京一極集中と地方都市の相対的衰退に伴う地域間競争の激化、資本の経済活動の広域化やモータリゼーション

に伴う広域行政への対応などといった地域経済を取り巻く構造的变化があり、資本の論理が最優先されるのである。他方、広域的な合併によって市町村の人口規模や面積が広大になればなるほど、投資の重点化による地域内の格差が著しくなり、新拠点地域から離れた地域では合併によってかえって衰退する可能性が高くなる。また、合理化の対象はもっぱら吸収合併となる地域の基盤整備や、教育や福祉などの基本的人権にかかわる分野に集中する傾向にあり、公共料金の格差、行政サービス水準の格差があればほとんどの場合、「負担は高い方」、「サービスは低い方」に合わさざるを得ないケースが多い。そのことは、上述の地方税や地方交付税などの自主財源、一般財源の制約等の動きと関連しており、合併前につくられた新市建設設計画に沿って財政支出が拡大した場合には、合併後に多くの財政問題が顕在化する可能性がある。

実際、2001年度に合併によって成立した潮来市(人口約32000人)では、2001年度に、合併前の潮来町と牛堀町の起債合算額8.8億円(98年度)の4倍にあたる38億円もの起債が行われた。これは新市建設設計画で示された額22億円をもはるかに上回る金額である。田無市と保谷市合併によって成立した西東京市では、合併特例債によって100億円の合併記念公園(仮称)の建設がすすめられる一方、人件費の削減、学校の統廃合、学校給食のアウトソーシングなどの合理化政策が推進された。また、合併に向けて準備をすすめている静岡市・清水市法定合併協議会がまとめた新市建設設計画では、両市中間の東



静岡地域への拠点投資計画（新庁舎建設を含む）、100億円のパー チャル水族館・オペラハウスなどのハコモノ建設計画などが目白押しであり、いずれも合併特例債（潮来町では10年間で58億円、静岡市・清水市では10年間で400億円が上限）の活用を中心に一種の「合併特例債バブル」を生み出しているという点では共通している。

政府・総務省主導型の「上からの市町村合併」方式

第三に、95年の合併特例法改正によって、住民発議制度による法定合併協議会方式が導入され、有権者の50分の1の署名があれば議会に対して合併協議会設置を請求することができるようになり、形式的には自主的合併の形態がとられているものの、実質的には政府・総務省主導型の「上からの合併」方式（トップダウン方式）という性格が強いという点である。しかも、都道府県を通じて市町村合併を促進するための制度化も着々と進行している。

具体的には、99年に旧自治省が各都道府県に対して「市町村の合併についての指針」（指針）を示したのをうけて、各都道府県ではすでに市町村合併推進要綱を策定しており、01年には『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取り組み（指針）（新指針）のなかで、都道府県に市町村合併支援本部を設置することや合併

重点地域の指定及び支援をおこない、1年以内に合併協議会が設置されない場合には、その設置についての勧告ができるといった内容が盛り込まれている。総務省は2001年8月に『合併協議会運営の手引——市町村合併法定協議会運営マニュアル——』を策定し、「基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化と効率化が不可欠であり、市町村合併によって、その規模・能力を強化していく」ことが課題であるとして詳細なマニュアルを提示しており、ますます「上からの合併」という色彩が強くなっている。また、合併協議会についても合併の是非を問うのではなく、あくまでも「合併を前提」に設置されており、また委員選出方法もきわめて非民主的で恣意的なものとなっている。いま、全国的な勢いで「上から」の市町村合併が促進されつつあり、何らかの合併計画を抱える市町村数は2000をこえるともいわれている。

おわりに

こうしたなかで、上尾市ではさいたま市への吸収合併の是非を問う住民投票が実施され、反対票が賛成票を上回った。幾度にもわたる住民による共同学習のなかで、多くの住民が「NO」という解答を出したのである。静岡市と清水市では、2002年1月上旬に3つの市民グループによって約10万人分の合併の是非を問う住民投票条例制定

を求める署名が両議会に提出されたが、1月下旬に両市議会で否決されている。1月26、27日に朝日新聞社が静岡市と清水市有権者約1200人を対象に行ったアンケートによると、合併に「賛成」が33%、「反対」が41%、住民投票について「必要」が73%、「必要ない」が21%であった。静岡市労連が静岡市民約16000人を対象に行ったアンケート（中間集計）によれば、58%が「反対」の意思表示をし、年齢別には年齢が若いほど「反対」の割合が多く、性別では女性の方が「反対」が多いという結果が得られた。

かつてシャウブ博士は自治体の民主化を前提に市町村合併を奨励した。市町村合併の是非はあくまでも徹底的な情報公開、公開討論会、多くの共同学習会を踏まえつつ、最終的には住民の総意を反映した形で決定すべきである。下からの自治要求をふまえた地方自治、民主主義のあり方、トップダウン方式に代わるボトムアップ方式による民主的な分権型自治システムをいかに模索するのかが、焦眉の課題であるといえよう（詳細は、拙著『市町村合併と自治体の財政——住民自治の視点から——』自治体研究社、2001年、拙稿「財政からみた市町村合併」「地方自治職員研修」臨時増刊号69、公職研、2002年3月号増刊、84～106頁などを参照）。

（川瀬 憲子 所員 静岡大学）

テロ・報復戦争と現代資本主義、社会科学の課題

国会図書館の壁に刻まれた言葉「真理が我らを自由にする」は、問題解決のためにこそ「真理」を求めねばならない、と私達に語る。今回のテロ・報復戦争が社会科学に問いかけた四つの課題を提示してみたい。

TAMAKI Youichi
環 洋一

I はじめに

以下では、アフガニスタンがテロリストの拠点となったことの意味、また、彼らがイスラーム圏の若者たちを引きつけることができたことの意味、そして、そのことが現代世界において持つ意味について触れ、最後にそこから導かれる社会科学の課題について述べてみたい。

II アフガニスタン社会¹⁾

国土面積は日本の1.7倍の広さを持つが、その大部分は山岳地帯であり、自然環境は厳しい。道路は険しい山岳部を迂回する形で作られ、舗装道路は限られ、鉄道ではなく、都市化も進まない。

多民族国家アフガニスタンの主要民族はパシュトゥーン族、タジク族だが、その他使用言語の異なる多数の少数民族が国内に分布し、部族社会の伝統を強く維持している。部族制と習慣法が生きており、国王の地位は、部族制社会における族長として、成員の総意の代弁者、「同輩中の第一位」に過ぎない者、とされる。国王の出身は特定の家系に限られることが多いが一種の選挙により選出され、ロヤ・ジルガと呼ばれる部族長会議に基づく合議制が伝統的に存在する。

人口の20%弱を占めると言われる遊牧民の大部分は、パシュトゥーン人である。タジク人はおもに商工業に従事した。農業は、小自作農により灌漑設備を用いて行われる。耕作可能な土地は国土の12%だが穀物生産が行われているのは0.2%（1997年）にすぎない。このほか、東南部の山岳地帯ではモンスーンによる降雨があり、林業が営まれてきた。

歴史的に見れば、第一に、第二次アフガン戦争を例外として、主としてゲリラ戦によって外国軍を退け、歴史上植民地となった経験がなく、第二に、現代においては、冷戦構造の中で東西の思惑により国内政治に不安定要因が持ち込まれ、第三に、近代化政策に対しては、伝統的価値観を重視する部族勢力、宗教指導者、農村貧困層が反発する事態が繰り返され、第四に、政治面での主導権をめぐり、部族組織を基礎とする民族間の対立が繰り返されている（図表1参照）。

国連統計からアフガニスタンの30年間の変化を見てみよう（図表2参照）。ただし、他の中東地域の場合と同様に、数値の信頼性は低い。したがって、これらの数値から各項目の傾向だけを見ることにしたい。

1979年のソビエト軍進駐以降、社会主義政権の下で摂取カロリーの維持、教育の拡充、肥料消費量の増加、が見られ、又、天然ガスが中央アジアに輸出され、社会主義のもとでの「近代化」政策が進められたことが推測できる。しかし、社会

図表1 アフガニスタン年表

| | |
|----------|--|
| | もともと「アフガニスタン」は現在のアフガニスタン東南部からパキスタンの一部（クエッタを中心とする地域）であった。 |
| 1747年 | ペルシャ（現イラン）の支配者（ナーディル・シャー・アフシャール）の死亡によりアフマド・シャー・ドゥラーニー（パシュトゥーン人）が「アフガニスタン王国」建国。 |
| 19世紀 | 現在の領域が成立。 |
| 1838～42年 | 第一次イギリス＝アフガン戦争。ゲリラ戦によりイギリス＝インド軍6500名を全滅させ、アフガン勝利。 |
| 1878～80年 | 第二次イギリス＝アフガン戦争。平原での戦闘でアフガン勝利。 |
| 1893年 | イギリスの干渉の下、アフガン＝インド国境（「デュアランド＝ライン」）が決定され、パシュトゥーン族が、アフガニスタンとパキスタンに二分された。 |
| 20世紀初頭 | 1904～05年の日露戦争の結果、ロシアはアフガニスタンへの軍事介入を断念し、イギリスもインド保全のためアフガニスタン・チベット・ペルシャにおけるロシアとの競争を断念した。この結果、アフガニスタンは、ロシア、イギリスの緩衝国となった。また、王権が強化された。 |
| 1919年 | 第三次イギリス＝アフガン戦争（「独立戦争」）。アフガニスタン側がインドに侵攻。公式に独立を達成した。国王による国内近代化政策は伝統社会勢力の反発を生み、タジク、パシュトゥーンなどの諸部族が反乱、略奪を行い、国内は無政府状態となる。 |
| 1933年 | ザーヒル・シャー 19歳で即位（1973年まで）。1933年代から1963年までの期間、国内はもっとも安定した。 |
| 1940年代 | 米ソの援助が開始される。 |
| 1949年 | 自由選挙実施（民主化の試み）。 |
| 1953～63年 | アメリカへ軍事援助を要請したが、西側と同盟関係にあったパキスタンとイランを重視するアメリカ側はこれを拒否。パキスタン領内のパシュトゥーン人の帰属をめぐり、パキスタンと対立。パキスタン経由の対西側貿易が閉ざされ、対ソ貿易の重要性が増す。 |
| 1964年 | 新憲法により「新民主主義」開始。国内政治は左右二極化。 |
| 1968年 | ジョージャーン州の天然ガスを中央アジアに輸出するパイプラインをソ連が建設。 |
| 1972年 | 干ばつ。死者10万人。 |
| 1973年 | 外国からの干ばつ義援金の不正使用によりクーデター発生。国王体制が倒れ「アフガニスタン共和国」成立。ザーヒル・シャー退位。 |
| 1978年 | クーデターにより「アフガニスタン民主共和国」成立。「人民民主党」（共産党）政権が成立。共産主義的改革が、農村貧困層やイスラーム聖職者を中心とした伝統社会の反発を買う。ソ連の影響力が増大し、ムジャヒディン（イスラーム自由戦士）による反政府ゲリラ活動が活発化する。 |
| 1979年 | 内紛発生（12月）。影響力の強化と国境の治安維持のためソビエト軍がアフガニスタンに進駐しカルマル政権を発足させる。以後、アメリカ合衆国、パキスタン、サウジアラビアはムジャヒディン各派に大規模な資金、軍事援助を行う。 |
| 1986年 | ナジ布拉政権発足。反政府勢力との和解政策を追及。 |
| 1987年 | ナジ布拉政権のもとロヤ・ジルガ（部族長会議）が招集され、新憲法を制定。国名を「アフガニスタン共和国」とし、イスラームを国教と定めた。 |
| 1989年 | ソビエト軍撤退。ムジャヒディンによるアフガニスタン暫定政府が発足。 |
| 1991年 | ソビエト連邦崩壊（12月）により、ソビエトからの食料、石油供給が停止。ムジャヒディンの軍事攻勢激化。 |
| 1992年 | ナジ布拉大統領が逃亡し、「人民民主党」政権崩壊。ムジャヒディン各派は連合政権の設立を合意。国名を「アフガニスタン・イスラム国」に変更。 |
| 1993年 | ムジャヒディン各派による主導権争いから無政府状態化。 |
| 1994年 | タリバン創設。 |
| 1996年 | タリバンがカブールを制圧。国名を「アフガニスタン・イスラム首長国」に変更。 |
| 1998年 | この時点では、タリバンが国土の9割を支配。 |
| 2001年 | タリバンがバーミヤン大石仏を破壊（3月）。連続テロ事件（9月11日）の犯行グループの拠点として、米軍が空爆を開始。 |

出所）[1] [3] [9] より作成。

図表2 アフガニスタン統計

| 項目 | 単位＼西暦年 | 1970 | 1973 | 1978 | 1979 | 1980 | 1982 | 1985 | 1988 | 1989 | 1990 | 1993 | 1996 | 1997 | 2000 |
|--------------------|----------------------|---------|------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 人口(1) | 万人 | | | 1,272 | 1,305 | | | | | | | | | | |
| 平均余命 男性／女性 | 歳 | | | | | | | 41／42 | 41／42 | 41／42 | 41／42 | | 45／46 | | 45／46 |
| 乳児死亡率 (千人当たり) | 人 | | | | 182 | | | | | 170 | | 151 | | | |
| 摂取カロリー | 1人・1日 | 2,188 | | | | 2,271 | 2,271 | | | 2,022 | | | 1,732 | 1,732 | |
| 文盲率 | % | | | | 82 | 82 | | | | 74 | | | | | 64 |
| 初等教育学童数 (女子%) | 千人 (%) | | | | | 1,116 | | 580 | 750 | | 622(34) | | | | |
| 農村／ 都市・人口比率 | 農村%／都市% | 89／11 | | | | | | | | | 82/18 | | | | 78/22 |
| 消費者物価 指数(2) | 1980=100 | | | 100 | 98 | 100 | 145 | 219 | 324 | 555 | | | | | |
| 実質GDP成長率 | % | | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | -7 | -3 | -11 | 6 | 6 | |
| 一人当たり 名目国民所得 | US\$ | | | | | | | | | 452 | 411 | 233 | 277 | 286 | |
| 穀物生産 | 1000t | | | 4,432 | 4,209 | 4,120 | 3,840 | 3,608 | 3,543 | 2,834 | 2,705 | 2,970 | 3,522 | 3,683 | |
| 家畜(羊) | 10000頭 | | | | | 1,870 | 1,890 | 1,270 | 1,150 | 1,250 | | | | | |
| 窒素肥料消費量 | 1000t | | | 37 | 36 | 33 | 29 | 53 | 52 | 50 | 50 | 40 | 5 | 5 | |
| リン酸肥料 消費量 | 1000t | | | | 17 | 18 | 16 | 17 | 20 | 26 | 6 | 6 | | | |
| 綿織物生産 | 100万m、m ² | 57.1(4) | | 76.6(4) | 63(4) | 43(4) | 23(4) | | 32 | | | | | | |
| セメント生産 | 1000t | 94 | | 127 | 99 | 87 | 87 | 128 | 70 | 100 | 100 | 115 | | | |
| 鉄鋼消費 | 1000t | | | | | 14 | 3 | | | | | | | | |
| 天然ガス 商業生産 | 石炭1000t換算 | | | | | 3,491 | | | | 3,938 | | | | | |
| 対ドル 為替レート | アフガニー | 45 | | | | 46 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 3,000 | 3,000 | |
| 商品輸入総額 (f.o.b.) | 100万US\$ | | 183 | 591 | | | | 628 | 454 | 252 | | | | | |
| 商品輸出総額 (f.o.b.) | 100万US\$ | | | | | | | 922 | 732 | 624 | | | | | |
| 国連機関 による援助 | 100万US\$ | | | | | | | | 8,661 | 76,883 | | | | | |
| 国家間公的援助 | 100万US\$ | | | | | 8.9(3) | | | 73 | 155 | | | 228 | 278 | |

注) 数値は年、年度のものを含み、ここではその区別を表示していない。(1)推計値。人口は遊牧民を除く数値。(2)カブールでの消費財。(3)民間救援資金。(4)単位100万m²出所) [10] [11] [12] より作成。

主義政権末期には、消費者物価が急騰し、穀物生産の減少、家畜の減少、が見られるようになる。「1990年代の農村／都市・人口比率における都市人口の上昇は、地方の農民が難民化して都市に流入した結果である。ただし、同時期の平均余命の上昇については、それらを引き下げていた人々が難民化し、イラン、パキスタン、中央アジア諸国に総計約五百万人と言われる規模で流出した結果

とも考えられるが、得られた資料からは原因を特定できなかった。」

タリバンのカブール制圧(1996年)以降は、内戦の荒廃による、摂取カロリーの低下、国民所得の低下、通貨の对外価値の極端な下落、が見て取れる。なお、統計表には記載されていないが、1998年末の冬に始まった大干ばつによって、現在、農業・牧畜業は壊滅状態にある。

III 諸外国による反ソ・イスラーム武装勢力の育成

冷戦構造の中で、インド洋、アラビア（ペルシャ）湾、アラビア半島への影響力の行使に際して足がかりとなるアフガニスタンは、東西両陣営の角逐の場として国内の混乱が強められ、アメリカ合衆国はソビエト連邦政策を中心とした周辺諸国の様々な政策の中で、麻薬犯罪やテロ組織の温床となっていました。

アメリカ合衆国は、イスラームを社会主義に対する対抗勢力と位置づけ、ソビエト軍のアフガニスタン進駐の6ヶ月前からアフガニスタン反政府勢力への援助を開始し、1980年代からは反ソビエト軍イスラーム武装ゲリラの育成を、サウジアラビアの資金援助、パキスタン軍事政権による軍事訓練や補給、中国からの武器供与とともに行った。主要反政府ゲリラは7グループとされたが、それらの間にはイスラームの2大宗派である逊ニー派とシーア派の対立（この分裂はバシュトゥーン族とハザラ族の対立と重なった）、部族的な分裂、稳健派と過激派の対立、があった。また、ゲリラ活動の資金獲得に用いられた麻薬はソビエト軍兵士の間にまん延しただけでなく、国際的な麻薬供給源となった。ソビエト軍が撤退すると、サウジアラビアからの資金援助は、政府に代わってウサマ・ビンラディンら富裕者による民間資金を中心に行われるようになった。また、現北部同盟の構成勢力間でカブールをめぐり内戦状態が生じ、地方では、地方司令官が地方軍閥化し、極度に治安が悪化したが、これに対し、パキスタンは国内のアフガニスタン学生の組織化を支援し、タリバンが誕生した。タリバンは、当初、地域秩序を回復し住民の支持を得、カブールを占領するに至ったが、イスラーム法の厳格な遵守を住民に強制する中で抑圧的な性格を強め、麻薬生産による資金獲得を続けた²¹。

また、イスラームでは、世界は「国民国家」から構成されるのではなく、基本的に2つの領域、すなわち、「平和の家（ダール・アル・イスラーム）」と、非イスラーム領域である「戦争の家

（ダール・アル・ハルブ）」から成り、「平和の家」における理想社会は「イスラーム共同体」であると考える。

以上の内戦による政治的混乱と、「客人」を「厚遇」する部族社会の伝統と、イスラーム原理主義³¹における強固なイスラーム共同体意識とを背景に、反米主義によって母国サウジアラビアを追放されたウサマ・ビンラディンらの外国人イスラーム原理主義テロ組織は、「客人」としてアフガニスタンに受け入れられることになった。

IV グローバル化の中での中東地域

中東地域は、政治的経済的に、様々な困難に直面している。国内においても貧富の差は甚だしい。世界的に経済活動のグローバル化が指摘されるようになる30年以上前の1960年代から、国内の貧富の差は、徐々に拡大しつつあった。その格差を解消しようとしても、ネポティズム（縁故主義）のまん延が社会的地位の上昇に対する青年層の希望を閉ざし、政治改革への希望は開発独裁の政治環境と政治腐敗の下で閉ざされる。そして、国内にますます拡大する貧富の差を抱えたまま、先進工業諸国と多くの中東諸国との間の格差もまた、それは正が絶望的となるほど広がっている。そして、このような閉塞状況は政権担当者の墮落とアメリカ合衆国が行ってきた様々な政治的介入の結果であるという意識、パレスチナ問題が解決されない苛立ち、国際社会の中で見捨てられることへの怒り、国内の貧しい人々の側での経済的に見捨てられることへの怒り、人々の間に生みだす。彼らにとって、経済活動のグローバル化とは、この状況をさらに悪化させ、中東諸国をますます世界の発展の中から取り残す元凶にほかならない。

このような西欧社会からの衝撃に対して、自分たちの伝統的価値観であるイスラームを再興し、その教えに基づいた社会を建設することでこれらの問題を克服しようとする考えが、イスラーム原理主義の基礎をなしている。1970年代末から顕在化したイスラーム復興の動きは、中東地域の人々のアイデンティティー回復の動きであり、自

分たちの伝統の中から資本主義とは異なった社会システムを作り上げようとする動きである。それゆえ、イスラーム原理主義は、中東地域の政治的経済的閉塞状況の中で多くの若者を引きつけてきた。原理主義を支持する若者たちには、大学教育を受け、自然科学を専攻する者も多く、単なる「復古主義者」ではない。原理主義運動には武装闘争を行う非公然部門と、地域医療や福祉活動に従事する公然部門を併せ持つ場合があり、公然部門の活動を通じて地域住民の支持を得ている⁴⁾。

このような意識を持つ人々にとって、イスラーム原理主義テロリストへの軍事行動を「十字軍」ととらえるブッシュ大統領の発言や、民間人を巻き込む激しい空爆は、どのようなものに写ったのだろうか。中東世界に広まっている「十字軍」のイメージは、野蛮な侵略者であり⁵⁾、このような発言と攻撃は、歴史の遠近のない世界意識の下にある人々にとって、イスラーム世界全体への攻撃と理解され、ムスリム（イスラーム教徒）の間に反発と恐怖を生み出すことになった。

むすびにかえて 社会科学の課題

社会科学に対して今回の事件が提起した課題とは何であろうか。最後にこの問題に触れてみたい。

前節までの説明から分かるように、今回の問題の背後には、中東諸国内に広く存在する貧富の格差、政治的抑圧、欧米との格差の問題があり、さらにこれらを生み出し支えている、世界政治経済の構造的問題がある。したがって、今回の事態はアフガニスタンという特異な国の問題ではなく、中東の抱える諸問題が、たまたま「弱い環」であったアフガニスタンという場所に集中的に噴出した、とみることができる。とすれば、第一の課題は、このような世界的構造を変えてゆく具体的手法を探ることになる。

次に、今回の「戦争」行為が、国家対国家ではなく、国内の一集団と国家の間で行われていることの意味についてである。現代世界は国民国家の集合体として存在しており、国際関係とは国家と国家の関係と理解してきた⁶⁾。だから、ア

メリカ合衆国以外の国にいる私的なテロリスト集団に対してアメリカ合衆国が行った軍事行動は国際法に違反する、という批判が出されることになる。しかし、それにも拘わらず軍事行動を行うのはなぜだろうか。3000人を越える犠牲者を出したことへの感情的反発を別とすれば、グローバル化した資本主義をささえる様々なシステム、すなわち、治安、法による統治、経済活動の中枢機能への国際的攻撃と認識されたからにほかならない。したがって第二の課題は、この事態の整理を可能にする、世界市場における新たな国家論の開拓であるように思われる。

さらに、世界的格差構造の変革手法の探求と世界市場における国家論の開拓、という課題は、第三の課題に発展する。すなわち、一国内でのセーフティ・ネット構築と同じように、世界的なセーフティ・ネット構築の可能性を探ること、である。政治面でみれば、アフガニスタン住民にとって、タリバンか北部同盟か、という選択は無意味である。これまでの両派の兵士による暴力、レイプ、略奪行為に対して、住民は等しく警戒し、まず安全を、そして自分たちで問題を解決する手段としての民主主義を求めている。その際、誰がネット構築の主体になるのか、資金をどのように調達するのか、どのようなネットを張るのか、これらは未知の領域だが、世界的なセーフティ・ネットの構築は世界の安定に不可欠であり、それを通じて、困難に直面する地域や社会に対して、その外部から「あなた達を、見捨てない」というメッセージを絶えず伝えることが、それら地域や社会に住む人々の未来への希望をつなぎ止める上で極めて重要になるからだ。

最後に、課題の第四として、文明の共存のための手法を探る、という課題があるようと思われる。課題の一で述べた中東地域の社会構造的問題に対して、人々は、イスラームを、これらの問題を精神的にも社会制度的にも克服する指針として受け入れている。しかし、イスラームは、外部から流れ込む異質な文化をなかなか受け入れようとしない、自己完結的な傾向の強い宗教である。それゆえハンチントンは「文明の衝突」⁷⁾の可能性を指摘したが、イランのハタミ大統領は「文明の対話」⁸⁾戦略を打ち出し、これに対抗した。言

うまでもなく、ここでいう文明とは、単なる「宗教・道德・学芸などの精神的所産としての狭義の文化に対し、人間の技術的・物質的所産」(広辞苑五版)を指すのではなく、「文明は、言語、歴史、宗教、生活習慣、制度といった共通の枠組みと主観的な自己認識によって導かれる」⁹⁾ものである。中国の文化大革命やカンボジアのポルポト派による破壊行為も共産主義における原理主義によるものであったことを思えば、事実として、すべての原理主義は人間にあって望ましい社会を決してもたらさなかった、と言ってよい。原理主義を克服し、多元主義的な世界を形成するための社会理論を深め、その手法を探ること、文明間の「衝突」の危機を回避し、文明間の「すれ違い」による危機の深化を防ぎ、多様な価値観の共存を可能にする手法を探ること、これもまた、社会科学の重要な課題であるように思われる。

- 1) [1] [3] [9] [10] [11] [12] により作成。
- 2) [2]。サウジアラビアと結びついたアフガニスタン・スンニー派過激派グループは、アフガニスタン戦争後フィリピンに渡り、アブ・サヤフとしてイスラーム反乱運動を展開 ([2] 88ページ)。
- 3) ムスリムが本来プロテスタンの用語である「原理主義」の使用を好まないため、最近は「イスラミスト（イスラム主義者）」、あるいはイスラミストのうちの過激派に限り「ジハードィスト（ジハード主義者）」の用語が用いられる ([7] viii ~ x ページ)。
- 4) エジプトでは、政府による厳しい取り締まりの結果、軍事部門は国外に逃れ、アルバニア、コソボ、スー丹、アフガニスタンにつながる国際的ネットワークを形成することになった。[7] 6章、7章。
- 5) [8] 1章。
- 6) 今回の連続テロ事件に関して、国民国家概念を出发点としてタリバン政権の対応を批判した論説が、山崎正和「卑劣な二重基準」(『読売新聞』2001年10月1日、朝刊)である。タリバン政権が、我々の国民国家概念を共有するとの前提に立てば、この議論は有効であるが、彼らが、自らの国家を西欧「近代的」

な国民国家と認識していたかどうかは疑問であり、氏の論説は、図らずもタリバンと我々との世界認識のズレを明らかにすることになったと言える。

- 7) [5]。
- 8) [4]。
- 9) [5] 22ページ。

参考文献

- [1] 勝藤猛「アフガニスタン」、永田雄三他『中東現代史I』山川出版社、1982年、322 ~ 359ページ。
- [2] クーリー、J.K.『非聖戦 CIAに育てられた反ソ連ゲリラはいかにしてアメリカに牙をむいたか』平山健太郎訳、筑摩書房、2001年（原著1999年）。
- [3] 坂井定雄「最貧困アフガニスタンとタリバンの実態」、芝生他『アメリカ vs. イスラム』講談社、2001年、58 ~ 63ページ。
- [4] ハタミ.M『文明の対話』平野次郎訳、共同通信社、2001年（原著2000年）。
- [5] ハンチントン、S「文明の衝突」（原著1993年）、フォーリン・アフェアーズ・ジャパン編・監訳『フォーリン・アフェアーズ傑作選1922-1999 アメリカとアジアの出会い（下）』朝日新聞社、2001年、173 ~ 210ページ。
- [6] ヒロ、D.『イスラム原理主義』三一書房、1994年（原著1989年）。
- [7] 藤原和彦『イスラム過激原理主義 なぜテロに走るのか』中央公論新社、2001年。
- [8] マアルーフ、A.『アラブが見た十字軍』牟田口義郎・新川雅子訳、筑摩書房、2001年（原著1983年）。
- [9] 宮田律「イラン」、立山良司他『中東』自由国民社、1994年、220 ~ 229ページ。
- [10] United Nations. 1983/84 Statistical Yearbook. U.N., New York, 1986.
- [11] —————. 1988/89 Statistical Yearbook. U.N., New York, 1992.
- [12] —————. 1997 Statistical Yearbook. U.N., New York, 2000.

（たまき よういち 研究員）

グローバル化と イスラム・テロリズム

イスラム・テロリズムの根本にあるのはイスラム社会の貧困である。しかしそれが市場経済の普及によって解決されると考えるのは安易である。イスラムの問題を考える際にまず求められるのは、イスラム社会の独自性と可能性の認識である。



USUI Toshimasa
碓井 敏正

I はじめに——文明の衝突？

アメリカにおける同時多発テロ事件と、世界経済の停滞を含むその後の一連の経過は、今後の国際関係と新しい国際秩序を考える上で、重要な問題を提起した。というのは、今回の事件はテロに対して現在の国際秩序が想像以上にもろいこと、そしてアメリカ中心のグローバル化が、深刻な矛盾をもたらすことをわれわれに教えたからである。

ところであの事件に接した知識層の多くは、S・ハンティントンの『文明の衝突』を想起したのではないだろうか。少なくとも首謀者オサマ・ビンラディンは、テロ攻撃をイスラム教のジハード（聖戦）と主張したこと、攻撃されたアメリカも、これを新たな戦争の開始と位置づけたことなどを考え併せるならば、9月11日の事件はハンティントンの予言を証明したかに思われる。

果たしてあの事件は、21世紀の国際関係の基調が、文明間の摩擦と衝突にあることを意味しているのであろうか。それとも全く逆に、フランス・フクヤマが『歴史の終わり』で述べたように、市場経済と民主主義が将来世界の普遍的な秩序と

なることによって、歴史は終わるのか、したがってあの種の事件は、歴史の本流に逆らう一時的な逆流に過ぎないのか。あるいは、文明間の対話による国際連帯の第三の可能性があるのか。本稿の課題は、イスラム世界とテロリズムの関係の考察をとおして、この問題に一定の見通しを立てることである。

そこでまず最初に、ハンティントンの議論に問題解決の手がかりを探すことしよう。ハンティントンによる文明の衝突論には、文明や文化に関する重要な前提が隠されている。それは一つの文明の下で生活する人々は、同一の価値観を有し、同種の発想をするという考え方である。これはかれが階級関係を始めとする社会関係よりも、文化的同一性を重視していることを意味している。この文明觀こそ文明の衝突論の基本前提ということができる。この考え方についたがえば、「西欧にとって、基本的な問題はイスラムの原理主義ではない。問題はイスラムそのもの」なのであり、同じようにイスラムにとって問題なのは、CIAやアメリカの国防相ではなく、西欧そのものということになる¹。

このような文明觀がテロリズムとイスラム的価値観を一体視することによって、イスラム世界と西欧世界との全面対決を想定する点で、危険であ



集英社刊

ることは明確である。現実には、イスラム世界の圧倒的多数が同時多発テロに批判的であったことをみれば分かるように、この考えが実践的にも支持できないことが明らかとなった。しかしそのことはイスラム世界が、アメリカの世界戦略を受け入れていることを意味しない。それはイスラム世界における反米意識の強さをみれば分かる(その最大の原因が、パレスティナ問題に対するアメリカの政策にあることは言うまでもない)。

Ⅱ イスラム原理主義と貧困

問題の正確な理解のためにまず求められるのは、文明の名で問題を簡単に総括するのではなく、社会勢力やイデオロギーの配置とそれを規定する要因を冷静に分析することである。イスラム世界に対して、このような社会科学的なアプローチがなされないのは、先入観と違和感が先行するからであろう。この点で大事なことは、イスラム教を軸とするイスラム文化とイスラム原理主義、さらにはイスラム・テロリズム（現実には不連続的な関係にあるのだが）とを分けること、その上でなぜテロリズムが生まれるのかを分析することである。

まず最初に確認しておくべきは、イスラム教

の教義がテロリズムの直接的な原因であるわけではないという点である。イスラム教に限らず、世界化した宗教はいずれも平和と隣人愛を原理としており、イスラム教がこの点で他の宗教と異なっているわけではない。したがってテロリズムと宗教を結びつける要因は、宗教教義それ自体の中にではなく、社会環境の中にあると考えるべきなのである²¹。

テロを生み出す社会的条件は複合的であるが、その最大の条件をあげるとすれば、それはイスラム社会の貧困である。出口の見えない貧困を始めとする社会矛盾が、テロを生む温床となっていることは間違いない。パレスティナの過激派ハマスやエジプトのムスリム同胞団が、テロ行為の一方で、貧困層のために病院や学校を運営していること、そのためにかれらが民衆から広く支持されている事実は、まさに貧困が問題の根本にあることを示している。したがって、過激派を政治的、軍事的に弾圧することによって問題が解決するわけではない。

もちろん地球上で13億人が飢餓線上にあることをみれば分かるように、貧困は世界のいたるところに存在している。問題はそれがなぜ、イスラム原理主義やジハード（聖戦）あるいはそれにもとづくテロ行為と結びつくのかである。

貧困に対するプロテストの表現形態は、その社会の歴史的、文化的文脈に依存的である。近代社会では様々な社会主義的イデオロギーが、貧困問題の解決の方向性を提示してきたことは言うまでもない。しかし近代化以前の社会では、前近代のイデオロギーが、プロテストの表現形態として利用されることになる。この点では、農民の反乱が日本では浄土真宗（一向宗）を通して、ヨーロッパではキリスト教（ドイツ農民戦争における聖職者、トマス・ミュンツァーの役割をみよ）を通して、表現されたことを思い起こせばよいであろう。

イスラムの教えが社会全体を統制している多くのイスラム社会で、イスラム教がプロテストの表現形態となることは、当然のことなのである。その意味で、イスラム原理主義を宗教イデオロギーにもとづく、単なる宗教的存在と見るのは誤りである。

このことを傍証する事実に、これらの活動に従事している人々に、近代的価値観に本来、親和的である知識層が多いことがあげられる。今回のテロ事件の実行犯の中心人物アタ容疑者が、ドイツの大学で建築学を学び一見、現代的な生活にとけ込んでいたかのように思われるには、この点で興味深い³⁾。かれらはジハードを口にするが、それは湾岸戦争時にイラクのフセイン大統領がそうしたように、イスラム世界の支持を得るための手段として、主張されていると考えるべきであろう。この点にテロ組織とイスラム原理主義とを分けるヒントがあるかもしれない。

もともとナセルに代表されるアラブ・ナショナリズムが盛んなときには、伝統的なイスラム勢力の社会的影響力は衰退気味であったとも言われている。これらの事実は、イスラム過激派の行動がイスラムの古き教義の復活を目的とするものというよりは、現代の社会矛盾へのリアクションであることを教えている。したがってついでに言えば、テロに走るイスラム過激派は、イスラム教聖職者に代表される原理主義よりも近代に開かれているということ、それ故幕末の日本で、過激な攘夷派が開国へと急転換したように、条件さえ整えば近代化の担い手になる可能もあるわけである。

貧困を始めとする社会的矛盾が存在すれば、宗教的原理主義はどこでも台頭し得るであろう。ヨーロッパにおけるイスラム回帰を象徴するフランスでのスカーフ騒動も、イスラム第二世代における貧困問題、失業問題を背景としていると言われている⁴⁾。またルイス・ファラカンの指導するアメリカのブラック・ムスリム運動も、現代アメリカ社会で疎外された黒人層が、イスラムにアイデンティティを見出そうとする運動と考えてよい(600万人のアメリカのイスラム教徒の内、実際に200万人が黒人の改宗者であるという)。これらのことから分かるのは、たとえ近代化された社会の中心部であっても(あるいは中心部であるからこそ)、社会的矛盾が深刻化すれば、前近代イデオロギーが反乱の武器になり得るということである。

III 国民国家形成と早すぎた近代化

テロの温床となるイスラム世界の貧困問題は複雑である。近代化以降の社会では、資本主義商品経済の貫徹が貧富の格差を生むことになるが、その問題は階級関係とオーバーラップしており、勤労階級の権利拡大と中産階級の拡大などによって、改善されうる問題であった。これに対しイスラム世界では、前近代的な貧困と新自由主義的政策によって生み出される現代的貧困が同居しており、問題の改善の糸口を見いだすのは容易ではない。後者の要因は、IMFの構造改革プログラムによって、イスラム諸国の政府が教育や福祉に熱心でなくなったことと関係しているといわれる。この点は特に、近年のイスラム勢力の伸長と関係している点で重要である。

前近代的貧困との関係で問題とすべきは、国民国家の形成がトルコなどを例外として、順調に進まなかったという事実である。国民国家の形成は近代化と相即的であり、国民国家の形成なくして近代化はありえないのであるが、近代的国民国家形成の挫折がイスラム復興の条件を提供したのである。

アメリカによるアフガニスタン攻撃の際に明らかになったように、アフガニスタンでは部族の自治が強く、有力部族が独自の武装勢力を有していること、また隣国のパキスタンでも国家権力の及ばないトライバル・エリアが存在していることなど、国民国家の形成を阻む要因には、イスラム教の力だけでなく部族的結合力があることにも注意しなければならない。後者はイスラム教が世界宗教化するために、マホメットが批判した要素でもあり、その現存はイスラム世界における国民国家形成の二重の困難性を物語るものである。

エジプトのナセル大統領に代表されるアラブ・ナショナリズムは、スエズ運河の接収などに象徴される社会主義的政策によって国民の求心力を獲得し得たが、その後の停滞が、イスラム過激派に活動の余地を与えることになった。

近代国民国家形成の挫折を、もっとも典型的に

示したのがイランである。イランでは周知のように、アメリカの影響下で国王による近代化政策が強引に進められた。その結果、女性に参政権が与えられ、宗教に対する国家統制が強化された。しかし上からの近代化は貧困問題を解決することはできず、第一次石油ショックからイラン革命にいたる期間には、好景気の一方で経済格差が拡大し、インフレの下で膨大な貧困層が危機にさらされることになった⁵⁾。

このような社会的背景の中で起きたのが、宗教指導者ホメイニによるイラン革命である。イラン革命が左翼勢力によってではなく、イスラム原理主義勢力によってなされたのは、当時のイランの社会状況からすれば当然のことであった。民衆のアイデンティティがイスラム教にあったからである。

これらの経過から分かるのは、貧富の格差など社会的格差がひどい時には、国民統合（ナショナリズム）は困難であり、そのような場合には、人間の平等を教義とする宗教が、国民統合の代替イデオロギーになりうるということである。国民国家が自由と平等の提供に失敗するとき、前近代のイデオロギーが共同体的「平等」を担保しようとするのは（往々にして近代的自由と女性の権利を犠牲にして）、なんとも皮肉な話である。いずれにしろ、拙速な近代化はかえって近代化を遅らせることになる例を、イスラム世界は豊富に提供しているのである。

IV イスラム教と近代的価値

行論ではテロを貧困との関係で論じてきた。しかし単なる貧困に対する憤りだけが、人間を集め行動に駆り立てるわけではない。それが整合的な信念体系によって媒介されるとき、はじめて人々は結びつき、自己犠牲を含む目的意識的行動へと組織されるのである。そのようなものとして、宗教が最も強固な存在であることは言うまでもない。とりわけ平等主義と宗教的連帯を重視するイスラム教が、それにかなった性格を有していることも忘れてはならない。その意味で、イデオロギー的絆帶としてのイスラム教の意義を過小評

価することはできない。

この点でまず第一に理解しておくべきは、イスラム教はキリスト教と決して異質な宗教ではなく、それどころかユダヤ教徒も含めかれらは、同じ人格神を信じる啓典の民として親戚関係にあるという点である。もちろんこのことが三者の関係を厳しいものにしたのであるが、同時に教義上、これらの宗教が原理的に理解不能の関係にはないことを意味してもいる。違いがあるとすれば、それは歴史的経過にある。

イスラム世界では宗教が政治と分離しておらず、社会生活を厳しく規制していること（聖と俗の未分離）がよく問題になるが、キリスト教世界においても近代化以前は、宗教が社会と個人の生活を全面的に規制していたのであり、その点で両者の区別を云々することにあまり意味があるとは思われない。問題はしたがって宗教それ自身ではなく、宗教と社会、国家との関係にある。

この点で重要なのはキリスト世界では、近代化の過程で個人の信仰と公的世界との分離が行われたこと、すなわち世俗化の進行によって、信仰が個人の問題へと限局されたのに対し⁶⁾。イスラム世界では世俗化（脱イスラム化）が、社会の歴史的成熟の過程で内在的になされず、イスラムの価値観を傷つけるような形で、急速になされたという事実である。このことが既に述べた貧困問題とも関わって、イスラム復興に火をつけることになった。

しかも社会的格差の拡大は、西欧社会の個人主義的、自由主義的文化の導入と同時並行的に進んだ。商品交換経済に媒介された西欧文化が、性的、道徳的退廃を伴うのは必然のことであるが、イスラムの伝統的教えを大切にする人々が、これを西欧文化の本質ととらえ、西欧文化全体をイスラム社会を汚染するものとして拒否するのは、ある意味で自然なことと言えるであろう。

問題の困難性は西欧文化に対する反発が、古きイスラムへの単なる郷愁からではなく、商品交換経済に由来する疎外された文化を拒否するという、人間の社会的本性に根ざす感情から来ているところにある。それゆえイスラム復興の運動には、宗教的外被の下に、健全で平等な社会を取り戻そうとする問題意識（社会主义とも通底する）

が隠されており、決して軽視することはできない。

その点では、イスラム過激派は資本主義の市場メカニズム以上に、普遍的な原理をイスラム世界に行き渡らせるることはできず、急進主義の後には理性的な対応と実利性が勝つものである（幕末の攘夷運動の後に明治の文明開化がやってきたように）という山内昌之氏の理解は、問題の本質を見誤ったものと言わねばならない⁷⁾。

V おわりに——イスラム市民社会の可能性

それではイスラム社会の今後と、西欧社会との関係をどう展望したらよいのであろうか。これまでの議論を整理するために、ここで二つの問題軸を設定したい。一つは南北問題（貧富の格差）の軸であり、もう一つは文化問題の軸である。両者が密接に関係していることは行論の中で明らかであるが、繰り返して言えば、両者は貧富の格差が拡大すれば文化摩擦も拡大し、逆に社会が豊かになれば、文化摩擦は少なくなるという関係にある。このことから結論できるのは、イスラム社会の経済的底上げが、すべての問題解決の出発点になるということである。

しかしこのことは口で言うほど容易ではない。というのはすでに述べたように、イスラム社会の貧困には、伝統的な貧困と新自由主義によってもたらされた現代的貧困とがあるだけでなく、湾岸アラブ諸国に典型的なように、石油利権と結びついた特権層と民衆との間の構造的経済格差があるからである。この要素が、イスラム革命を生む要因となったわけであるが、問題を難しくしているのは、これらの権力がアメリカをはじめとする、先進資本主義国家に支えられていることである。サウジアラビアにおけるアメリカ軍の常駐がそのことを示しているが、それが同時に、イスラム世界との間で余計な緊張を生んでいることは、周知のとおりである。

「自由と民主主義の国」アメリカのダブル・スタンダードがここにある。ダブル・スタンダードの根本にあるのは、自国の利益であることは言う

までもないが、短期的利益に縛られた状況主義的ダブル・スタンダードが、ビンラディンのようなテロリストを育てることを教えたことは、今回の事件の最大の教訓の一つである。

これらのこと踏まえて言えることは、まず第一に先進資本主義国の利権の論理でイスラムの問題に臨まないこと、その上で貧困問題を始めとする社会矛盾に各レベルで誠実に対応することであろう。その際重要なのは、西欧の価値を優越的とみるのではなく、イスラム教を中心とするイスラム文化の独自の価値を理解し評価することである。すでに述べたように、イスラム世界が近代化に立ち遅れたことは事実であるとしても、そのことはイスラム世界が西欧の価値に従属しなければならないことを意味しない。そもそも近代化と西欧化は別の事柄であって、近代化には色々な形態があつて当然なのである。

それどころか皮肉にも同時多発テロ事件は、イスラム社会において西欧流の経済中心主義的個人主義が置き忘れてきた、大事な価値が支配していることを教えた。それは社会連帯と博愛の精神である（実はこれはキリスト教の精神でもあった）。この点は例えばラマダン月の意味には、貧者への思いが込められていることやイスラム社会におけるホスピタリティの豊かさに現れている。またイスラム銀行では預金をしても金利が付かないが、それは資金の運用によって得られた利益を喜捨の事業に使うためであるという⁸⁾。利子は近代初頭において、キリスト教が容認した経済的現実であった。しかしこのような例は、イスラム社会の互助的精神の豊かさを具体的に示している。

この点では、テロ事件に対するアメリカ人の対応は対照的であった。事件を受けた声明で、ブッシュ大統領が「アメリカの自由と生活が攻撃された」として、国民の排外的感情をあおり、問題解決の手段を軍事的報復に矮小化したこと、またそれに応え、多くの国民が星条旗を掲げて連帯感を誇示したことは、国民国家にとらわれたアメリカ人の後進性と、自らの価値を相対化することのできない精神の狭隘さをはからずも暴露することになった。またテロ後のアラブ系住民への抑圧やマスメディア的一面的報道は、アメリカ的自由と多様性の底の浅さを暴露した。これらの事実は、ア

メリカに限らず国民国家的制約の下にある社会連帯と、グローバルな連帯とが異質であることを教えた。むしろイスラムの人類的連帯（イスラム教に媒介された）の方が、国民国家的連帯より普遍的な性格を有していると言うこともできるのである。

以上の議論は、単なる前近代共同体への郷愁からではない。マルクスはロシアの女性活動家、ザ・スリーチへの手紙において、ロシア的共同体の社会主義的可能性を示唆していたが、このことがイスラム共同体（ウンマ）に当てはまらないとは言えないからである⁹¹。グローバル社会の主要な枠組みが市場経済と民主主義であったとしても、その形態は地域によって様々である。市民社会的連帯を生み出す真のグローバル化は、この点を認識するときにのみ、はじめて可能となるであろう。

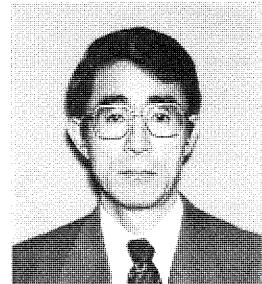
- 1) S・ハンティントン『文明の衝突』集英社、329ページ。
- 2) イスラム教が平和志向的であるとしても、宗教教義それ自体の平和主義と、他の宗教との平和的関係とは区別されねばならない。信仰の本質にある自己の中心性（例えば『コーラン』岩波文庫、36ページ

には「アッラーは回教徒を諸民族の真中の民族とした」という表現がある）と排他的性格を緩和していく課題は容易なものではない。なおイスラム教の基本性格の理解については、井筒俊彦『イスラム文化』（岩波文庫）が手ごろである。

- 3) この点では、イスラエルと和平条約を結んだエジプトのサダト大統領を暗殺したジハード団には、カイロ大学の関係者をはじめ知識層が多かったとも思い起こしてよいであろう（山内昌之編『イスラム原理主義とはなにか』岩波書店、イスラム原理主義、79ページ）。
- 4) 山内昌之編、前掲書12章参照。
- 5) 『現代イスラムの潮流』講談社新書、91ページ。
- 6) ヨーロッパでは、J・ロックの『寛容論』、J・S・ミルの『自由論』などによって、信仰の自由、宗教と政治の分離、個人の自由の確立が行われてきたことは、周知のとおりである。
- 7) 山内昌之編、前掲書32ページ。
- 8) 喜捨は信仰告白、礼拝、断食、巡礼と並ぶイスラム教における6信5行の一つである。なお6信は神、天使、啓典、預言者、来世、天命からなる。
- 9) 『マルクス・エンゲルス全集』35巻、大月書店、136～137ページ。
(うすい としまさ 所友 京都橋女子大学)

アメリカにとっての 2001年9月11日

2001年9月11日の朝、私はニューヨーク市内のアパートで、遅い朝食を取り、CNNのテレビニュースを観ていて大規模同時テロ事件のことを知った。このテロはアメリカにとって何を意味するか、ノーム・チョムスキーの見解にも触れて考えてみる。



MORIOKA Kouji
森岡 孝二

1

留学先のニュースクール大学はワールド・トレード・センター(WTC)のツインタワーを借景として売り物にしていた。ツインタワーの下には何度も足を運び、南棟の107階にある「トップ・オブ・ザ・ワールド展望台」には9月の初めにも登ったところであった。

見慣れたツインタワーがテレビに映り、その北棟の上部壁面から炎と煙が出ている。すると南棟にもう一機が激突し、炎上し始める。そしてほどなく南棟が崩落し、続いて北棟が崩落する。その間、およそ1時間半余り。その間に考えたことを一言でいうなら、「考えられない」ということであった。

<http://www.pointer.org/> というアメリカのメディア情報のウェブサイトがある。ここには9月11日版と12日版の全米各地と海外の新聞から集めた400以上の1面全紙の写真が見出しどもに出ている。以下に特大の見出しの主なものを拾っておく。

9月11日(号外) — Terror in America(アメリカの中のテロ), Oh, My God!(なんということだ), Horrifying(震撼), Outrage(非道),

Attack on America(アメリカへの攻撃), Terror Strikes at Pulse of U.S.(テロ合衆国的心臓を擊つ), Massive Terror Attacks Stun U.S.(大規模テロ合衆国を猛襲), Terrorism Hits Home(テロ本土を襲う), War on America(アメリカへの戦争), Unthinkable(考えられない)。

9月12日 — Nightmare(悪夢), Devastation(惨状), Evil Acts(悪の行為), Act of War(戦争行為), Unspeakable Horror(言語に絶する恐怖), United We Stand(われらは団結して立つ), American Tragedy(アメリカの悲劇), U.S. under Attack(攻撃下の合衆国), Freedom under Attack(攻撃にさらされた自由), America in Crisis(危機に立つアメリカ), Fear Spread Across Country(全土に広がる恐怖)。

「考えられない」というのは私一人の印象ではない。上のウェブサイトで見ると事件直後の新聞のなかにもUnthinkableと大書したものがかなりある。

なぜ「考えられない」ことなのか。激突したハイジャック機に乗っていた人々、高い窓から飛び降りた人々、瓦礫に埋まった人々が、尊い命を奪われたことも、もちろん、この「考えられない」という気持ちに含まれている。しかし、それだけではない。テロリストのグループによって少なくとも4機のジェット旅客機がほぼ同時に乗っ取ら

れたことも、ニューヨークが大規模なテロに急襲されたことも、420メートル・110階建てのツインタワーが二つとも崩落して一瞬に瓦礫と化したこと、ワシントンのペンタゴンにもハイジャック機が命中したこと、すべて、思いもよらない、想像を絶する、という意味で「考えられない」ことであった。

2

しかし、少し考えてみれば、事件はけっして考えられることではなかった。アメリカのハイテク軍事スリラー作家のトム・クランシーが書いた『合衆国崩壊』新潮文庫、全4巻、1997~98年(原書*Executive Orders*, 1996)は、日本航空のボーイング747が「カミカゼ・アタック」をして、ワシントンの国会議事堂が爆発炎上し、大統領をはじめ主要閣僚と議員の大半が死亡するところからはじまる。

冷戦時代に著された『ウォール街200年—その発展の秘密』安川七郎訳、東洋経済新報社、1970年(原書*The Big Board: A History of the New York Stock Market*, 1965)の序文には、

ニューヨーク証券取引所をウォール街からすぐ近くのブロードウェイ南端のバタリーパークに移転したとしても、クレムリンの首脳がアメリカを攻撃する場合は、ウォール街を攻撃するだろうという記述がある。

話は1920年に戻る。アメリカでは、前年のボストンの警察官ストライキ、ピッツバーグのUSスティールのストライキ、同年のシカゴの鉄道ストライキなど、労働争議が多発していた。そういう情勢を背景に、20年11月9日、その年の9月に起きた武装強盗殺人事件の容疑で逮捕されていたボストンのイタリア系移民でアナキスト活動家のサッコとバンゼッティが連邦当局によって起訴され、アメリカ史に残る有名な冤罪事件に発展する(二人は1927年に死刑になるが、後に真犯人が現れて、名誉回復される)。

その直後の9月15日には、ウォール街を標的にした大規模な爆破テロ事件が起きている。そのことを私は、81年後の同じ日に、黒煙の上るニューヨークを後にし、カナダのピクトリアに移動して、たまたま買った同日の『グローブ・アンド・メール』紙の、「その日ウォール街は爆破された」というタイトルの、大きな写真入りの長文の記事で知った。記事が「最初の現代的テロ事



件」と評するその事件は、1920年9月16日朝、ニューヨーク証券取引所のすぐ近く — WTCのあった場所から南東にわずか8ブロックほど — で起きた。記事によれば、イタリア生まれのアナキストと「広く信じられている」人物が仕掛けた強力なダイナマイト爆弾が炸裂し、40人が殺され約250人が重傷を負った（前出の『ウォール街200年』324ページには「38人が死亡、57人が重傷」とある）。

しかし、マンハッタンのWTCで起きたテロ事件を語るにはそんなに古い話にまで遡る必要はない。1993年2月26日、WTCの地下で大規模な爆破テロ事件が起きたことを想起してほしい。この事件では、6人が死亡、1000人以上が負傷した。

青木富貴子『目撃アメリカ崩壊』（文春新書、2001年）によると、93年のWTCビル爆破事件で逮捕され終身刑を宣告された主犯格の一人のモハメド・サラメは、イスラエルに占領されたヨルダン河西海岸のビディヤ生まれで、ヨルダン国籍をもつパレスチナ人である。彼が通っていたイスラム教寺院の「マジスト・アル・サラーム」では、同じく終身刑になったエジプト人の、盲目のイスラム原理主義の導師、オマル・アブドルラーマンが「神の敵を打ちのめし、殺してしまえ。あらゆる場所にいるサルとブタの末裔を、シオニズム、共産主義、帝国主義を葬り去れ。アラーの神に対するジハードに停戦などない」と説いていた。1995年には、もう一人の主犯格のラムジ・アフメド・ユーセフが逮捕された。青木氏がFBIの調査官の言葉として引いているところでは、ユーセフは「貿易センタービルを標的として選び、一方のタワーを倒して隣のタワーにぶつけ、両タワーで総計25万人の被害者を出すつもりだった」。「被害者数は第二次大戦中に原子爆弾の投下を受けた日本の広島と長崎を合わせた総数にマッチさせたかった」という。

映画専門チャンネルのWOWOWは、同時テロ直後に放送予定でいた映画「乱気流 ファイナル・ミッション」と「マーシャル・ロー」を別の作品に差し替えた。9月12日の『毎日新聞』によれば、前者では、ジャンボ機が凶悪犯に乗っ取られ銃撃戦で機長が死亡、操縦席に穴が開きエンジン不調で墜落寸前、という危機にFBI捜査官が

挑む。後者では、93年のWTC爆破事件を発端にニューヨークで無差別テロが続発、戒厳令で軍やFBIが市民の自由を奪おうとする。iran映画「カンドハール」のモフセン・マフマルバフ監督は、『単独発言 — 99年の反動からアフガン報復戦争まで』（角川書店、2001年）の著者の辺見庸氏とのテレビ対談で、WTCのツインタワーにハイジャック機で激突自爆する9月11日のテロについて、アメリカのハリウッド映画の影響があると語っていた。

このように、現実の世界でも、空想の世界でも、9月11日に類似したテロは、9月11日に先立って実行されていたのである。

3

テロ攻撃があった直後から、ブッシュ大統領は「これは戦争である」とし、テロ組織とそれに協力する国家に対して、「必ず報復する」と宣言して、戦争準備を始めた。マスコミ報道も圧倒的に報復戦争支持で、新聞には翌日から「報復」と「愛国心」を煽るような記事が目につくようになった。

しかし、ほかでも書いたことだが、ニューヨークの世論が報復一色であったわけではない。テロ事件の翌日、お世話をになった経済学者に会う約束があって、私は留学先の大学に行くのに地下鉄が使えずタクシーに乗った。ドライバーの黒人女性は「タバコを吸っていいか」と聞く。私が「どうぞ」と答えると、彼女はテロ事件について語り始めた。そこで彼女が真っ先に言ったのは「敵はアメリカにいる」ということであった。私がこわごわ「大勢罪のない人々が殺されたが、アメリカ軍も外国で同じようなことをしてきた」と言うと、彼女は「私もそう思う。ベトナムでも、イラクでも罪のない人たちがアメリカ軍によって殺されてきた。パレスチナも同じようなものだ。アメリカは自分で自分の敵を作っている」と応じた。

その夕刻、大学近くのユニオン・スクエアでは、テロの犠牲者を悼むキャンドルライトの集いが開かれ、300人ほどの人々が手に手に蝋燭をもって集まっていた。地面の紙には、テロ反対の

言葉とともに、報復反対、平和祈念の言葉が書かれ、ポスターにも「報復ノー」「平和イエス」のEメールをブッシュ大統領 (President@whitehouse.gov) に、という呼びかけが書かれていた。

「敵はアメリカにいる」というタクシー・ドライバーの指摘はいくつもの真実を含んでいる。あの自爆テロの実行犯の多くは、アメリカに住み、アメリカで航空機の操縦技術の訓練を受けるなどテロの準備にあたっていた。アメリカ政府がテロの首謀者として指名手配したオサマ・賓ラディンは、長兄のサレム・賓ラディンを介して、ブッシュと石油ビジネスで繋がっていた。そればかりか、今では広く知られているように、サウジアラビア人の賓ラディンは、若かりし日に、旧ソ連のアフガニスタン侵略に対抗するために米CIAがパキスタンの軍情報機関を利用し、巨費を投じて育てた傭兵ゲリラ部隊にいた。しかし、ソ連がアフガニスタンを撤退して2年後の1990年、湾岸戦争が起き、その後サウジアラビアに米軍が駐留するようになるや、賓ラディンは、それを「聖なる土地」のアメリカ軍による占領であるとして、アメリカに敵対するようになる。その意味でも、賓ラディンは、アメリカが生みだした敵である。アメリカ軍の爆撃によって解体されたタリバンやアルカイダについても同じことがいえる。

2002年1月29日、ブッシュ大統領は、一般教書演説を行い、アフガニスタン戦争後も、対テロ戦争を継続すると表明した。演説では米軍が活動している国としてフィリピン、ボスニア、ソマリアを挙げ、北朝鮮とイランとイラクの3か国をテロ支援の「悪の枢軸」(axis of evil) として名指しで非難し、それらの国が「(テロ壊滅のために)行動しないなら、米国が行動する」と恫喝した。その目的は「テロ支援国家が大量破壊兵器を使って米国と同盟国を脅かすのを阻止することにある」(『朝日新聞』2002年1月30日夕刊)。

ブッシュは一般教書演説で、イラクは「米国への敵意を誇示し、テロを支援し続け」、「何十年も炭疽菌や、神経ガス、核兵器の開発を企ててきた」と言う。それは否定できないことかもしれない。しかし、それ以上に否定できないのは、イラクを非難するアメリカ自身がある場合にはテロ

や暗殺や武器供与やクーデター工作を行うことによって、またある場合には生物化学兵器や核兵器を含む各種の大量破壊兵器を誇示するか、実際に用いることによって、世界の国々を脅かし、あるいは屈服させてきたことである。

4

アメリカの軍事介入国家あるいはテロ国家としての特質を鋭く論じているのはノーム・チョムスキーである。ニューヨーク遊学中にボストンを訪れた際、『浪費するアメリカ人』(岩波書店、2000年) の著者であるジュリエット・ショアに誘われて、私はチョムスキーの5月15日の講演会に参加する機会を得た。「ブッシュ政権の100日」と題されたその講演は、宇宙軍事化計画(ミサイル防衛構想) や、北米自由貿易協定(NAFTA) 問題、エネルギー政策、地球温暖化防止に関する京都議定書からの離脱問題を取り上げながら、ブッシュ政権の軍事強硬路線と反環境路線を批判したものであった。

ニューヨークのセブン・ストーリーズ・プレス社から出ている「オープン・メディア・パンフレット・シリーズ」の一冊にショアの『21世紀のための持続可能な経済』(A Sustainable Economy for the 21st Century, 1998) がある。それを彼女からもらって、同じシリーズに、チョムスキーのものがいくつかあることを知り、『メディア・コントロール——プロパガンダの目をみはる成功』(Media Control: The Spectacular Achievements of Propaganda, 1991), 『富裕な少数者と貧乏暇なしの多数者』(The Prosperous Few and the Restless Many, 1994), 『秘密と嘘と民主主義』(Secrets, Lies and Democracy, 1994), 『合衆国の軍事力の傘——普遍的人権宣言と合衆国政策の矛盾』(The Umbrella of U.S. Power: The Universal Declaration of Human Rights and the Contradictions of U.S. Policy, 1999), などを買い求めた。チョムスキーの著作は一般に分厚いことで定評がある。しかし、ここに挙げたものは新書サイズで読みやすく、94年に出了た2番目と3番目の冊子はいずれ

も10万部以上発行されている。なお、出版社は異なるが、チョムスキーにはイラン＝コントラ・スキヤンダルに関して合衆国の政治文化を分析した『テロリズムの文化』(The Culture of Terrorism, South End Press, 1988)という本もある。

2001年の国連『人間開発報告』(Human Development Report)によれば、1993年現在、「アメリカの総人口の10%にあたる最富裕層（約2500万人）が世界の総人口の43%にあたる最貧困層（約20億人）より多くの所得を得ている」。富めるアメリカと貧しい第三世界との間には絶望的な溝があり、その溝は年とともに大きくなっている。チョムスキーが上掲の諸冊子で一貫して論じていることは、グローバル経済のもとで、貧しい国々がますます貧しくなるような世界秩序を維持するために、アメリカは強大な軍事力を必要とし、政府と企業の利益次第では、国連も無視して軍事介入国家として振る舞う、ということである。

こうした主張が何を根拠にしているかを確かめるには、チョムスキーの『アメリカが本当に望んでいること』益岡賢訳、現代企画室、1994年(What Uncle Sam Really Wants, 1986)を読むがよい。そこでなされているニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ブラジル、アルゼンチン、チリなどの考察は、アメリカの「よき隣人」政策の本質を知るうえで示唆に富んでいる。グレナダは人口10万ほどの地図で探すのも難しい南米の小さな島国であるが、「このグレナダが健全な社会改革に乗り出したとき、ワシントンはその脅威を根絶するためにすぐさま乗り出した」(33ページ)。なぜなら「グレナダのように小さな貧乏な国が国民生活に向ふをもたらすことに成功したら、もっと資源の豊富な他の国々も『我々にだってできるに違いない』と考え始めるであろう」(34ページ)からである。

チョムスキーがジョージ・ケナンをはじめとする戦後の政府ブレインの言説や、専門家の研究をもとに述べているところでは、アメリカは、自国民を拷問にかけている政府に対してより多く援助を与える傾向がある。また、アメリカ企業は、企業環境を良好にたもつためには、拷問や殺人でさえ容認する。「1970年代から今までに、米国に

よって支援された軍隊によって殺された人の数は、中米だけで、20万人にのぼるが、これは、民主主義と社会改革を求めた大衆運動が無差別に狙われた結果である」(50ページ)。

5

「9月11日」を論じた本ではこれまでのところ、チョムスキーのインタビュー集『9.11 — アメリカに報復する資格はない』山崎淳訳、文藝春秋社、2001年(原題は副題のない「9-11」、出版社は前出のセブン・ストーリーズ・プレス社)の右に出るものはない。

彼のみるところ、9月11日の事件の新しさは、アメリカ本土に銃口が向けられたことである。私はニューヨークで9月12日に会った知り合いの経済学者に、アメリカ本土が攻撃されたのは1812年の米英戦争以来だということを教えられ、そのことを日本へのメールにも書いた。しばしば真珠湾が引き合いに出されるが、真珠湾はアメリカの本土でなく植民地であった。アメリカで9月14日に買った『ニュースウイーク』の臨時増刊号は、カバーストリーに、「われわれは安全だと考えてきた。しかし、間違っていた」と書いていた。まさに、そのことが、このテロがアメリカに与えた衝撃であった。

しかし、アメリカの政府も企業もただではころばない。チョムスキーの言うように、9月11日のテロの利用はすでに始まっていた、軍事化が促進され、社会の民主的改革がひっくり返され、多少とも意味のある形の民主主義が根本から掘り崩されている。

この本でもチョムスキーは、米国が世界の大半において「テロ国家の親玉」と見なされていることを繰り返し強調している。米国がテロ国家である一例として、彼は、1986年に米国は国際司法裁判所でニカラグアへの「無法な暴力の使用」(国際的テロ)のかどで有罪判決を受けた事実を挙げている(22~23ページ)。いま一つの例はアメリカが巡航ミサイルで攻撃したスーダンのアルーシーファ薬品工場の例である。彼は2001年10月2日の『ガーディアン』のジェームズ・アステイ

ルの記事から、スーダンの数少ない薬剤師の一人で、アル・シーファの会長の「あの犯罪は……ツインタワーのテロと等しい行為である——ただ一つ違うのは、やったのは誰かわれわれが知っていることだ」(54 ページ) という言を引いている。スーダンの主要な薬品の 90% 以上 (家畜用の薬はすべて) を生産する工場を破壊した人道上の罪は、ツインタワーのテロに劣らず大きい。

チョムスキーが言うには、「1998年のミサイル攻撃の直前、スーダンは東アフリカのアメリカ大使館を爆破した容疑で、二人の男を拘束し、米国政府に通報した。米国の役人も確認した。しかし、米国はスーダンの協力の申し出を拒否した」(55 ページ)。結局、ミサイル攻撃を受けて、スーダンは容疑者を「怒って釈放した」が、その後、彼らはビンラディンの工作員であったことが判明した。それだけではない。チョムスキーは 9 月 30 日の『オブザーバー』の記事を引いて、スーダンが提供しようと申し出てアメリカに断られた情報のなかには、ビンラディンに関する情報を含め「9 月 11 日の攻撃を阻止する可能性」を否定できない情報が含まれており、それを断ったことは「恐るべき事件全体における情報活動の最悪のどじ」だったとする、CIA 高官筋の話を伝えている(55 ~ 56 ページ)。

6

前に触れたチョムスキーの『アメリカが本当に望んでいること』は、ジョージ・ケナンが 1948 年に国務省政策立案者スタッフに向けて書いた政策研究計画 23 (PPS23) の一節を引用している。私は、当時極秘資料であったこの文書のこの一節ほど帝国主義国家アメリカの外交政策の中心目的をあけすけに語った言葉を知らない。

「我々の人口は世界の 6.3% にすぎないが、世界の富の約半分を所有している。……こうした状況では、我々が羨みと憤慨の対象となることは避けられない。今後我々が本当にしなければならないことは、この均衡のとれない位置を維持できるよ

うな国際関係の様式を作り上げることである。そのためには感傷主義と夢想とは捨て、あらゆる面で、我々の国家目的に注意を集中しなければならない。……人権や生活水準の向上、民主化といった曖昧で非現実的な目標について語ることをやめなくてはならない。我々がはっきりと力によって問題に対処しなくてはならない日が来るの遅いことではない。そのときに、理想主義のスローガンに邪魔されなければされないと好ましいのだ」(同書 14 ページ)。

9 月 11 日のテロの直後からブッシュ大統領は「善と惡との闘い」を口にし、『合衆国崩壊』のトム・クランシーが乗り移ったかのように、「アメリカは正義だ」、「アメリカは強い」、「われわれは必ず勝つ」と言い続けている。これを「西部劇大統領」の単純思考のせいに帰すことはできない。いっさいの「感傷主義」を排して、アメリカ中心の「この均衡のとれない位置を維持できるような国際関係の様式」を再構築するために、アメリカの「国家目的に注意を集中」すること、そして「はっきりと力によって問題に対処」すべく、先の大統領一般教書演説に言うように、「高価な精密兵器」をもっと造り、「古くなった飛行機を更新して軍隊をさらに機敏にし、すばやく安全に世界のどこへでも部隊を派遣できるよう」こと、そのためにも宇宙の軍事化を進めること、これが「アメリカは強い」、「われわれは必ず勝つ」に込められた眞の意図である。

この道はベトナム戦争がベトナムと米国内の抵抗にあって成功しなかったように、長期的には成功は疑わしい。タリバン後のアフガニスタンについては、チョムスキーとともに次のようにいわなければならない。「国連あるいは信頼できる NGO など色のついていない独立した団体を通じて、極めて実質的な再建援助が与えられれば、残骸から何か有効なものが再建できるかもしれない。それだけはこの国を、恐怖と、絶望と、死体と、手足をばらばらにされた被害者の国にした者の最小限の責任である」(『9.11』 121 ページ)。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

戦争が答えではない

厳しさのりこえ草の根から とりくむ平和運動

9月11日以後も厳しさのりこえ草の根からとりくむ平和運動との交流をおして見たアメリカを伝える。



KOSUGI Isao
小杉 功

私は、「核兵器全面禁止条約の交渉開始を要請する日本原水協代表団」の一員として昨年10月22日から29日まで、テロと戦争でゆれるアメリカのニューヨークとワシントンを訪問し、国連と各国政府代表部への要請とともに、アメリカの反核・平和団体と交流する機会があった。

国連の各国政府代表部への要請は、核保有国（中国、イギリス）、アメリカの同盟国（日本、カナダ）、新アジェンダ諸国（メキシコ、ブラジル、エジプト）、非同盟諸国（マレーシア）におこない、国連総会で、2000年に合意された「核兵器廃絶の明確な約束」の実行として、すみやかな核兵器廃絶条約の交渉開始につながる決議などの提案、実現を求めた。テロ問題では、国連を中心とした法にもとづく解決を求めるとともに、テロリストへの核兵器の拡散、アメリカの核兵器使用の危険を取り除くためにも核兵器廃絶の緊急性を強調した。

この要請のなかで平和運動に関わる者として強く感じたことは、どの国の代表部も私たちNGO（非政府組織）の活動を高く評価していることである。とりわけ非同盟諸国、新アジェンダ諸国は、代表団の要請に賛同を表明するとともに、日本原水協をはじめとしたNGOとの共同を評価・強調し、テロ問題との関連で核兵器廃絶に真剣にとりくんでいることが直に伝わってきた。

1月に日本で開かれたアフガニスタン復興支援

国際会議で、自民党議員の圧力で外務省が政府を批判したNGOを会議から一時排除した問題は、欧米などでは考えられないことだ。国際会議などでは、他国の政府代表団は、NGOのところにきて意見を交換したりしてお互いに信頼があるのに日本ではそれがない。日本政府は、政府とNGOの違いをわきまえず、NGOを政府の手足だと思っているのだろうか。まったく情けない話である。

ニューヨークでもワシントンでも、街のあちらこちらに警官、迷彩服の兵隊、星条旗が目立った。特に星条旗があふれる様子は、なんとも異様な雰囲気であった。交差点の信号灯や柱、高層ビルの窓、車のアンテナ、バスの窓。建物全体が星条旗に包まれたビルにはびっくりさせられた。ブッシュ大統領が「戦争だ」と叫んでアフガニスタンに報復攻撃をはじめしたことへの支持表明ではあろうが、そんな単純なものではないことが、市民の様子や平和運動にたずさわる人たちとの交流のなかでだんだんわかってきた。

ニューヨーク滞在中、忙しいあい間をぬってテロで破壊された世界貿易センタービルの近くまで行くことができた。現場周辺にはたくさんの花と行方不明者の写真、犠牲者を悼むメッセージ、和平を願う寄せ書きがあちこちに置かれ、テロへの憎しみ、深い悲しみとともに平和への願いが伝わってきた。それには“テロと無関係なアフガニ

スタン国民に新たな犠牲を強いいるのもテロと同じだ”という思いもこめられているようだ。

あるアメリカの平和運動家は、「私たちも星条旗をかかげている。ただし逆さまにして反戦の意志を表している」と語ってくれた。「ああ、そうなのか」と私も少しほっとした気分になった。

ワシントンでテロ糾弾、アフガニスタン攻撃即時停止を要求する反戦デモと集会に参加したとき、沿道から「お前たちは非国民だ」とあからさまに敵意を示し罵倒された。ビルの窓には「アラー（イスラム）を殺せ！」と書いたダンボールの横断幕がかかげられていた。そんな困難な状況のなかで、「戦争が答えではない」「テロも戦争も反対」と訴えるアメリカの平和運動の人たちの力強さとしたたかさは、私たちに大きな勇気を与えてくれた。

アメリカの平和運動は、「広島・長崎への原爆投下は当然」というアメリカの風潮のなかで、しっかりととした運動の方向、課題などが確立できずに、運動もロビー外交や直接的な行動が中心で、なかなか「点」から「面」の運動になりきれないという弱点をもっていると聞いていた。しかし、今日ではこの問題は克服されつつあると実感した。

最近の原水爆禁止世界大会でアメリカの反核・平和運動の草の根のとりくみが参加者に大きな感動と確信を与えてるのは偶然ではない。1999年10月にアメリカの500の反核・平和団体が参加する「核兵器廃絶米国キャンペーン」が全国会議を開き、「核兵器廃絶にむけてより幅のひろい人々を結集」するためのネットワークの強化が確

認され、被爆者の全米遊説やタウン・ミーティング、全米規模の市民投票の共同行動も話し合われた。これは、アメリカの反核・平和運動の点から面への運動の発展・変化を示すものではないだろうか。

例えば、バーモント州では1999年3月、地元の反核団体である核兵器廃絶バーモントキャンペーンが中心となって、同州で毎年開かれる住民集会（タウン・ミーティング）で、核兵器廃絶の決議をあげる住民運動がすすめられ、39の町で議題となり、33の町で圧倒的多数で可決された。また、マサチューセッツ州のケンブリッジ市とニュートン市でも11月はじめにおこなわれた住民投票で、核兵器廃絶の要求にそれぞれ75%、90%の賛成票が投じられた。首都ワシントンでは1993年に、プロポジション・ワンという反核・平和団体が中心となっすすめられた住民投票で、核兵器廃絶をふくむ「核軍縮と経済の軍事から非軍事への転換のための憲法修正提案」が過半数（54%）の支持をえて、翌年のアメリカ議会に正式に法案として提出された。このとりくみは、その後毎年つづけられている。

ワシントンで「兵器と戦争」と題するシンポジウムに参加した。会場の教会前に立っていたシンポジウムの案内板を見て驚いた。開催時間が朝8時から夕方6時までと書いてある。平日でもあるし、何かの間違いだろうと思ったら本当だった。アメリカではこんなシンポジウムは珍しくないという。会場に入ると後ろのテーブルに飲み物、クッキーやパンなどが並び、自由にとりながら会がすすむのがアメリカ式らしい。資料もたくさん



ワシントンでの反戦デモ



ホワイトハウス前で原爆写真を示して訴えるピショットさん

並べられている。

報告も多様である。アメリカフレンズ奉仕委員会の若い活動家は、「戦時の宇宙武装化中止への挑戦」と題する報告をおこない、大学での兵器開発に抗議し、毎週日曜日行動、十数人で大学施設に無断侵入するなどして、これまでに15回逮捕されているとのこと。「平和活動家を逮捕するのは世間に真実を知られたくないからだ」と意気盛んな報告で、実にアメリカらしいと思った。

ほかに、「9月11日およびそれ以後の平和運動の方向」、「生物兵器テロと生物兵器」、「化学兵器の処理方法」、「核の脅威／過去・現在・未来」、「対人地雷禁止運動の成功と挑戦」等々、アメリカの多様な運動を反映したさまざまな運動団体からの熱心な報告と発言がつづき、日本では考えられないようなやり方の忍耐のいるシンポジウムに感心させられた。

少し余談になるが、不思議に思うことがあった。ニューヨークからワシントンへの移動は、テロの不安もあって飛行機から列車に変更した。発車駅に着くと、たくさんの客が列車案内の大きな電光掲示板を立ちながらじっと見ている。アメリカの鉄道は、発車ホームが直前になるまで提示されないので、席を確保するために自分の乗る列車のホームがアナウンスされるのを待っているとのこと。放送があると荷物をかかえてどっと走り出す様は異常に思えた。なぜ日本のようにあらかじ

めホームが決まっていないのか今でも不思議である。

私たちは乗車車両の番号が指定されていたので、「指定席」と思い込み、アナウンスを聞いてからゆっくり列車に乗り込んだが、それが間違いだった。道理でみんな走り出すはずで、すでに満席だった。

私は、年間300万人が訪れるワシントンのホワイトハウス前の公園で、1981年から20年以上も「24時間ホワイトハウス監視行動」をつづけているコンセプション・ピショットさんという女性に会った。言うまでもなくホワイトハウスは最も警備が厳重な場所で、彼女はたびたび警官の妨害、右翼の襲撃などにもあっているという。私たちがここを訪れたとき、スペインから来たという高校生が集まっていた。彼女はホワイトハウスを指して「ここの家主（大統領）が核兵器で地球を滅ぼそうとしている」、「この写真を御覧なさい。彼は広島と長崎でこんな悲惨なことをした」と淡々と語りだした。そして彼女は核兵器廃絶を求める「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名を訴える。この署名は日本の観光客に託して日本に届けられている。こういう地道な活動が、先ほど紹介した核兵器廃絶の住民投票を成功させる運動としっかりと結びついている。やり方の相違はあるが、日本の原水爆禁止運動のアメリカ版と言ってよいのではないだろうか。いまアメリカの平和運動を中心的に担っている人たちの多くが原水爆禁止世界大会に参加した人たちである。私たちが会ったアメリカの平和活動家の人は、必ずと言ってよいほど日本の反核・平和運動を高く評価し、たいへん歓迎してくれた。日本の原水爆禁止運動と原水爆禁止世界大会が大きな影響をアメリカの平和運動に与えたことは間違いないだろう。最強の核保有国・アメリカで、困難なかで着実に国民のなかに根をはった運動をすすめているアメリカの反核・平和運動の前進は、世界の人々に大きな励ましと確信を与えてくれる。今回の訪問のなかで、一端ではあるが、アメリカの平和運動を直接この目でみることができたことは本当に貴重な経験であった。

(こすぎ いさお 原水爆禁止京都協議会事務局長)

同時多発テロ以来の 英國政治の動き

同時多発テロ以来の英國政治の動きは、英國の歴史的に持ってきた多様性の反映ということである。ご存知のとおり、英國は19世紀の大英帝国の繁栄という歴史を持つとともに、その遺産としてインド系、パキスタン系、中国系、アフリカ系、ユダヤ系など現在非常に多くの人種をその中に抱えている。また、米国のヨーロッパにおける強力なパートナーであるとともに、ヨーロッパ連合の一員であり、現政権はユーロ加盟にも前向きである。同時多発テロ以来の英國政治の動きは、こうした英國政治の諸側面が様々な形で噴出してきている過程であるといえよう。



KOBORI Masahiro

小堀 真裕

I ブレア政権は米国の“密使” か、大統領的首相か？

ここでまず最初に取り上げるのは、こうしたブレア政権と米国政治との関係である。昨年9月11日の米国同時多発テロ以来、英國首相トニー・ブレアの行動は、明らかに内政よりも「テロ包囲網」をはじめとした外交重視であった。それゆえ、ブレアのこうした熱心な国際的活動は一方で、ブレア外交は、米国の“大使”であるとか、“密使”であるとかの表現で揶揄されることもあった。

テロ以後、ベルリン、パリ、ニューヨーク、そしてワシントンを訪問し、テロに対する対応策を協議した。その後も、モスクワ、イスラマバード、デリー、オマーン、そしてカイロを訪問した。昨年9月のテロ事件後、こうした「対テロ包囲網」のために、実に6回にもわたって長期外遊が行われてきた。また、近いうちに今度はアフリカ諸国を訪問する予定である。さらに、それらの外交活

動を通じて、いち早く、軍事以外の分野でアフガニスタンの人々を援助する“ヒューマニタリアン連合”を提唱して、米国を側面から支援し、内政においても、アフガニスタンへの攻撃が始まると即座に、“戦時内閣”を組織し、「対テロ包囲網」を強めてきた。また、世論の反対の中、新しい反テロ立法も試みている。

ブレアによれば、この戦いは単に米国対テロ組織ではなく、“自由・民主主義の世界”対テロ組織との戦いである。しかし、こうしたブレア政権の外交を、ブッシュ米大統領のテロ後の動きと比べてみれば、極めて興味深い。ブレアがこれだけ、自国を留守にして各地を飛び回っているのに對して、ブッシュはほとんど米国を離れていない。もっぱら、中東やアフガニスタンやパキスタンを訪れているのは、米国の場合にはパウエル国務長官やラムズフェルド国防長官などである。つまり、こうしてみると、米英両国は明らかに役割分担をしており、まさにそういう中での英國の動きは、米国の“大使”であるとか、“密使”と呼ばれても仕方のない側面も持っているのであった。

こうしたブレア外交の問題は、彼の政治スタイル

ルにも起因している。この半年間で、にわかに指摘されるようになってきたのは、ブレアの大統領的政治スタイルである。

ブレアはもともと97年に首相となって以来、非常に多数の対策委員会（Task Force）を問題別に設置した。もちろん、英国にも行政機関として各省庁があるのは日本と同じであるが、ブレアは重要な決定やそれに至る着想などは、こうした各省庁やそこでの審議会ではなく、さらにインフォーマルな対策委員会に委ねてきたのであった。こうした対策委員会には、学者・知識人・財界人など幅広い分野から人材を集め、まさに首相直属の知恵袋となったのである。しかし、一方で、こうした形式には問題点も指摘されてきた。それはこれらの対策委員会が公的には極めて影響力を持つ政策を事実上立案するにもかかわらず、その数や構成メンバーなどがほとんど明らかにされてこなかったからである。首相が内閣を重視せず、インフォーマルな組織に事実上の政策を委ねるというスタイルは、実はブレアが初めてではない。主として、こうした傾向はサッチャー政権下から指摘されており、こうした彼女の“取り巻き”重視は、時の閣僚たちの怒りを買い、閣僚の辞任劇に発展することもあった。しかし、ブレア政権での対策委員会はその数といい、その不透明さといい、明らかに画期をなすものであった。

そして、今回の反テロ戦争・反テロ外交の展開についても、同様のことが指摘されている。例えば、タイムズ紙の有名な編集委員、ピーター・リデルは外交の大統領的スタイルによって、外務省の機能は根本的に変化し、ただの海外情報収集機関と成り下がり、重要な外交チャネルはすべて外務省の頭越しに、ブレアとブッシュ、ブレアの外交アドバイザーとブッシュの安全保障アドバイザーが直接にやり取りするようになったと指摘している¹¹。結局、ブレアは、同時多発テロから一月間で議会を3回しか開かず、また内閣も3回しか開いていないし、戦時内閣さえも毎日開いているわけではない。

ところが、今年に入り、こうした大統領的スタイルが大きな問題を引き起こす。それは内政問題である。今年はじめにパキスタン・インド・アフガニスタンをブレアが訪問中に、イングランド南

西部を中心に大規模なストライキが起り、鉄道はほぼ麻痺状態になった。しかし、そのとき、ブレアはパキスタンを訪問中であり、帰国後の議会で、保守党議員から、「あなたの英國滞在中に」この鉄道問題を解決しようと言うのかと嘲笑される有様であった。もともと、ブレア労働党は、昨年6月の総選挙に大勝したものの、その勝利宣言では内政に関して多くの課題があることを認め、その内容は勝利宣言にしてはいささか弁解がましくさえもあった。実際、99年には死者30人にも上る死亡衝突事故を起こし、その後も事故と遅れが絶えない鉄道問題、慢性的な順番待ちに悩む医療システム、体育館で複数学年一括授業さえ行わざるを得ない教師不足に悩む教育問題と、内政における改革は一向に進んでこなかった。そういう中でも、昨年の総選挙でも勝利が維持できたのは、ヨーロッパ嫌いで右傾化しきった保守党の“敵失”に支えられてのことであった。しかし、テロ事件勃発直後は、政党政治を一時停止しても協力すると表明していた野党保守党党首イアン・ダンカン・スミスも、すでにタリバーン政権が崩壊した今、再び攻勢を強めできている。



しかも、先に述べた大統領的な政治スタイルは問題をさらに大きくしている。今年1月11日付けのインディペンデント紙の“ブレアよ、次回の外遊では、誰かに内政を任すのを忘れるなよ”と題した記事によれば、ブレア政権下での内政はそれまでのブレアの大統領的政治スタイルによって、彼なしでは動かなくなっていた。そして、そこに彼の外遊が重なり、国内で問題が起こっても有効に対応できない体制ができていたと指摘する。また、さらに、第二次大戦中の戦時内閣のチャーチルとアトリーを引き合いに出して、彼らは戦争中には二人同時に英国を留守にしないように努力していたと述べ、ブレアの外遊のやりすぎを批判している²⁾。ただ、もしも、チャーチルとアトリーを、ブレアとブッシュになぞらえるならば、たしかに両者ともが国を留守にしたことはなかったわけで、その意味では、戦争中に長期にわたって指導者は留守にしてはいけないと言う鉄則は今回も守られているのかもしれない。ちなみに、ブレアが長い間外交を重点においてきたことと、大統領的スタイルを続けてきたことは、現在ちょっとした彼の危機を生み出している。労働党下院議員の中から、首相は孤立しているという批判が強まってきたのである。1月17日付けのインディペンデント紙の社説では、こうした状況をサッチャー政権末期とよく似た状況であると警告している。もっとも、政党支持率や、首相支持率では、他党や他の指導者を大きく引き離していることから、直ちに政変に結びつくという見方は少ないが、これもある意味では、テロと大統領的スタイルがもたらした一つの効果であろう³⁾。

この他、ブレア外交に関する議論としては、こうした米英の緊密な関係を通じて、ブレアは環境問題やミサイル防衛問題などで、米国からどういう態度を引き出すことができるのかに注目が集まっている。ヨーロッパでは英国を含めて、米国の環境問題軽視やミサイル防衛への執着、生物兵器制限条約に対する態度に、世論の批判が強い。一方、ブレアはクリントン時代には彼らの間の個人的信頼関係もあって、環境問題や中東和平を含めていくつかの問題で共同歩調を取ってきたが、ブッシュ政権になってから、ご存知のとおり、米国は環境問題に関しては京都議定書の批准を拒否

し、中東和平についてはテロ事件が起こってようやく重い腰をあげるかどうかという状態である。今回のテロをめぐる問題での共同歩調が、これらの問題の解決にとってどういう帰結をもたらすのか、ブッシュから積極的な譲歩を引き出すことができるのか、腰砕けになるのか、それとも初めからブレアは米国に何も要求するつもりはないのかについて、関心が集まっているのである。

II 英国の世論と戦争

一方、同時多発テロやその後の反テロ戦争については、英国内の動向はどうであろうか。それがもう一つの論点である。一般的に言って、英國の反テロ戦争への参戦という事態に対して、概ね英國の世論は好意的である。昨年の11月29日付けのMORI (Market and Opinion Research International) の調査によれば、ブレアの対テロ政策を支持する人々は71%に上り、反対は23%であった。また、米英がアフガニスタンを攻撃していることについても、賛成が70%、反対は22%であった⁴⁾。ただ、これは米国の世論などと比較すると、明らかに異なっている。まったく同日の11月29日発表の調査では、米国においてアフガニスタンでの戦争を支持する人々は実に92%にのぼり、反対はわずか6%であった⁵⁾。こうした結果からすると、米国と英国との間に温度差があることが窺える。

また、10月には二度にわたって、比較的大規模な反戦集会も行われている。10月13日には、ロンドンのトラファルガー広場に2万人の人々が集まり、そこには、昨年労働党下院議員を引退したばかりのかつての左翼の闘士、トニー・ベンも参加した。さらに、興味深いのは、労働党内の動きである。もちろん、大多数はブレアの方針を支持しているのであるが、ポール・マースデン下院議員は当初から軍事攻撃に難色を示し、ついに12月には労働党を離脱し、自由民主党に移ることを明らかにした。労働党からの下院議員の脱党者が出了のは、1981年にまでさかのほらなければ前例がないし、また政権党からの離脱となれば、さらに珍しい。また、マースデン下院議員は「労働

党政権に確信が持てなくなつた」、「私は嘘の文化に飽き飽きした。できていないにもかかわらず、公的サービスが改善されると有権者に言い続けることに確信が持てなくなつた」と、ブレアの内政軽視にも不満があることを述べている⁶⁾。

こうした米英の温度差が、10月よりオックスフォードの修士課程に入学しているチャーチー・クリントン、すなわちクリントン米前大統領の娘が、『トーキー』という雑誌で英国世論について不満を語った原因かもしれない。彼女は、「毎日、何らかの反アメリカ的感情に出くわす」、「時には、他の学生から、時には新聞のコラムニストから、そして時には“平和”を求めるデモの参加者たちから」、「今、私はアメリカ人たちの中に、私たちの国のことと私と同じように考えるとわかっている人々の中にいたい」と述べた。

そして、BBCの報道によれば、オックスフォードの反戦グループの集会に集団で押し寄せ、発言者をやじり倒したメンバーの中には、チャーチー・クリントンの姿があったという。これに対して、集会の参加者の一人、CND（核軍縮運動）のリズ・ハッテンスは、チャーチーはアメリカ政府の政策に反対することを、アメリカへの嫌悪と取り違えていると述べ、私たち集会参加者も9月11日の出来事については同情していると述べている。

もっとも、こうした集会は、10月のアフガニスタンでの空爆開始以来、全英各地で行われているが、その数は数百人程度で、規模はそう大きくなない。やはり、多数は、世論調査にも現れているように、アフガニスタンへの攻撃を支持している。ブリティッシュ・カウンシルの広報によれば、こうした反戦集会は一種の“学生症候群”であり、チャーチーに対しては、これをもって英國の意見であると見誤ってほしくないというコメントも出している⁷⁾。

ただ、上記のような反戦集会参加者以外にも、米国に対する対処の仕方に不満を持っている人々は多々いるようである。たとえば、保守系新聞として有名なデイリー・テレグラフのある記事では、「少なくとも外国人学生の間からは、米国のやり方に対する猛烈な批判が聞かれる」という。たとえば、オックスフォード・ユニオン⁸⁾の

ディベート集会に参加していた二人のオランダからの学生のうち一人は、米国は「世界を自分のものだと思っている」、米国はオサマ・ビン・ラディンと比べて道徳的に正しいわけではないと発言し、もう一人に至っては、あのテロ事件を「CIAがやったのかもしれない」と発言していたという。

また、チャーチーと同じくユニヴァーシティー・カレッジで学ぶある女子学生は、「米国が自由とチャンスの国であるということには厳しい留保を持ちたい。あの国はビジネスの国だ」と述べ、「例えば、人権問題を取り上げれば、死刑もあるし、ベトナム戦争もある。彼らはテロとの戦いに従事していると主張している。しかし、アメリカはIRAへの資金援助に大きな役割を果たしてきたし、中東ではイスラエルを支持している。イスラエルは、パレスティナと同じくテロリストだ」と米国を非難している。

もっとも、アメリカの立場に同情を寄せる人もいる。同じく、オックスフォードのある男子学生は、「私はアメリカ支持派だ。私は今アフガニスタンでアメリカがやっていることに同意するよ」と述べる。しかし、その一方で、「アメリカは過去に大きな過ちをしたと思っているよ、でもビル・クリントンが中東や北アイルランドの和平プロセスを進めたとき、アメリカは世界にとって良いことをしていたと思う」と言い、「もし、アメリカがなぜこんなに自分たちが嫌われるのかについて考えるようになれば、事態はよくなると思うよ」とも述べている⁹⁾。

この件の最後に、こうしたチャーチーの意見に対する米国に在住する英國人の反応をあげておこう。

「ニューヨークで学ぶ20代前半の英國人女性として、私は9月11日以来米国人の友人からも同級生からも孤立していると感じている。私は、英國にいる米国人を想像できるし、反米的の感情に包まれているのは非常に心地のよくないものでしょう。同様に、2カ月前まで多くの人々が聞いたことのなかった体制に対する戦争への支持で、毎日毎日圧倒的な米国の愛国心に取り囲まれるのは、いやなものですね」。

「チャーチーが不満に思っていることは、意見

の多様性、自由な表現という民主主義の主柱に他ならない。仲間の米国人の間に後ずさりしていくという彼女の反応は、9月11日から起こっている複雑な争点にまったく向き合っているものではない。それらすべてに、活気ある公の討論が必要なのである。ここ米国でそうした討論がないことは、どんな鈍感さや攻撃性よりも、ずっとショッキングで危険なことである。民主主義は、しっかりととした思想の交換と、発言することを恐れない市民が必要である。この両方の点で私はこの国を恐れている」¹⁰⁾。

先に、トニー・ブレアは、この戦争は米国対テロリズムではなく、自由・民主主義とテロリズムの戦いであると述べたと書いたが、当の英国人の中には、米国にこそ民主主義がないと主張する人々もいるわけである。

III イスラマフォビア (イスラム嫌い)の蔓延

こうして書いていくと、英国は、米国と比べると、はるかに穏やかにテロの恐怖と戦争に対処しており、米国で見られたムスリム（イスラム教徒）たちへの迫害など存在しないと考えるかもしれない。

しかし、実際は、まったく違う。英国においても、ムスリムに対する迫害は多発している。もっとも、英国においては、ムスリムに限らず、もともとアジア系マイノリティー、とくにインド系やパキスタン系の人々に対する暴力事件やテロ行為が頻発していた。例えば、1998年にロンドン南部で起こった連続爆弾テロは明らかにそこにコミュニティを築いているアジア系の人々を狙ったもので、後に右翼のレイシスト（人種主義者）が逮捕されている。また、アジア系だけでなく、アフリカ系英國人に対する暴力事件も頻発し、アフリカ系英國人青年スティーブン・ローレンスが白人數人に殺されたケースでは、ロンドン警察がまともな捜査をしなかったせいで、事件だけでなく、その処理の仕方も含めて、大きな社会問題になった。

したがって、昨年9月11日の同時多発テロ以

後も、ムスリムの人々が迫害されることも全く予想できることではなかった。例えば、9月11日の同時多発テロが起こった直後に、ロンドン北部のハロウで病院にいったムスリム女性は、病院の受付で事務員から「お前たちムスリムがこんなことをしたんだ」と罵られ、次の日グラスゴーでは、バスに乗ったムスリムの少年に対して、白人男性が「人殺しのムスリム野郎」と呼びながら、少年の頭上で持っていたビンを叩き割った。これらに共通していることは、周りの誰一人、それを止めようとしなかったことである。スウィンドンという街では、ムスリム女性が、3歳の息子の前で金属バットで襲われ、病院に担ぎ込まれ、ケンブリッジでは、二人のムスリム学生がヒジャブを破かれ、3人のムスリム女性がレイプされている。また、その後12月はじめにかけて、300件あまりの同様の事件が起こったが、その多くの被害者は女性であったと言う点も卑劣であった。

とくに、ムスリムの女性がかぶるヒジャブと呼ばれる長いハンカチーフや、その代用としてハンカチーフを頭につけている女性がターゲットとなつた。ムスリムにおいて、髪を人前にさらすと言うことは、男性の欲望を搔き立てると考えられ、髪を隠すことは立派な女性としての身だしなみであった。また、このことは、コーランの中の「大切なものは隠しなさい」という言葉から来ている。しかし、英國でも米国でも、人々はそうした行為を女性の抑圧とそれに対する女性の黙従と捉えることが迫害の一つの要因となっている。日本でも、過度に短いスカートや胸の開いた服装は、節度の問題として時として批判されるが、それは決して女性の抑圧などではない。ムスリム女性においても、こうしたヒジャブやブルカをまとめると言うことは、それと同じく節度の問題であるのに、そうは考えられないようである。

また、こうしたムスリムへの迫害は、警察や移民局など公的な場などでも存在している。例えば、ロンドンで生まれ育ったある女性は同時多発テロ以来、2週間の間に3回も警察に尾行されたり、どこで何をしたのかを尋ねられたという。また、LSEの学生でパキスタン生まれの米国人女性は、それまで2年間英國に住んでいたが、同時多発テロ後に休暇で英國を離れて再入国しようとし

たときに、ガトウイック空港でまるで“何かの動物のように”扱われたという。スカーフもせず、ラフな服装であった彼女に対し、入国審査官は当初問題視はしなかったが、彼女のパスポートにパキスタン生まれと書かれているのを見るや、“1ヶ月のうちにこの国を出て行ってほしい”と言ったという¹¹⁾。

しかし、こうした女性に対する迫害が、かえって女性のムスリムとしての自覚を高めたケースもいくつかある。例えば、ある女性は、ロンドンの北部でつばを吐きかけられたり、罵られ、同じくムスリムの夫に反対されても、ヒジャブを着ることをやめなかつた。また、21歳の女子医学生は、同時多発テロとそれに対する報復攻撃によって、それまで着たことのなかったヒジャブを着るようになった理由としてこう述べている。「私はなぜ私がムスリムかについて考え始めた。人々はもしあなたが着なくなれば、信仰に熱心ではないと考え、あなたが彼らの見方や価値観にそまっていくことを期待する」と述べて、自らのアイデンティティーを守るためにあえてヒジャブを着るようになったと述べている。そして、同時に、友人たちはそういう彼女は明らかに、ヒジャブを着るようになって幸せそうにしていると述べている¹²⁾。

IV “聖戦”をめぐって

上記のようなムスリムに対する迫害は米国でも数多く起こっていることはよく知られている。それに対して、英国での一つの特徴は、ムスリム・コミュニティの中には、積極的にアフガニスタンでの戦闘に参加しようとする動きが、同時多発テロ以後も、確かに存在していることである。

11月4日付けのガーディアン紙によれば、英国内にアフガニスタン空爆が始まつて以後、ジハードに参戦することを叫ぶ人々が集まり、彼らの間では、アフガニスタンへの攻撃が始まつて以来すでに3人の英国人ムスリムが米国や北部同盟との戦闘で戦死していると言う情報さえ流れている。そういう過激派ムスリムが結集しているのがアル・ムハジローンという組織である。この組織はオマー・バクリ・ムハンマド師の影響下に1983

年に結成されて以来、インドとの紛争などにメンバーを送り続け、そのメンバーの一部が今回のアフガニスタンにおいてタリバーンとともに米国や北部同盟と戦つたのである。英國をはじめとしたヨーロッパ諸国がアルカイダなどのテロ組織の格好の活動場所になっていたことはよく知られたことであり、12月に靴に爆弾を仕掛けてアメリカン航空機で取り押さえられたりチャード・リードも英国人である。英國ではアフガニスタンで戦争が起つて以後も、こうした形で対米戦争への支援を行おうとしている人々が存在しているのである¹³⁾。

もちろん、英國においても、大多数のムスリムは、テロリストとは無関係でかつ、テロを非難している。10月11日には、バーミンガムで約100人のイスラム神学者が集まり、ジハード（聖戦）の定義を議論した。その中では、あるロンドンの神学者は「ジハードはメディアの中で誤解されている・・・ジハードはムスリムが法の中で戦うものであり、ペンやお金を使つたり、議員に手紙を書いたり、マスコミに訴えることによってなされるものである」と主張した¹⁴⁾。また、バーミンガム選出の労働党下院議員の一人で、ムスリムのカリッド・ムフムードは「われわれは、国連、パキスタン、そして正義をもとめ命を危険にさらす勇敢な男女を支持しなければならない」と述べ、さらに、「テロから解放された世界は、英國やその他のいかなる場所のムスリムにとっても安全な世界である」とアフガニスタンにおける米英の行動を支持している。さらに、英國のイスラム教神学者としては、もっとも有名な、ムスリム・カレッジ学長ザキ・バダウイは「見かけ上は難しいかもしれない、しかし、（英國とそこでのムスリムの）統合のプロセスは加速していくでしょう」と、この同時多発テロとその後の戦争を通じて、英国内におけるムスリムは英国内において馴化していくことに真剣になっていくだろうと楽観論を示して、周囲を驚かせた。

以上見てきたように、英國における同時多発テロとその後の展開は、戦争参加とそれへの支持と言うはっきりした方向性を持ちながらも、様々な側面を抱えている。それは、英國がヨーロッパ大陸の一員であり、英語を母語とする国々に属する

からであり、中東やアジアの多くの人々を抱え込んでいるという、様々な性格を持つためである。先日、ちょうどこの小論を執筆する中で、勤務校である立命館大学に現在英国外務省参事官であるコーリン・ロバーツ氏が訪れ、そこで大勢の学生を前に1時間ほどの講演会を行った。その講演会で彼が締めくくりに使った言葉をここでも最後の締めくくりに使いたい。それは、“Foreign affairs are no longer foreign affairs”(国際問題はもはや国際問題ではない)という言葉である。いうまでもなく、それは国際問題がまさしく国内問題の課題であるという意味である。それは、アフガニスタンでの戦争に際して、結果的に英國軍とタリバーン兵両方を派遣してしまった英國にとっては、まさしく的を射た表現であろう。しかし、それでは、日本にとっては、依然として国際問題は国際問題で、対岸の火事なのであろうか。いや日本にとっても、もはやそうではない。日経平均株価が1万円の大台を割ったのは、まさに同時多発テロの影響によるものであったし、米国頼みの日本の景気回復シナリオも全く期待できないものとなつた。その意味では、日本にとっても、もはや国際問題はたんなる国際問題ではないのかもしれない。

1) Peter Riddell, “Downing Street can’t do all the di-

- plomacy”, *The Times*, Tuesday January 15, 2002
2) Michael Brown, “Next time, Mr. Blair, don’t forget to leave someone in charge at home”, *Independent*, January 11, 2002
3) “Leading Article”, *Independent*, January 17, 2002
4) <http://www.mori.com/> あるいは, *The Times*, November 29, 2001
5) <http://www.gallup.com/poll/Releases/Pr011129.asp>
6) The Statement from the MP Paul Marsden, *Independent*, December 11, 2001
7) *Guardian*, Friday November 9, 2001
8) ユニオンは日本の学生自治会に当たるが、日本のそれとは違い、必ずしも左翼的伝統のみを持つものではない。とくに、オックスフォードやケンブリッジのユニオンは、保守党を含め、多くの政治家を輩出しており、決してそこでの意見は日本の学生運動にあったような反戦・左翼の潮流のみが強かったわけではない。
9) *Daily Telegraph*, November 10, 2001
10) *Guardian*, Monday November 12, 2001
11) *Guardian*, Saturday December 8, 2001
12) *Guardian*, Monday November 5, 2001
13) *Guardian*, Sunday November 4, 2001
14) *Guardian*, Friday October 12, 2001

(こぼり まさひろ 所員 立命館大学)

日本国憲法と 自衛隊海外派兵

周知のとおり、米国における同時多発テロを受けて、いわゆるテロ対策特措法が制定され、米国等が行う軍事行動の後方支援のために自衛隊が出動している。本稿では、テロ対策特措法を主な検討の対象としながら、この事態を日本国憲法から検証してみることにしたい。

KURATA Motoyuki
倉田 原志

これまでの経過

自衛隊の海外出動は今回がはじめてではなく、これまでにも、PKO等協力法（1992年成立）にもとづいてすでに何度か海外への出動がなされている。このPKO等協力法は、国際貢献のため、具体的には国連の平和維持活動に参加することを主な目的としているが、法案の審議段階では、国連の平和維持活動といっても、武力の行使と無縁ではないことから、それに自衛隊が参加することの憲法上の問題点が早くから指摘されていた。世論も二分され、徹夜国会の末、ようやく成立するという経過をたどった。しかし、反対の世論にもおされ、軍事活動そのものである平和維持軍（PKF）への参加は凍結された。その後、1997年の日米新ガイドラインを具体化するために1999年に周辺事態法が成立することになる。この法案の審議においても、米国が戦争状態に入ったことによって引き起こされる「周辺事態」に自衛隊が米軍の後方支援を担当することは、兵站活動として軍事行動の一環にあたり、憲法上許されるものではないということが指摘され、さらに、周辺事態は地理的概念ではないというのが政府の説明で

あったため、地域的には極東に限定されている日米安保条約の枠さえ超えるものであるという点も指摘されたが、国旗・国歌法、盜聴法などと同じ国会で成立することとなった。こうしてみると、自衛隊の海外出動をめぐっては、理由、地理的範囲が徐々に拡大してきたといえる。しかし、今回の出動は、進行中の戦闘行動に現実に協力するものであり、ブッシュ大統領がいうように、これが「新しい戦争」であるとすると、事実上、参戦しているとみなされうるものである点で、日本国憲法の平和主義にこれまでにもまして大きな衝撃を与えるものである。そこで、以下では、今回の自衛隊の出動の根拠となっているいわゆるテロ特措法について、その内容を確認した上で、日本国憲法の観点から、主として法的な論点を指摘・検討することにしたい。

テロ対策特措法の内容

いわゆるテロ対策特措法は、正式名称が「平成13年9月11日の米国合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議

等に基づく人道的措置に関する特別措置法」という112文字もある長いものであり、内容もあとでみると従来の枠組みからも大きく踏み出すものであるのに、国会での審議期間は、2001年10月5日に国会に法案が提出されてから、3週間あまり（10月29日成立）、審議時間も衆参両院あわせて約60時間という短いものであった。1992年のPKO等協力法が提出から成立まで9か月、1999年の周辺事態法の審議期間も2か月を超えたことからすると異例のスピード成立である。さらに審議にあたって、本来なされなければならぬ憲法に関する議論がほとんどなされなかつたことも指摘されている（井上典之「テロ特別措置法と日本国憲法」『法学教室』257号、2002年2月、46ページ）。

では、このテロ対策特措法はどのような内容をもつものなのであろうか。一言でいうと、テロの防止・根絶のための外国の軍隊の戦闘行為に、自衛隊が後方支援することを可能にするものであるが、条文にそくしてみてみると次のようになっている。

まず、日本が実施する活動としては、3つの類型がある（3条）。①諸外国の軍隊等に対する武器・弾薬以外の物品および役務の提供、便宜の供与などの措置である「協力支援活動」、②諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索・救助を行う活動である「捜索救助活動」、③テロ攻撃に関連し、被害を受けまたは受けるおそれがある住民その他の者の救援のために実施する食料・医療・医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動である「被災民救援活動」である。なお、①の「協力支援活動」に含まれる物品の輸送としては、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送はできないものの、海上輸送と空輸が可能となったことが注目される。これらは、軍事行動の後方支援活動にあたり、一般には、軍事行動にとって不可欠のものと考えられている。なお、これらの対応措置は、「武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」という制約がついている（2条2項）が、裏をかえせば、「武力による威嚇又は武力の行使」になりうる可能性があることを法

律自身が示しているとも読める。

これらの活動に際して、武器の使用が認められ、自衛官は「自己または自己と共に現場に所在する他の自衛隊員」のみならず、あらたに「その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」の生命または身体の防護のためにも武器の使用が可能とされている（12条）。つまり、日本国民以外の者の防護のために、武器使用が可能となっており、上官がいる場合には、上官の命令によるものとなっているので、部隊としての行動ということになる。

第二に、これらの対応措置が行える地域は、我が国領域だけではなく、戦闘行為が行われておらず、戦闘行為が行われることがないと認められる「公海およびその上空」と当該外国の同意があれば「外国の領域」である。つまり、理論的には、世界のどこにでも自衛隊は出動することができ、上述の後方支援活動をすることにつながる。

第三に、閣議で決定された基本計画に定められた対応措置について、その開始後20日以内に国会の事後承認が必要とされているが、シビリアンコントロールから一般に要求される国会の事前承認は必要とはされていない。

なお、これら自衛隊の活動の根拠は、米国が根拠とする個別の自衛権ではなく、NATOが根拠とする集団的自衛権ではなく、憲法の国際協調主義であると説明されている。

つまり、この法律によって、テロの防止・根絶を掲げる外国軍隊の軍事活動に対して、日本は後方支援を行い、そのため自衛隊は非戦闘地域とみなされれば、どこにでも出動できることになったということである。これらはPKO等協力法によれば、停戦の合意があることが必要であったこと、周辺事態法においても、「我が国周辺の地域」といういちおうの限定がついていたことと比べると、自衛隊の海外派遣を格段に広げるものとなっている。

憲法からみた問題点

では、このテロ対策特措法にもとづいて自衛隊

が海外に出動して、米国等の軍隊の後方支援をしていることに関して、日本国憲法からみた場合に何が問題となるであろうか。「誰が」、「何を」、「どのように」するかという、それぞれにかかわって検討をする必要があると思われる。具体的には、後方支援活動を行う主体である自衛隊、協力の対象である米軍等の軍事行動、さらにテロ対策特措法が定める協力方法についてである。

自衛隊は合憲か

まず、そもそも自衛隊が合憲であるかが問題となる。この問題については、その前身ともいえる警察予備隊が1950年に創設されて以来、ずっと議論されてきており、裁判の場でも争われてきている。具体的には、自衛隊は憲法9条2項がもつことを禁止している「陸海空軍その他の戦力」に該当するかどうかというかたちで問題とされてきたものであるが、憲法学の支配的な見解は、「戦力」を「軍隊および有事の際にそれに転化しうる程度の実力部隊」であると理解し、ここに軍隊とは「外敵の攻撃に対して実力をもってこれに対抗し、国土を防衛することを目的として設けられた、人的・物的手段の組織体」のことであると定義している。この定義からすると、現在の自衛隊は、人員・装備・編成等の実態から判断すると「戦力」に該当して、憲法違反の存在であると考えられている（芦部信喜『憲法 新版補訂版』岩波書店、1999年、60～65ページ）。政府も、憲法制定当初は、この学界の通説と同じ解釈にたっていたが、自衛権を根拠として、保安隊が自衛隊に改組される1954年頃から「自衛のための必要最小限度の実力」は憲法が禁じる「戦力」にはあたらず、自衛隊はその実力であるという解釈を採用し、現在にいたっている。裁判では、地方裁判所の判決で自衛隊は憲法違反であるとしたものがあるが、最高裁判所の判決では、自衛隊が合憲かどうかについては、判断を示したものはないので、裁判の上では未決着の状態である。ただ、最高裁判所は、判断を回避することによって現状を肯定していることにはなる。学説の支配的な見解にしたがい、自衛隊が憲法違反であるとすると、自衛隊

は、存在してはならないことになるので、海外に外出動することも、さらに外国軍の軍事活動に協力することもあってはならないことになる。そうであれば、本来はここで議論が終わることになるが、そうなっていないのが現状である。

海外への出動は許されるか

第二に検討すべきことは、自衛隊は憲法違反とは言い切れないという人にあっても、自衛隊が海外に出ていくことをどう考えるかである。すでに少し述べたように、政府は独立国家であれば当然もっている権利としての自衛権は、日本国憲法によても放棄されていないので、自衛隊はこの自衛権を行使するためのものであり、このために必要最小限度のものである限りは、「戦力」にあたらないものとして、さらに専守防衛に徹するがゆえに合憲であるとしてきた。したがって、政府も、自衛隊の主たる任務が侵略に対して「わが国を防衛すること」（自衛隊法3条）に限定されていることを根拠に、海外出動は認められないという立場をとってきた。ちなみに1954年には参議院本会議で自衛隊の海外出動禁止に関する決議もあげられている。いわば、ずっと違憲といわれてきた自衛隊の存在を国民に納得させるためには、勤務地が国内限定の存在とすることを明確にする必要があったのである。したがって、自衛隊が本来の任務であるわが国の防衛のために必要性を認める人にとっては、海外出動は認められないということになりその場合は、議論はここで終わる。

しかし、上述したように1992年にPKO等協力法が成立し、実際に自衛隊はすでに何回か海外に外出動している。このPKO等協力法は、1990年からの湾岸戦争をきっかけとして「国際貢献」を名目としたものであり、自衛隊の本来の任務であり存在理由である侵略からの我が国の防衛では説明のつかないものといわざるを得ない。さらに、国際貢献と自衛隊は必ず結びつくものではない。つまり、国際貢献には多様な形態があるのであり、非軍事平和主義の憲法をもつ日本がことさら自衛隊のもつ軍事的な実力を使う必要はないのである。そうなると国連の平和維持活動といえども、

PKO等協力法が成立する以前に実際そうであったように明確な軍事活動である平和維持軍(PKF)には、参加できないだけではなく、停戦監視団についても武力行使とは無縁とは言い切れないで、参加できないということになるはずであろう。なお、平和維持軍については、PKO等協力法成立時には参加が凍結されていたが、2001年12月7日には先の国会でこの平和維持軍への参加を可能とする法律改正がなされ、テロ対策とはいちおう別の問題ではあるが、自衛隊の海外でのあらたな活動に道を開くものとなった。1990年代にはいってからは、この「国際貢献」論が憲法の平和主義と鋭い緊張関係にたつことになるが、この「国際貢献」論には、自衛隊の出動が真的国際貢献たりえるのかという視点と、自衛隊の存在理由はそもそもどのように説明されてきたのかという視点が欠けているように思われる。

米軍の軍事行動の正当性

第三の問題は、仮に国際貢献の一環として、自衛隊が海外に出動することが認められたとしても、具体的な今回の米国等の軍事行動に、協力することが許されるかという問題である。米国は、アフガニスタンへの軍事行動を、個別の自衛権にもとづくものであり、これは戦争であると宣言し、NATOは集団的自衛権にもとづくものであるとしている。日本に対する急迫不正の侵害はないので、日本にとっては個別の自衛権の行使ではありえず、また、集団的自衛権は憲法上許されないという見解を政府はとっているので集団的自衛権の行使だとも言えず、国際貢献のために、戦争に協力しているという構図になる。

しかし、そもそも米国の軍事行動自体が自衛権で正当化できるのかについて疑問が提起されている(たとえば、内野正幸「自衛権は対テロ戦争を正当化できない」『法学セミナー』565号、2002年1月、58~61ページ)。というのは、今回のテロは、法的にはハイジャックとビルなどの器物損壊、大量殺人という犯罪であり(渋谷秀樹『憲法への招待』、岩波書店、2001年、167~168ページ)、戦争として処理されるものではないからで

ある。つまり、軍隊ではなく警察の管轄の問題である。さらに自衛権の行使が正当化されるためには、侵害がまさに現実に迫っており、それを排除するために他に手段がなく、とられる対抗措置が必要最小限度のものでなければならないということが必要とされる。この条件がみたされているかを考えるとき、今回の軍事行動が必要最小限度であるかも問題となるが、特に、米国に対する新たな侵害が現実に迫っているとはいえないであるから、自衛権の正当な行使とはいえないである。つまり、日本は国際法上違法な米軍の行動に協力しているということになる。

テロ対策特措法の問題点

さらに、テロ特措法自体に問題がないかが問われなければならない。基本的な問題は、すでに述べたが、自衛隊が行う協力支援は、戦闘作戦行動中の米軍等の活動支援であり、補給・輸送・修理・整備・医療・通信などの活動は、戦闘部隊と一緒にした兵站支援にはかならないということである(水島朝穂『テロ対策特別措置法』がもたらすもの)『法律時報』74巻1号、2002年1月、1~3頁)。つまり、これらの活動は、後方支援として軍事活動の不可欠な一環をなすものであり、いわば戦争当事者とみなされることになるのである。したがって、この協力支援活動は「武力による威嚇または武力の行使」に当たるとみなすことのできるものであり、実質的に集団的自衛権の行使にふみこむものとなる点、自衛隊員に認められている武器の使用は、自己の管理下に入ったもののためにも可能なのであるから、米軍などの傷病兵も含まれ、武力行使との区別がなくなる点、自衛隊の活動の地理的限定がなくなる点、戦闘地域と非戦闘地域との区別の困難さ、国会の事前承認が不要となっている点など、平和主義と民主主義に照らしていくつもの多くの問題点が指摘されている(全国憲法研究会「テロ特別措置法・自衛隊法改正を憂慮する憲法研究者の声明」『法学セミナー』565号、2002年1月、119~121頁など参照)。もちろん、軍事行動が真にテロの防止・根絶に有効かという問題も別に残るであろう。

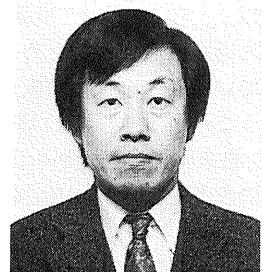
おわりに

以上、テロの防止・根絶のためということで米軍の活動に協力するために、自衛隊が海外に出動していることを日本国憲法から考えるとき、どのような点が検討されなければならないかをみてきた。自衛隊の違憲性からはじまり、議論のそれぞれの段階で、違憲性が指摘できる状況にあると思われる。テロの防止・根絶ということに関して言えば、そのための国際的協力は必要であるが、しかし、このテロ対策特措法は、「テロ対策を対米軍事支援の拡大にすり替えた」ものである（水島、前掲論文、3ページ）。日本国憲法の平和主義のもとでは、平和的手段によってテロ根絶のために積極的に貢献することこそが求められるの

に、それとはかけ離れた事態が進行しているのである。なぜ、このような事態にたちいたったかを、理論的にもまた運動の観点からも検討することが必要であるが、それ以外にもなすべきことは多い。たとえば、テロ対策特措法の運用過程と2年の期間満了にあたって、また、それまでにも、この国会に提出される予定とされる有事法制をめぐって、さらに、PKFへの自衛隊の参加、米国の戦争の拡大とそれへの日本政府の追随などをめぐって、それぞれについて憲法上の問題点を指摘していくことが求められる。また、その一つ一つが憲法の原点から離れていくほど、憲法による正当化は困難になる。したがって、それが場合によっては、日本国憲法の平和主義を擁護し、実現するための契機ともなりうるのではないかと思われる。

（くらた もとゆき 立命館大学）

新疆, インドネシア, 湾岸, アフガン —アメリカ霸権衰退の流れで捉える—



OHNISHI Hiroshi
大西 広

アメリカはますます「世界の警察官」として振舞うようになっているが、しかし、その背後では実は世界政治への影響力を後退させていている。このことを、今回のアフガン介入問題を機会に考えてみた。

はじめに

「21世紀は中国の世紀」と言われることがある。中国は既にカラーテレビ、エアコン、鉄鋼、織維など多くの工業製品の最大産出国となり、その存在感はWTO加盟を経てよいよ大きくなっている。

しかし、そうした印象の一方でアメリカが世界の各地に介入し、「世界の警察官」としての性格を強めていることもまた事実である。したがって、アメリカはその霸権を中国によって脅かされているのかいないのか。その霸権はますます強固となっているのかないのか。こうした視角から今回の同時多発テロ後の国際政治を見たとき、筆者の結論はやはり現在の「霸権衰退過程の一現象」というものである。そのことを本稿では今回の報復戦争にまつわるいくつかのトピックスに即して論じてみたい。

中国新疆自治区の「治安強化」

筆者の元々の研究分野はマクロ計量経済モデルの作成と利用であるが、その対象となっている地域のひとつは中国の新疆ウイグル自治区であり、

一方では当自治区とのある種の共同作業としてモデルの構築作業を行ない、他方ではそのためのウイグル族研究者の育成を計っている。たとえば、現在筆者の研究室にはこうしたウイグル族研究者が三名所属しており、その内の一人は名前が(タリバン指導者と同じ)オマル、後の二人も「名字(正確には父親の名前)」がモハメッド、モハムトという。また、彼らが今日は私たちの特別の日でパーティーに来て欲しいと言って来たその日は「ラマダン明け」の日であった。豚を食べないのは言うまでもない。イスラム教文化圏としてこの自治区のあることを理解されたい。

さらにまたアフガンやパキスタンとの経済的文化的な近さも重要である。この両国と国境を接しているばかりではなく、新疆自治区の西端カシガルのホテルからはパキスタン行きのバスが出ている。筆者は実際にそのホテルに泊まり、そのバスを見た。また、アフガニスタンの第4の民族ウズベク人はアメリカの研究者によればウイグル族と同一民族である。したがって、新疆自治区がアフガンのことを自分たちのこととして憂い、心配するのは当然のことであり、筆者の研究室のウイグル族研究者も大きな関心を持ってその動向に注目をしている。

実のところ筆者はこの9月11日の当日、新疆自治区を代表する国立大学新疆大学経済管理学院の創立記念シンポジウムに参加をしており、テロ

のその時間にはシンポジウム参加者が借りきったホテルで宴を楽しんでいた最中であった。ここで第一報はニューヨークで5万人が死んだというもので、少し事実と異なっていたが、アルカイーダが関与との報道もほぼ同時に入り、それがより大きな衝撃を与えていた。

というのは、このアルカイーダの活動範囲には新疆ウイグル自治区も含まれており、彼らはテロを基本とする独立運動を毎年のように繰り広げている。また、一部の地域では漢民族文化と自らの文化との違いを強調するために若い女性が自ら進んでブルカを纏い、若い男性が「イスラム回帰」を叫んでいる。自治区では彼らを「タリバン」と呼ぶが、年配層ではなく若者に広がっているという点は深刻である。ともかく、この意味で今回のテロ事件は新疆自治区と直結する事件であった。

そして、問題はその後の中国政府の対応である。周知のごとく、中国政府はアメリカの報復戦争に協力しているが、その協力の条件となったのは「対テロの闘いに二重基準はない」とのアメリカとの確認であった。すなわち、「アメリカはこちらのテロに反対しつつ、別のテロを支援することはない」との確認であり、つまり実質的にはアメリカは新疆自治区の独立運動を支援しないとの確認であった。タリバンやアルカイーダが対ソ包囲戦略の一環としてアメリカによって育てられたことを考えれば、新疆自治区内の独立運動グループが(それがたとえイスラム原理主義であっても対中包囲政策の一環として)アメリカによって支援されるということは充分にありうることである。逆に言うとそれだけに中国がこういう対応をとったということは充分に理解することができる。

ただし、それでもこうした中国の判断にはある危うさも含まれている。というのは、「新疆自治区内のテロ組織」とは何かが非常に曖昧であるからである。実際には無差別テロをする組織のみがその取締りの対象となるのではなく、それ自体としてはテロ組織でも独立運動組織でもないような組織や個人であっても漢民族の進出に不満を持つ広義の「不満分子」が広く取り締まりの対象となる可能性があり、ウズベクなどアメリカに協力している他の中央アジア諸国では反政府組織が片端から弾圧され出していると聞く。一歩間違えば、

人々の心の奥底で一層の不満を誘引しかねない中国政府の決定と言える。

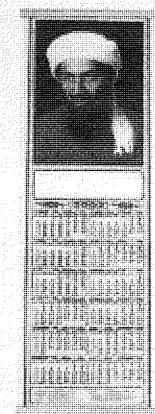
ともかく、以前は対ソ包囲戦略の一環としてのタリバンやアルカイーダの育成であったものが、今回は中国と手を結んでの反タリバン、反アルカイーダ戦争として行なわれている。アメリカにとって「ソ連」という脅威の消滅した時代の決断と理解することができる。

インドネシア大統領の方針転換

もう一つ個人的な体験として述べたいことは世界最大のムスリム人口を擁するインドネシアの動向についてである。その最中もアフガンへの爆撃が続けられて良いものかどうかと問われたラマダーンの最中に筆者はJICAの派遣事業でインドネシアに派遣されるという機会を得た。そこではホテル横のイギリス大使館が鉄条網で囲まれ、少し離れたアメリカ大使館も同様であった。そして更に、路上ではオサマ・ビンラディンを英雄として称えるカレンダー(写真)やプロマイドが売られていた。現大統領メガワティによって政権を追われた前大統領ワヒド派のイスラム教徒がそうした

政治的動きを作っているものであるが、それだけにメガワティ大統領のラマダーン前の対米対応の変化は注目される。

前述のようにインドネシアは世界最大のムスリム人口を擁する国として最初から今回の報復戦争への対応が注目されていたが、そこでメガワティ大統領の姿勢は極めて協力的なものであった。ただし、その姿勢への反発が広がり、最後にはラマダーン中の爆撃反対表明へと転回する。アメリカ留学



の経験のある大統領の実現としてアメリカの後押しによって成立したメガワティ大統領(ついでに言うとアロヨ・フィリピン大統領もそうである)もそう簡単にアメリカのコントロールに従わないことが示されたのである。

このことが重要であるのは、アメリカがその後押しでインドネシアにお気に入りの政権を作ったとしても、それが自身のコントロールを離れるということは実は今まで何回もあったことだからである。たとえば、イスラムの指導者であるワヒド師の前政権にしても、それはスハルト体制の解体が不可欠であり、それを実現したのはアメリカとIMFによる「民主化」と「経済改革」であった。しかし、そのスハルト体制を作り上げたのは誰か？それは周恩来やネルー、チトー、ナセル、エンクルマラと共に第3世界のリーダーとして活躍したスカルノ、つまり「容共」のスカルノを嫌ったアメリカであった。スハルト将軍による1967年のクーデター後はインドネシアはしばらく「親米政権」として存在し、そのために日本からも大量のODAが投入された。今回筆者を派遣したJICAの中ではそのインドネシア事務所が今でも海外で最大の規模を誇っているのはそのためである。そして更にそこで倒されたスカルノ体制であるが、よくよく考えて見るとその体制もまたインドネシアからの日本軍の放逐によってなされたものであった。アメリカはこの意味で何度も何度もインドネシアにおいて勝利を収めてきた。だが、それと同じ数だけ「敗北」をもして来た。最後まで思い通りとなった政権は一つもなかったのである。

湾岸戦争が教えたもの

このようなインドネシアの政権の変遷に筆者が思い及んだのは今回のインドネシア訪問を待つてのことであるが、実は本質的に同じことを筆者はイランとイラクについて論じたことがある。「霸權、国連、民族、個人」(唯物論研究協会編『思想と現代』第25号、1991年)なる論稿においてであり、これはその後一部が「国連PKOの現実」として岩井忠熊・望田幸男・山口正之編『国際貢献

論とアメリカ新戦略』大月書店、1993年に再掲されている。

この主張は次のようなものであった。すなわち、中東に軍事大国が多いのは欧米(+日)及びソ連の介入政策のおかげである。当初はアメリカが「ソ連の南下」を抑える目的でイランのペーレビ親米政権に多額の軍事援助をしたが、その政権がイスラム原理主義による79年のイスラム革命によって倒されるとイスラム原理主義の拡散を防ぐために今度はソ連と協力をして隣国のイラクに大量の援助がされることになる。戦車の殆どはソ連からの援助と購入、戦闘機はソ連とフランスからのもの。そして当時問題となつた化学兵器はアメリカが輸出をし、ドイツの企業が生産を継続。またその化学兵器を中東の各国首都に届くようソ連製のスカッドミサイルを改造したのはベンツ傘下のメッサーシュミット・ベルコウ・プロームというドイツの軍需産業であった。ただし、このイラクもそう長くはアメリカの意図で動いたわけではない。イランとは停戦をし、今度はクウェートに侵攻した。そして、この時にはサウジアラビアとクウェートに大量の軍事援助がされることとなる。

以上が筆者の旧稿の一部要約であるが、ここにもしその後の現実を付け加えるとすると、サウジアラビアがそれほど「親米的」であり続けなかつたということだろうか。OPECでは欧米の利益と異なる独自の行動を繰り返し、今回の報復戦争でも当初はタリバンやアルカイダにある程度近い勢力とみなされた。これはサウジアラビアもがイスラム原理主義の国として女性のブルカ着用が義務付けられ、教育や職業も制限。街中を宗教警察が二人一組でパトロールするというタリバン同様の制度が強制されていることからも想像される。我々の国ではタリバンがアフガンで強制していた社会制度をテレビで見て、何と人権が弾圧されているのかとその政権崩壊を多くの国民が期待したが、サウジアラビアでは少なくともその政権はその体制に親近感を持っていた。現在もなおサウジアラビアを親米政権と呼ぶことは難しい。この意味で、アメリカはこの地域でもその影響力をイラクからイラクへ、そしてサウジアラビアからその更に先へと長期に後退し続けていることが分かる。

アフガンは親米国家となるか

それではなぜこうもアメリカの影響力が長期に後退を繰り返すのであろうか。この第一の原因是、もちろん長期的な経済力の後退にあるだろう。しばらくの間は「ニューエコノミー論」が言うように「アメリカの再生」が謳われたが、それが一種のバブルでしかなかったことは今回明らかとなった。前述のインドネシアへの訪問時にも思ったことであるが、6年半前に同地に滞在した時には「外資」とは日米企業を意味していたが、今や米系企業の存在感はなく、日韓企業が目だった活動をし、それに中国企業が参入を図るという状況に到っていた。こうした経済力の長期的後退は他国への影響力を長期に低下させざるを得ない。

しかし、それと同時に考えるべきはこれらの諸国のどこもが広義の「イスラム教国」ないしアラブ諸国であったことだと筆者は考えている。つまり、そのどれもがパレスチナ問題に深く関心を持つ諸国であり、それがそれら諸国をして「親米的」にどうしてもさせにくい原因ではなかったかという問題である。

確かにこの説明だけでも充分でない部分はある。たとえば、イスラム教に本来深くビルトインされている平等主義思想がIMFなどによる競争至上主義の押し付けへの反発を呼び起こしているというのも事実である。インドネシアには確かにその要素は強い。

しかし、それでもアメリカのこの100年の繁栄にとってユダヤ人資本が決定的であったことに思い至れば至るほど、それが故にユダヤ人の利益を

相対化できないアメリカを知ることとなり、またそれが故にイスラム諸国やアラブ諸国への影響力行使に限界が現われていると理解できないだろうか。イスラエルのパレスチナ占領地への今回の乱暴な爆撃に反対する国連決議にアメリカは拒否権を発動したが、ユダヤの利益から独立できない限りアメリカはどうしてもこうした国際社会の常識からかけ離れた行動を取らざるをえない。いわばアメリカは「ユダヤの呪縛」に囚われている。

そこで問題は今回のアフガンであるが、12月に発足した今回の暫定政権は「親米政権」たりうるのだろうか。暫定政権の議長（首相）になったのはイスラム教色の薄い元国王派の人物で、アメリカ留学経験のあるカルザイ氏であるからこれまでのところはアメリカの思惑通りに進んでいる。北部同盟から新政権に外相、内相と副議長を出した旧マスード将軍派もイスラム色は薄そうである。しかし、それでもこれらを除くほとんど全ての反タリバン勢力もまたイスラム教の政治勢力であることを忘れてはならない。北部同盟を構成していた元々四つの勢力は、下の表にあるとおり「イスラム協会」「民族イスラム運動」「イスラム統一党」「イスラム統一体」という名称を持ち、北部同盟、元国王派以外のふたつの勢力もイラン派の原理主義と反イラン派の「イスラム民族戦線」となっている。つまり、アフガンではタリバンだけがイスラム教勢力であったわけではなく、殆どの反タリバン勢力もがイスラム教の政治勢力である。たとえ元国王派が政治の中心に座ったとしてもそれが長期に続くかどうか、あるいはそれ自身がイスラム色を強めないか、そうしたことは充分にありうることである。このことはパレスチナ問題の深刻化の中でいよいよ重要な問題となってきている。

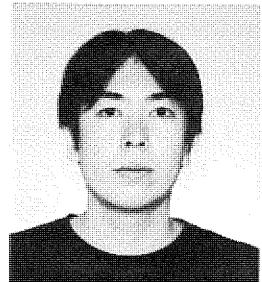
したがって、やはりここでもアメリカ政治へのユダヤ人の影響力はアメリカの国際的影響力の将来に大きな問題を投げかけていると言えよう。今回の戦争をもってアメリカの復権とみなすことはできない。世界は霸権主義の解体の流れの中にあるというのが筆者の結論である。
(おおにし ひろし 所員 京都大学)

アフガンの反タリバン各派

| 通称 | 民族 | グループの正式名称など |
|--------------|--------------|------------------------|
| 北部同盟 | a) ラバニ元大統領派 | タジク人 イスラム教会 |
| | a') マスード将軍派 | タジク人 元イスラム教会 |
| | b) ドスマム将軍派 | ウズベク人 民族イスラム運動 |
| | c) カリム・ハリリ派 | ハザラ+パシュトゥン人 イスラム統一党 |
| d) ラスル・サヤフ派 | ハザラ+パシュトゥン人 | イスラム統一体 |
| キプロスグループ | ハザラ+パシュトゥン人 | (ここもイスラム原理主義) |
| ペシャワルグループ | パシュトゥン人 | イスラム民族戦線 |
| 元国王派 | パシュトゥン人 | |

社会的費用論と制度について

環境問題が複雑化するなかで、地球規模はもとより、将来に及ぶものまで、多種多様な社会的費用が発生している。本稿では、社会的費用を分析した上で、その抑制にどのような制度作りが必要であるのか考察する。



SAKAMOTO Masahide

阪本 将英

1. はじめに

日本では1960年代後半から1970年代前半にかけ、大気汚染の状況が深刻になり、大気汚染による健康被害者の数が急増していった。もし、大気汚染が深刻になる前に被害の発生を未然に防止すること、また被害を発生させたときにペナルティーを与える、被害を受けた第三者に対して補償を義務づけることなどが、制度的に汚染者に課されていたなら当時の状況はかなり改善されていたであろう。

過去の経験から認知されているように、制度的に環境対策が実施されなければ、市場システムは内在的に環境破壊を引き起こす可能性が高い。それゆえ、ある主体の生産活動や消費行動に伴って発生するであろう社会的費用を認識し、規制していくために共通のコンセンサス作りが重要となる。

本稿では社会的費用を初めて体系化したカップの定義をもとに、社会的費用とは一体何であるのか分析し、社会的費用を規定するメカニズムを解明した上で、社会的費用を最小化するためにどのような制度作りが必要なのか考察する。

2. 社会的費用とは

(1) カップの社会的費用

カップは、1940年代の米国農業の研究から、米国の経済発展の陰で森林荒廃、動物資源の枯渇、農地の浸食など深刻な問題が発生している事実を知った。農業経営者が私的利潤を追求した結果、環境破壊による費用を考慮していないかったため、環境破壊が起り、社会全体の利益までが損なわれてしまったのである。私的な生産活動の結果、予想していなかった被害が発生したときに、その原因者が考慮していなかった費用（上の例では、農業経営者が考慮していない費用）を、カップは「計算される費用」と呼んだ。しかし研究を進めるにつれ、「計算される費用」が、農業ばかりか産業開発、都市開発など社会のあらゆる分野で発生していることに気づき、これを「社会的費用」と名づけたのである¹⁾。

カップは、後に社会的費用を「私的生産活動の結果、経済上こうむる有害な影響や損害」と定義し、「それが実際には第三者や社会によって負担される」ことが問題であると論じた²⁾。当然、被害の発生原因者が汚染を防止する、また環境を復元するなどの費用も社会的費用に含まれる。カップの功績は、経済学が様々な現象の中で見落としていた「計算される費用」の問題に着目し、発

生した被害に対して社会的に誰が責任を持ち、それを負担すべきかについて論じたことにある。

(2) カップの社会的費用をめぐって

カップの社会的費用論は、『私の企業と社会的費用』がアメリカで出版されて数年を経った後、日本と西ドイツで注目を浴びることになった。西ドイツでは、メーラー、フレーリッヒらはカップの見解について比較的好意的であったが、ボリヒャート、ウーリッヒ、後のミハルスキーらはカップの議論を批判的に検討した。彼らの批判はおおまかにいって、カップが、資本主義経済の問題点は私的企业制度にあると論じたことに対する反論といった性格が強かったといえる。それは社会的費用を「第三者による非市場的」を意味する「社会的付加費用」という概念に収斂させ、マーシャルやピガーの外部不経済論の伝統的枠内での問題解決を目指したものであった³⁾。

なかでも、ミハルスキーは社会的費用に関する学説史を詳細に検討しながら、経済政策的に操作可能な社会的費用概念を確立するために、社会的費用を以下の4つに整理し、カップの理論を批判した⁴⁾。①生産の国民経済的総費用、②社会的経済的最適化からの乖離から生ずる国民経済的損失、③第三者の非市場的負担としての社会的付加費用、④経済政策的諸措置の実施費用などである。その上で、カップは上記の②、③を混在させており理論的一義性に欠けると指摘している。

我が国では寺西、宮本などが、カップの見解について議論を展開している。宮本は、1967年の『社会的資本論』の中で、カップが社会的費用を社会的損失に等値する第一定義と社会的損失を防止するための費用を指す第二定義と二通りの使い方をしていることを指摘し、特に第一定義を問題にしていた。なぜなら、社会的損失は資本主義経済活動の結果から起こる被害を表すもので、なかでも、人間の生命や健康破壊、重要文化財の破壊などは金銭的に補償できない不可逆的な損失(絶対的損失)だからである⁵⁾。実際、社会的損失の一部は金銭的に賠償可能でも、不可逆的な損失は償うことができず、社会的損失の全てを事後的に内部化できないことは事実である。

寺西はカップの社会的費用論について、「社会

的費用は何らかの形で社会的な労働支出を含意するもので、社会的損失は支出された労働(価値)の破壊・喪失、浪費、さらには支出労働では評価できない使用価値面での破壊・喪失、浪費を含意することから、両者を言い換えることはできない」と論じている。その上で、カップの積極面を生かし、防止費用と補償費用を汚染者に負担させるために、公害・環境問題に関連する汚染の予防費用や環境復元の費用、被害者への補償費用、行政費用などの諸費用を社会的費用と区別して、「社会的出費」という概念を提示した⁶⁾。寺西は、企業が負担すべき費用、行政が責任を持つべき費用を定義づけることで、汚染者およびそれを取り締まるべき政府の責任を明らかにした。

寺西、吉田⁷⁾らが、宮本の理論を進めて、社会的損失を使用価値概念として別個に規定し、さらに寺西がカップの污染防治費用や補償費用の概念を社会的出費として規定したことは、大きな意義があった。ただし彼らの議論の中では、カップが重要視した社会的費用が認識されていく過程については論じられていない。

これについては、植田がカップの議論の中で環境問題に関する認識の発展過程について着目し、「カップが過去150年の歴史を民衆による社会的費用の認識が発展してきた歴史ととらえたことにみられるように、社会的損失に対する市場経済のもとでの評価をもとにしつつ、環境のような市場で扱いきれない財の固有の価値を社会としてどう評価していくべきのかといういわば価格のつかない価値物の社会的評価とそのシステムのあり方を問題提起したことにカップの独自性があった。」⁸⁾と論じている。

カップはミハルスキーに対して、「社会的費用の概念を既成の形式的な経済理論の体系に組み入れて適合させようとする試みは、いずれも、この概念からその主要な内容と目的を奪い取り、その批判的意味を狭め、無効にしてしまうだけである」⁹⁾と批判している。これは、既存の経済学が環境破壊の費用を内部化することによって市場が回復できるという内部化論に対するカップの批判といえよう。カップの重要な貢献の一つに、環境破壊は既存の内部化論によって解決されるという性質のものではなく、社会の状況や体制が改善さ

れないかぎり解決されないという点を論じたことがあげられる。

3. 社会的費用を認識することの意義について

そもそも、社会的費用を認識する意義は一体何であろうか。カップはその解答の一つに、「社会的費用とは、形式的な計算の問題ではなく、人間や社会が現実に必要としているものとか、現実に発生している損害や有害な影響を確認（認識）する問題なのである」¹⁰⁾と論じている。さらに、カップは「社会的費用や便益の認識は、ある集団の人々がどの程度十分に財やサービスを提供されているか、あるいは提供させられるか（社会的便益）、また不必要な損失から守られているか、あるいは守られうるかを反映する実質的合理性（利用できる範囲内で可能な限り最低の費用で、人間の不可欠なる要求の充足）を思考することである（社会的費用）」と続ける。そして「社会的評価は、伝統的経済学の形式的合理性（個人の利潤や効用を極大化）の原理ではなく、実質的合理性に基づかねばならぬ」と論じている。つまり、形式的合理性も実質的合理性も最小の資源を用いる、あるいは犠牲にするという制約のもとでの人間行動であるが、最小の資源を効用最大化ではなく、人間の必要充足を満たすために用いる、あるいは犠牲にすることの重要性をカップは指摘しているのである。

ところで社会はどのような過程で費用を認識していくのであろうか。過去に起きた日本の公害を例に考えてみよう。1967年の「公害対策基本法」の制定、あるいは1974年の「公害健康被害補償制度」の実施以前は、汚染防止対策や公害被害者への補償などが、制度としての効力を十分に發揮していなかった。それゆえ、企業は汚染防止対策費を支払うことなく、生産費を最小化し、利潤最大化を目指したので、生産活動が活発化していく中で、大気汚染や水質汚染を発生させ、住民の健康被害や精神的苦痛が大きくなってしまった。結局被害地域では、健康に生活するという最低限の充足が満たされていないことや、その結果が経済発展に影

響を与えるということを、社会の多くの人が認識してから制度的に汚染防止対策や被害者の補償が義務づけられることになった。つまり社会的費用は、ある行為（要素）が原因で引き起こされている被害が時間的な遅れを伴って、社会的な被害だということが、社会のなかで合意形成を得てから認識され、貨幣評価される費用と考えられる。それゆえ、新たに発生する社会的費用を防止するためには、新たな現象に適応させるための制度を確立する。もししくは改定させるために必要なのは、社会が新たな現象に対して、社会的費用が発生、あるいは発生する可能性があることを、過去の経験や既存の理論・知識から早急に認識することである。ただし認識の過程にも、大気汚染や水質汚染のように局地的にすぐに認識できるものと、人間に直接には被害が及ぶかない地球温暖化やフロンガスの問題のように徐々に認識するものがあることを理解しておく必要がある。両者の違いは、人間に直接被害が及ぶかどうか、そして被害の範囲が局地的か、地球規模かにある。そのため両者の性質についての社会的認識が発展するなかで、その対策や費用負担についての取り決めも当然、過去と異なってくる。先ほども述べたとおりカップは環境問題の解決の糸口として、社会が環境問題に関心を持ち、それが社会の体制を変えていく可能性として社会的費用が認識され、その認識が発展していく過程を重要視していた。

4. 社会的費用を規定する制度について

（1）カップの制度について

前節では社会的費用を認識することが、社会的費用を抑制するために必要であると論じたが、実際に社会的費用の抑制に直接的な力を発揮するのは制度である。そこで、本節では、社会的費用が認識されていく過程で、制度的変化が起こる可能性に着目し、柔軟な制度的対応が社会的費用の大きさを決定し、さらに、その発生を未然に防止する可能性について考察する。まず、カップが理論的影响を受けたとされる制度派経済学、および、カップが考えている制度について簡単に考察す

る。

伝統的経済学（主に、新古典派経済学を指す）が、経済主体の合理的行動という特定の行動形態を分析対象に限定しているため、経済学の研究の範囲を非常に狭めてしまったことを、カップはロビンズの定義と制度派経済学の定義を用いて考察している。これを、以下で対比させてみよう。

ロビンズは、「代替的な複数の用途に役立つ希少な諸手段と諸目的との間の関連としての人間行動を研究することが経済学の課題である」としている¹¹⁾。これを受け、カップはロビンズの定義を、「希少性の影響下にある特殊な行動形態の研究、あるいは、希少性の影響下にある人間行動の研究、これが経済学の課題である」といいかえている。つまり、カップによれば、ロビンズは希少性の影響下にある合理的な人間行動の研究を経済学の課題と考えていることになる¹²⁾。これは、伝統的経済学における消費者理論、企業理論が一定の制約条件のもとで、効用関数（利潤関数）を最大化する行動を指している。カップは、現実社会において人間は必ずしも合理的な行動を取るとは限らず、伝統的経済学がすべての人間を合理的に行動すると仮定して、経済問題に対処していることは、問題であると考えていた。それゆえ、伝統的経済学の制約条件よりもより広い範囲で現実社会を分析している制度派経済学に自らの理論的根拠を求めていったのである。なぜなら、制度派経済学は、合理的行動に経済学の対象を限定することなく、諸個人や社会の慣習行動パターンのような、合理的行動以外の行動パターンを重視しているからである。

カップは制度学派に理論的根拠をおきつつ、ヴェブレンの定義をもとに「制度とは、安定した行動形態、行動慣習、思考慣習を意味する。これらは、過去に発展させられ過去から引き継がれて現在においても持続しているのである。それゆえ、制度はある所与の時点で時代遅れになることは自明である」¹³⁾と論じている。ただし、これは観念的なものであるため、制度がどのようなものであるか理解し難い。そこで、我われはもう少し具体的な例をもとに、制度についての理解を深めていこう。

(2)制度の具体的解釈について

そもそも制度とは、社会のあり方および人間相互の関係を律する、社会的に認められたルールであると考えられる。それは公式に制定された法律もあれば、途上国経済のように人々が従いなれている慣行もある。例えば、国家は経済成長のために企業に資源の私的所有を認めたり、あるいは環境保全を促したりするが、そのあり方を規定するのが制度であり、それは価値観としての文化であるともいえよう。例えば高度経済成長期に日本は、経済発展を優先に考え企業の生産力を上げることを政策目標に掲げたため、類まれな経済成長が起り急速に豊かになった。しかし企業優先の経済発展を目指したこと、環境の価値が過度に低く見積もられ、その結果大気汚染によって多数の健康被害者や死者が出ることになった。この結果が、それまでの社会のあり方や価値観に疑問を投げかけ、污染防治を義務づけていない企業優先の制度から、被害者を考慮した制度的変化を与えることになったのである。もし国家の政策が環境保全を目指したものであれば、たとえ社会的便益が少なくなったとしても社会的費用は激減し、その差である社会的純便益は、経済成長を優先した場合に比べてかなり大きくなっていたと考えられる。

マルクスは制度の一側面について「ある発展段階において、生産力の実現を支えるために作られた制度が、生産力の向上に伴い、次の発展段階においてはさらなる発展を妨げる要因になったとしても、現制度から富と権力を保障されている特權階級は制度改革に強く抵抗するため、制度変化は漸進的に起こらない。結局、生産力との矛盾が極めて大きくなる段階になって、暴力的な政治的改革により急激かつ根本的に変化する」¹⁴⁾と示唆していた。従って、マルクスは直接的な階級闘争の分野で、利害が調整不能なほど対立的になっているケースでは、制度的変化は非連続的なものとして捉えていたと考えられる。しかし、ノースによると制度とはこのように非連続的なものではなく「人々の非公式な取り決めや法律条文の修正解釈などを通じて徐々に変化し、また、こうした小さな調整的変化の積み重ねの上に制度の体系そのものが変化していく」¹⁵⁾と論じられている。環境問題は、ノースの制度的解釈に当てはまる分野であ

ると考えられる。

これを、日本の環境制度の成立過程から検討してみよう。我が国では、すでに戦前から1950年代中頃にかけて公害や環境問題は発生していた。しかし、国が経済成長を優先させたので、環境制度は経済発展を阻害しないことを条件に制定されており、また被害者への補償はなされていなかった。つまり、環境問題全般を体系的に扱う、まとまった形での法制度的対応はなされておらず、有効な環境対策を打ち出していなかった。1950年代中頃以降は高度経済成長期に入り、重化学工業の進展に伴い大気汚染が深刻化してきた。それとともに公害被害者が続出し、死者も多数出てくる中で、被害者とそれを支援する住民運動は、裁判により被告企業や国・行政の責任を追及し、勝訴判決を得ることで世論を喚起し、そのことを通じて被害者救済の前進や規制の強化を企業、国に求めていった。国レベルでは、1967年に公害対策基本法が制定され、大気汚染、水質汚濁など6つの分野で規制がなされた。しかし同法は生活環境と経済の健全なる発展との調和を掲げていたため、環境基準が緩やかで、また被害者の保護は対象とならなかったが、度重なる住民運動や、地方自治体独自の公害防止協定、被害者救済制度の実施などが後押しして、公害対策基本法から経済発展との調和条項が削除された。そして1974年に健康被害者の迅速な保護を目指した公害健康被害補償制度（公健制度）が実施された。同制度において、被害者への補償費はすべて汚染企業による負担が義務づけられた。これは汚染者負担の原則に合致するもので、世界的に画期的な制度となった。この時期に我が国の公害制度が整備され、法体系そのものが変化していったといえよう。1980年代に入り、酸性雨や地球温暖化などの環境問題が地球規模で広がりを見せる中で、1993年に環境基本法に、公害対策基本法および自然環境保全法を中心とする法体系が統合され、さらに廃棄物問題や地球規模での環境問題も含めた総合的なものとして制定された。つまり法制度は起点となる制度をもとに、断続的ではなく認識の発展による社会的合意形成のもとで、徐々にしかも連続的に修正・調整を重ねながら体系が変化していくと考えられる。ただし、日本の公害裁判の経験から、公

害への社会的認識の高まりとともに、被害者の権利を優先させた判決が当然のこととなった事実は、環境分野において、被害者の権利を保障した法制度については、マルクスの指摘にあてはまる面もあるといえよう。

また、ノースは「経済発展の過程で、生産力と制度の不整合は常に起こりやすいが、長年にわたり人の心に培われてきた慣習や道徳的規範などの非公式ルールは、公式の法律以上に変化しにくい」¹⁶⁾と論じている。この点については、途上国において特に生存所得ぎりぎりの人たちが、今までの慣行に従って環境を破壊することで利潤を得ている状況を考えれば想像がつくであろう。それゆえこのままの状況では、彼らの生活をさらに圧迫し、また国境を越えた環境問題に発展していくことから、彼らの保護に加え教育を充実させることが必要となる。

ところで最近の日本経済に対する研究成果から、日本経済に特有のさまざまな仕組み（労使関係における終身雇用制や、賃金や昇進における年功序列制、企業間関係における系列、また企業と政府との関係における行政指導、天下りなど）は、一見非合理的にみえるが、そこには一定の合理性が存在することが明らかになった¹⁷⁾。このような日本経済システムの研究は、市場メカニズムの分析に偏っていた経済分析の欠陥を明らかにし、企業組織のあり方、企業内および企業間の慣習や慣行など、制度の経済分析の重要性を提示した。つまり、日本は伝統的な価値観における慣習や慣習のもとで、西欧式の制度や組織の模倣との間で繰り返し調整された制度において、驚異的な近代化を遂げることになったと考えられる¹⁸⁾。このように考えると、途上国の環境政策を検討する場合においても、その国独自の歴史的条件や伝統的価値観、慣習や慣行をもとに、それに適した制度のあり方を検討する必要がある。以上のように、最近は比較制度分析に代表されるように、近代経済学においても制度の解釈は変化ってきており、これは経済学全体で、カップのいう認識が発展していることを示すものである。

(3)社会的費用を規定する制度

カップは社会的費用について、「無統制な競争

状態のもとで、私的企業はしばしば社会的費用を発生させているが、このような社会的費用は企業家の支出の中には算入されず、第三者や社会全体に転嫁され、負担されていることが問題である」とも論じている。ここで、カップが「無統制な競争状態」のもとで社会的費用が発生していることに言及していることから、上村の指摘にもあるように¹⁹⁾、社会的費用の原因は企業の生産活動そのものにあるのではなく、無統制な競争状態を作っている制度的な仕組みにあると考えられる。なぜなら、大気汚染を取り締まる法制度がなければ、無制限に汚染物質を排出し続けても、合法的に問題がないことから、企業は競争上、大気を改善する費用を払わないほうが有利になるからである。このように考えると、企業の責任以外に、制度的仕組みを生み出した政府や財界にも、社会的費用の原因を作った責任があるといえよう。

社会的費用の発生原因を考える場合は、企業の生産活動そのものに着目するだけではなく、その生産活動を規定し社会的費用を発生させている、制度的仕組みに着目しなければならない。例えば、我が国の被害者救済制度（公健制度）は、被害者を救済すべく弁護士、医師、識者などが加わった市民団体が、度重なる住民運動や裁判を繰り返し、さらにマスコミによる連日の報道によって、企業側がこれ以上イメージを悪くしたくない、あるいはこれ以上の責任追及を回避したい、また被害者側も裁判にかかる時間や費用を節約したいという両者の利害の妥協によって成立することになった。この制度的変化によって、企業に補償費用の支払いが義務づけられ、また、企業の責任問題が明確化された。その結果、被害者に転嫁されていた社会的費用の一部が明らかにされたのである。

ところで社会的費用の概念は、現代の種々の現象に応じて変わるだろうし、また、同じ社会的費用でも社会が違えばその取り扱いが異なるであろう。例えば、ある制度のもとでは被害者に社会的費用が転嫁されているが、新たな制度のもとでは加害者に社会的費用の支払を義務づけているという状況は、過去の経験から明らかになっている。問題は、いずれにせよ制度的に誰に社会的費用の負担を義務づけようが、生じた社会的費用は社会

の誰かが負担させられていることがある。このとき、社会の誰かが不当に費用を負担させられるのであれば、分配の問題が生じることになる。それゆえ、被害者が加害者に比べ不公平な状況に陥らないためにも、これから起こりうる種々の現象に対して、予想しなかった費用が発生したときに、その被害を最小限に抑えるために、柔軟に変化できる制度作りが必要となる。なぜなら、仮に社会的費用の発生を最小限に抑えるために、そのときに最も良いと思われる社会制度を作ったとしても、科学的知見の進歩に応じて、予測しなかった費用は必ず発生するからである。

現在の環境問題である地球温暖化、オゾン層の破壊、環境ホルモンの影響などは公害の時代とは異なり、その影響が及ぶ範囲が地球規模はもとより、将来にも及ぶことから、これらの被害を未然に防止する必要がある。なぜなら、これらの問題が顕在化したとき、それに伴う被害は予測困難なものになるからである。それゆえ、あらかじめ、こういった問題が起こることを想定して、それを事前に技術的に防止する費用、また、その発生自体を抑制する生産体系を構築するために要する費用などを、将来的に必要な社会的費用として認識しておく必要性がある。さらに、我われはこれから社会的費用を考えるときに、潜在的に起こりうる被害をあらかじめ考慮し、それが発生したときの被害を潜在的社会的費用として認識していく必要がある。その上で、潜在的社会的費用の発生を最小限に抑える柔軟な制度作りが求められる。この点を論じていくことが、からの社会的費用論の課題である。

今後の展望

以上の分析によって、制度的仕組みが社会的費用を発生させていることから、社会的費用を規定するのは制度そのものであることが明らかになった。社会的費用を発生させている主体や原因は刻々と変化している。それゆえ、その変化に応じて柔軟に変化できる制度作りが必要となる。寺西、宮本は社会的費用の分類については細かく規定したが、対策時期や支出される費用の大きさに

よって、社会的費用が変化していくことの連続性について深く論じていない。しかし、環境問題を分析する場合、社会的費用の連続性について考慮することは非常に重要なことである。なぜなら、社会的費用はその発生を抑制するために支出された費用の大きさや対策の時期によって、後にストックされる大きさが異なってくるからである。

ところで、大気汚染を例に裁判について考えた場合、被害者と加害者との間に個別の因果関係の立証が困難なこと、また特定の企業や国を相手取っても、その因果関係の証明に時間がかかることなどから、それが長期化することが過去の経験で明らかにされている。それゆえ、どうしても汚染対策は事後的になることから、我われは社会的費用を未然に防止するために、新たな予見・予防のための原則が必要となる。今後、この予見・予防の制度として住民、事業主体（企業）そして国が参加して討論の場をもち、各主体の権利が平等で、問題が生じた場合はすぐに代替案を検討できる新たな環境影響評価制度（環境アセスメント）の構築が必要となる。なぜなら、環境破壊を未然に防止するための最適な制度を作ったとしても、必ず予測不能な社会的費用は発生するため、住民、事業主体、国など全ての主体が納得した形での制度作りは、本当の意味で社会的費用を最小化し、さらに予想しなかった被害が発生したときに誰が責任を持ち、誰がその費用を負担するべきかについての取り決めも可能にするからである。実際、環境破壊を未然に防止する制度作りが進められている事実は、社会の認識が発展していることを示すものであり、今後、予見・予防の制度も進展していくであろう。

環境問題が複雑化するなかで、各主体（住民、企業、国）が「計算されざる費用」の問題を認識していない、あるいは考慮していないために多くの分野で社会的費用が発生しつつある。我々は、社会的費用の発生を最小限に抑えるために潜在的な社会的費用を認識し、また予想していない被害が発生したときに、社会全体で責任を負担できる総合的な環境制度を構築していくかなければならない。このような環境制度を構築し、それを受け入れる社会を築いていくことがカッ普の社会的費用論を今世紀につなげることになる。

- 1) カップ・柴田徳衛（対談）「私企業と社会的責任」『エコノミスト』1963年3月26日号を参照。
- 2) K.W.カッ普、篠原泰三訳『私の企業と社会的費用』岩波書店、1959年、15～16ページ。
- 3) 寺西俊一「カッ普の『社会的費用』論をめぐって」『経済評論』1978年1月号、136～137ページ。
- 4) ミハルスキー、尾上久雄・飯尾要訳『社会的費用論』日本評論社、1969年、2～3ページ。
- 5) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989年、133ページ参照。
- 6) 寺西俊一「“社会的損失”問題と社会的費用論」『一橋論叢』1984年、第91巻 第5号、605～606ページ。
- 7) 吉田文和「社会的費用論の批判的検討」『経済学研究』1979年、第29巻 第4号、109～126ページ。
- 8) 植田和弘『環境経済学』岩波書店、1996年、156ページ。
- 9) K. W. カッ普、柴田徳衛・鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店、1975年参照
- 10) 柴田徳衛・鈴木正俊訳、前掲書邦訳、96～97ページ参照。
- 11) L. Robbins "An Essay on the Nature and Significance of Economic Science", London, 1932, p. 16.
- 12) 柴田徳衛・鈴木正俊訳、前掲書邦訳、23～24ページ参照。
- 13) 柴田徳衛・鈴木正俊訳、前掲書邦訳、24～25ページ参照。
- 14) 望月清司『マルクス歴史理論の研究』岩波書店、1973年参照。
- 15) Davis, Lance, and D. C. North "Institutional Change and American Economics Growth: A First Step toward a Theory of Institutional Innovation", *Journal of Economic History*, vol. 30, 1970 March, pp. 131-149.
- 16) North, Douglass C "Economic Performance Through Time", *American Economic Review*, vol. 83, 1994 June, pp359-368.
- 17) 青木昌彦・奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年参照。
- 18) 青木昌彦『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社、1995年参照。
- 19) 上村雄彦「K. W. Kapp の社会的費用論めぐって(1)」『大阪府立大学経済研究』1992年、36巻4号、19～54ページ参照。
(さかもと まさひで 所員 京都大学大学院)

少女たちのサバイバル —少女たちはなぜ「浜崎あゆみ」 に惹かれるのか—

教育の個性化、多様化が叫ばれているなか、ますます子どもたちが追いつめられている。子どもたちは、今、この時代をどう生き抜こうとしているのだろうか。

本稿は、10代の少女たちに圧倒的な人気をもつ歌手、浜崎あゆみの楽曲の歌詞と彼女の姿を通して、少女たちが時代をどう生き抜こうとしているのかを考える。



KURODA Keiko
黒田 慶子

I 浜崎あゆみを 知っていますか？

『経済科学通信』の読者の中には、「浜崎あゆみ」を知らない方も多いかもしれません。

浜崎あゆみ、22歳。2000年、日本有線大賞受賞。2001年、日本有線大賞、レコード大賞受賞をダブル受賞。名実ともに、女性歌手のトップの地位を手にした。

博多生まれ。7歳から地元のモデルクラブに所属、銀行などのポスターに登場する。15歳でサン・ミュージックに所属、上京。堀越学園に通いながらテレビドラマ、CM、映画などに出演。野島伸司の「未成年」、山田洋次の「学校II」にも出演している。今の浜崎あゆみが誕生するのは、1997年、エイベックス移籍以降である。エイベックスに移ってから発売したシングルすべての歌詞が自作のものであることは、よく知られている。

浜崎の歌詞の分析は、次章以下でおこなうことにして、ここでは浜崎の自己形成にとって大きな関わりをもつであろう特徴についてふれておく。

浜崎あゆみは、母と祖母に育てられて成長し

た。浜崎がまだ幼いころ、両親は離婚。以後、母は生命保険の外交員として、1人で生活を支える。この両親の離婚、「父の不在」、いわゆる「1人親家族」における働く母と娘という生育史、という事実は、浜崎の歌詞に色濃く陰を落としている。

II 浜崎あゆみという現象

浜崎あゆみが狭い意味での歌の世界を超えて、一つの現象として広がりを見せていることは、早い時期に『アエラ』が特集記事を組んで指摘している¹⁾。10代の少女たちのカリスマであるはずの浜崎に、30代以上の女性たちがはまっているという内容である。誌面には30代初めから半ば過ぎの女性たちが登場し、ヘアスタイル、ファッショントレンド、アーティストとしての自覚の高さ、歌詞の甘くないリアリティーなどについて語る。また、編集者やディレクターの声も取材して、自立したアーティスト、浜崎あゆみを印象づけている。そこで描かれているのは、「虚無的にして前向き」(アエラ)ともいえる自己を持ち、自分を主張するアーティスト浜崎あゆみが、10代だけでなく、



『SWITCHI』Vol. 18/CD『浜崎あゆみ BEST』(エイベックス)

世代や職業を超え、共感をひろげているという内容である。

この特集を発展させるものとして、『東京漂流』で知られる写真家、藤原新也氏の発言や仕事がある。藤原氏は2000年11月から12月にかけて、氏の写真と浜崎の歌詞とのコラボレーションの仕事を発表した。これには、駅頭や居酒屋に貼られたポスターと、月刊『SWITCHI』の2種類のメディアが使われた²⁾。

2000年12月4日付け『朝日新聞』は、駅頭や居酒屋に貼られたポスターに関して、藤原氏のインタビューを紹介している。藤原氏が浜崎に興味をもったのは、仕事がらみで浜崎の歌詞を読む機会があったからという。

残念ながら筆者はポスターは見逃したので、もっぱら『SWITCHI』誌上の作品を紹介する。ポスターと『SWITCHI』誌上の写真とは、作品の世界としては勿論違うが、『朝日新聞』の記事からすると、使われている詞のいくつかは共通なよ

うだ。

『SWITCHI』では、浜崎のアルバム『Duty』のいくつかの曲の数フレーズが、藤原氏の写真と接合され、写真でもない、詞だけでもない不思議なメッセージを放つ作品となっている。この誌面で再現することは難しいが、たとえば前掲の『朝日新聞』の記事でも紹介されている、霧にけぶる日本の海の風景の中に「Far away」の詞がはめこまれている。また、たとえば、鮮明な深紅の芙蓉の花の写真の中に、浜崎の「vogue」の詞がはめこまれている。藤原氏はこれらの歌詞を評して「極めて古風で感傷的」という。感じ方は個人で違うだろうが、少なくとも浜崎の自分の内面をうたった歌詞によって、世代も仕事も、おそらく価値観も大きく異なる藤原氏の内なる何かが触発されたことは確かだろう。

III 浜崎あゆみの歌詞の特徴

浜崎の歌詞は、自分の内面世界の過去と現在をうたっている。それがあくまでも作品としてのフィクションであることは当然としても、歌詞には自分の生育史が強く反映している。

以下では、浜崎の歌詞のもついくつかの特徴をあげてみる。

(1) 愛の不在

男女の愛を、肯定的にうたったものはほとんど皆無といってよいだろう。ただし、2001年の秋に発表された「Dearest」だけは、浜崎の歌の中では例外的に愛を歌っている。これは、エイベックス側の販売戦略として、プライベートなことがらを暗示させるという思惑があるのかもしれない。しかし、この「Dearest」でさえ、愛は、「願望」として表現されているにすぎない。

この歌を例外として、男女の愛を変わらぬものとして歌った歌詞はほとんどない。また、男女の愛と読める歌詞でも、読み方によっては父親のことにも、母親のことのようにも、友人のことのようにも読めるのが特徴である。

いずれにせよ、恋人への愛を疑いえぬもの、変わらぬものとして歌った歌がほとんどないということが、若い女性の歌詞としては稀有ともいえる大きな特徴だといえるだろう。

(2) 不在・欠如・居場所・ガラクタ

浜崎の歌詞には、「不在」を歌ったものが多い。現在の浜崎の出発点ともいえる「A song for ×××」には、彼女の生育歴を想起させる歌詞が並ぶ。

居場所がなかった 見つからなかった

未来には期待出来るのか分からずに

中 略

人を信じる事って いつか裏切られ

はねつけられる事と同じと思っていたよ

「TO BE」では「ガラクタ」というキーワードが、欠如や喪失、あるいは自分自身の寓意として

使われている。

誰もが通りすぎてく 気にも止めない
どうしようもない
そんなガラクタを 大切そうに抱えていた

中 略
自分自身だったか 周りだったか それともただの
時計だったかな 壊れそうになってたものは

(3) 別れ

浜崎の歌詞には「別れ」を歌ったものが多い。
もしも私から何かを
口にしていたのなら
終わりが見えて始まりなんかじゃ
なかったはずだね

泣いても欲しがる子供のようには
なれなくて精一杯のサヨナラ

(End roll)

「SCAR」でも、ひとり背を向け出していく情景が描かれるが、相手は、恋人のようにも母や父のようにも読める。また、「teddy bear」では、クマのぬいぐるみを置いて出していくのは、恋人とも読めるが、父親と読んだ方がよく理解できる。

(4) 「負ける」ことを引き受ける。

浜崎の歌詞には、勝つことをよしとせず、負けることをいとわない一貫性がある。

もしもこの世界が勝者と敗者との
ふたつきりにわかれるなら
ああ僕は敗者でいい
いつだって敗者でいたいんだ

(no more words)

上手に勝つ事
なんて出来なくてもいい
その時は僕と
ウマイこと負けてみよう

(AUDIENCE)

(5) 神話の欠如

浜崎の歌詞は、ものごとを神話化しない。愛を絶対視しない。「appears」では、
恋人達は とても幸せそうに

手をつないで歩いているからね
まるで全てのことが 上手く
いっているかのように 見えるよね
真実はふたりしか知らない

中 略

まるで全てが そうまるで何もかも
全てのことが 上手くいっている
かのように 見えるよね 真実の
ところなんて 誰にもわからない
と結ばれる。

(6) 自分自身に基準をおく—1人の強さ
真実の基準は1人1人の中にあるということ、
そして自分の基準が大切だと強調している。

現実は裏切るもので
判断さえ 誤るからね
そこにある価値は
その目でちゃんと 見極めていてね
自分のものさしで
(evolution)
そして歩いて行く
ひとり歩いてみるから
(End roll)

そして、1人でいるということは、1人でも生きられる、自立した強い自己へ続く。

犠牲者だなんて思うなら
全て失くしても 構わない覚悟で
最後まで演じきればいい
(End of the World)

とりわけ、引用箇所の3行めの「最後まで演じき」る、という生への強い意思は、後述するように、浜崎の詞の世界を理解しようとするとき重要な意味をもってくる。

(7) 過去とむきあう

浜崎の歌詞には、過去を歌うものが多い。「A Song for ×××」では、

いつも強い子だねって言われ続けてた
泣かないで偉いねって褒められたりしていたよ
そんな言葉ひとつも望んでなかった
だから解らないフリをしていた

中 略

あの頃そんな力どこにもなかった
と歌われる。「SEASONS」や「SCAR」、「Far away」でも、描かれるのは過去の情景である。

(8) 過去との訣別

浜崎には過去を歌う歌詞が多いが、しかし決してそこにとどまっているわけではない。

もう陽が昇るね そろそろ行かなきゃ
いつまでも同じ所には いられない
(A Song for ×××)

もう戻れないよ
どんなに懐かしく思っても
あの頃確かに楽しかったけど
それは今じゃない

(End roll)

(9) 世界との連帯—「君」・「君たち」・「あなた」

浜崎の歌詞では、特定できない自分以外の人たちとの連帯が歌われる。「TO BE」の

君がいたから どんな時も 笑ってたよ
泣いていたよ 生きていたよ

君がいなきゃ何もなかった
と歌われる「君」は、母とも友だちとも恋人とも、あるいは聴衆とも読める。さらに「AUDIENCE」では、

走り出す時には
ここへ来て共に始めよう
君たちが 僕の誇り

中 略

君たちの声がしてる
もう何も怖くなんてない
もうひとりほっちはじゃない

と、真正面から聴衆との連帯がうたわれている。

浜崎の歌詞には、愛の幻想の中に身をうずめるのではなく、友だち、母、恋人、聴衆と多様に解釈できる、あるいは、聞き手にその解釈がゆだねられている、開かれた人々の交差のなかで、自分を解放するという意思がくみとれる。

小括

子どもたち — とりわけ浜崎と性を同じくする少女たちが、浜崎の痛みのある歌詞にはげまされ

ている。NHKの「クローズアップ現代」でも特集したように、「強い子」への他人からの、とりわけ母親からの期待に疲れたり、「ガラクタ」という言葉にあらわされるような自尊の欠如など、浜崎の詞に、夜、1人で聴き入りながら自分を重ねている少女も多いことだろう。なまじ幻想にみちた言辞やはげましなど何にもならないことをよく知っている子どもたちにとって、浜崎の歌は自分の分身ともうけとられていることだろう。

浜崎の歌詞の世界は、しかし、「そんな言葉ひとつも望んでなかった」(A Song for ×××)という、「人は理解してくれない・・・」という思春期の子どもたちが必ず通る場所にいつまでもどまっているわけではない。

ずっと飛び続けて 疲れたなら

羽根休めていいから

私はここにいるよ

中 略

ずっと飛び続けた翼がもう

はばたけずに いるなら

私があたためるよ

(Depend on you)

君もし 翼が

残されていなくても

僕にまだ 翼が

ひとつだけ残っているから

一緒に・・・一緒に・・・

(Endless sorrow)

と歌われているように、すでに、彼女自身はその先の場所にいるのである。

浜崎の歌詞には、10代にありがちな愛の幻想に逃げこむのではなく、ひとりで生きるという強さをもつことによって、自分の人生は自分で切りひらくという決意、友だちや人びとの間の連帯のなかで、自分は支えられるという、男女や家族・母子関係への情緒的囲い込みへの強い拒否を感じ取ることができる。

この痛みを伴う関係の広がりこそが、子どもたちをとらえているのではないだろうか。逆に言えば、子どもたちの日常が、あまりに固定的な友人関係や家族関係や価値観に取り囲まれていることが推測できるのである。

IV 作られた自己 —自己演出する自己

浜崎の歌詞の分析によても、子どもたちが、なぜ浜崎にひかれるのか、ということは少し理解できたように思うが、しかし、さらにもうひとつの側面があることを指摘したい。

浜崎は、2001年、「バービーアワード」を受賞した。浜崎は、しばしば重い歌詞の世界で語られるのと同時に、「サイボーグ」「バービー人形」といった、全く異質な言葉で形容される。

浜崎は、ファッションの微細な部分にもこだわり、ネイルやアクセサリーなども自分で決めるという。メディアにあふれる彼女の姿は、演出された人工的外見をもつ。藤原新也氏は、「閉塞した時代の『抑圧』から自分を守るために無意識に身についた防御装置としての『仮面』」をもつ子どもたちにとって、浜崎のもつ「劇的な落差」が「子どもや若者にとって、最もリアルな生の形」なのではないかという（前掲『朝日新聞』）。

浜崎の初めての写真集『A』には、浜崎が自分で書いた洋服や小物のデザイン画がのった『STYLE BOOK』がセットになっている³⁾。浜崎が自分でデザインしたコンセプトにこだわり、製作スタッフがそれに振り回されながらも、一貫した信念に一目おかざるをえなかった様子は、前掲『アエラ』にも紹介されている。

このような、歌詞の深刻さと、ファッションを含む華やかで人工的な自己表現の世界とは大きなへだたりがある。ここに、詞の世界とはまた異なる、少女たちが惹かれる「浜崎あゆみ」を理解するもう一つの鍵がある。

V 少女たちのサバイバル

浜崎を『アエラ』は「虚無的に明るい」と表現し、藤原氏は「劇的な落差」と表現する。藤原氏もいうように、これを「本心」と「仮面」、換言すれば「本当の私」と「演技する私」の分裂とみることは適切ではないだろう⁴⁾。なぜなら、「本

「当の私」とは別物として、「演技する」私を演出することは、こどもたちは既に日常的に実践していることだからである。この現代日本という「同質化社会」で生き抜くために、子どもたちは必ずしも、自分たちにとって本意ではないかたちで、彼らの社会をいきぬくことを強いられている。

浜崎の歌詞に、少女たちは自分たちと当然ながら異なる世界を感じつつ、しかし、ある部分では重なるものを感じていることだろう。

浜崎の歌詞の大きな特徴である喪失や欠落。父母の離婚や父の不在。働く母は、いつも家にいなかっただろう。おそらく経済的に見れば、決して恵まれた生活とはいえないからだろう。そして、そうした条件から生まれざるをえなかった「1人で強く生きる少女」浜崎あゆみ。

浜崎の歌詞に聴き入る多くの少女たちは、「普通の」少女たちである。少女たちには、おそらく父も母も、経済的安定もあるに違いない。しかし、ある少女たちにとって、父や母は、相互理解のうえにたった信頼を持たないという意味では不在かもしれない。またある少女たちにとっては、過剰なまでの父母、とりわけ母の存在があるかもしれない。愛情が期待や生きかたのモデルに変形するとき、それは過剰な「支配」に転化する。

浜崎の歌詞は、せまい人間関係から、開放的な、特定されない「君」「あなた」「君たち」へと関係をつなぐ。学校や家族という囲われた世界で、暮らさざるをえない少女たちにとって、これは一条の希望である。

さらに、浜崎のビジュアルな姿は、不幸や絶望をみじんも感じさせない。徹底的に考え抜かれ演出されつくされた自分を「演じき」る「作品」として、浜崎は少女たちの前に現れる。しかもそれは最終的には、大人の男性の手を借りてはいるが、基本のデザインやコンセプトは、浜崎のセルフ・プロデュースである。絶望と懷疑にみちつとも、しかし、不特定の開かれた関係のなかでの信頼と連帯を歌う歌詞を、徹底的なフィクションとしての「作品」の姿で歌う。これは少女たちが、日常的におこなっている行為を極限まで押し進めた姿ともいえる。少女たちははるか前に、浜崎はいるのだ。

少女たちが、浜崎の姿の中に見るもの、それ

は、自分もまた浜崎と同じ不在や喪失に満ちた存在であり、それをかくも見事なまでに美しい「作品」として演じるという戦略の生きた「お手本」ではないだろうか。浜崎のように強く生きていけば、日常の悲哀に負うことなく、この人生をいきぬけるかもしれないという希望を、その姿の中に少女たちは見いだす。

学校でも、家族のなかでも、生きにくい現実を生きなければならない、現代の多くの少女たちにとって、浜崎の、バービー人形のように美しい徹底的な自己演出、そしてそれを可能にする「強い自己」こそが、時代を生き抜くサバイバル戦略なのである。

- 1)『アエラ』No.31, 朝日新聞社, 2000年7月17日,
44~46ページ。
- 2)『SWITCHI』Vol.18, No.10, スイッチ・パブリッシング, 2000年12月。
- 3)写真集『A』ソニー・マガジンズ, 1999年12月。
写真集『A』には、「分売不可」の『スタイルブック』がセットになっていて、『スタイルブック』の著者は「浜崎あゆみ」である。『スタイルブック』には写真集で使われている洋服のラフ・デザインが描かれ、色や素材がすべて指定されている。そのほか、ネイル・デザインや靴、小物、口紅の色などが、浜崎によって細かく指示されている。
- 4)『別冊 宝島』584号, 宝島社, 2001年6月, 28ページ。

引用楽曲一覧 作詞は、すべて浜崎あゆみ

- ・ A song for ×××
 - ・ appears
 - ・ AUDIENCE
 - ・ Depend on you
 - ・ End of the World
 - ・ End roll
 - ・ Endless sorrow
 - gone with the wind ver. —
 - ・ evolution
 - ・ no more words
 - ・ TO BE
- (発売元は、すべてエイベックス)

JASRAC出 0201639-201

(くろだ けいこ 明星大学非常勤講師)

国際貿易のゲーム論的政治分析 —途上国による対先進国 貿易協調のモデル—



LIU Yinheng
劉吟衡

9.11テロ事件が象徴するように、アメリカの政治的、経済的な一極支配という世界構造に不安定な陰が落されている。一方、中国はWTO加盟により、アメリカに対して関税を引き下げている。このような国際貿易の協調体制を、政治的な角度から、ゲーム理論を用いて分析する。

1 はじめに

2001年9月11日、アメリカで起きた大規模テロ事件で、世界政治構造は大きな転換期を迎えるようになった。この事件に対して、アメリカ政府と国民はアメリカに対する戦争と宣言し、第2次大戦以来の大攻撃だと位置づけた発言を行った。またこの事件はアメリカ社会に致命的な打撃を与えることになると同時に、冷戦終結後のアメリカの一極支配という世界構造に、不安定的な要素をさらに加えることになった。

世界政治システムの変貌は、9.11の大規模テロ事件から決して始まったものではない。この事件より以前に、ヨーロッパとアメリカの同盟が揺らぎ始めていたように思われるからである。今まで、アメリカとヨーロッパ諸国は最も重要な同盟相手であった。しかし、2001年6月EUの議長国をつとめるスウェーデンのペーション首相は、アメリカの世界支配に対するカウンターバランスとして、ヨーロッパが今よりも強くなることが必要になっているという発言をした。ヨーロッパに

とってアメリカとの関係は協調から対峙さらに対立に変化しつつある。その背景には、地球温暖化防止のための「京都議定書」の実施に対する食い違いや死刑制度の廃止またミサイル防衛構想に関する意見の相違が挙げられる¹⁾。

また、冷戦終結後アメリカとロシアの関係に代わって、アメリカと中国の関係が一層注目すべきものになっている。クリントン政権からブッシュ政権への交代により、アメリカが中国敵視政策を強める方向に変化しているように見える。第2次大戦後今まで続いてきたアメリカの戦略に根本的な変化をもたらすラムズフェルド国防長官の新戦略がその典型的なものである。第2次大戦後のアメリカは、ソ連から西ヨーロッパの安全を守ることを主な課題としてきたが、その課題はもう失われた。そして新戦略では、現在はソ連に代わって中国がアメリカにとって脅威を与える存在となり始めており、今後アメリカが戦争とするなら、その相手は中国であると予測している、というのがその具体的な内容である²⁾。その上、2001年6月中国は上海に中央アジア5カ国およびロシアの首脳を集め、中国と中央アジア、ロシアとの関係を強化するための「上海協力機構」の会合を開い

た。この会合では、協力してイスラム原理主義闘争を鎮圧することを決めたほか、アメリカのミサイル防衛構想（NMD）に反対する声明を発表し、中国は世界的に向けてその影響力拡大を急ピッチで進めている。アメリカの世界支配という強国のイメージは薄まりつつあるようにも見受けられる。

一方、世界貿易を見た場合、中国の世界貿易機関（WTO）加盟が2001年11月10日、カタールのドーハで開かれたWTO閣僚会議で正式に決定され、市場開放に向けて12月11日143番目の加盟国として中国は正式にWTOに加盟した。中国は加盟後、農産品を含め関税率を段階的に引き下げる。中国における投資規制緩和は海外企業の中国への投資および技術移転を促し、その結果中国が「世界の工場」の地位を強め、世界の貿易地図に大きな影響を与え、国際貿易システムの強化と経済成長の拡大につながると期待されている。関税に関しては、WTO加盟交渉の中で、1998年で17.5%だった全品目の平均関税を2010年までに10.0%に引き下げるなどを約束していたが、その第一段階として、中国政府は2002年1月1日から、全品目の関税を現行の平均15.3%から12.0%に引き下げるなどを決めた。工業品の平均税率は11.6%に、農産品は15.8%に、水産品は14.3%にそれぞれ下げられる。

これらのことから分かるように、強気で世界政治と経済を支配してきた先進国が経済的、政治的に衰えてきている状況においても、後から経済発展を遂げた国は貿易政策において、関税率を引き下げるという形で協調する政策をとることがある。今のアメリカと中国の関係はまさにその好例になっているのではないかと思われる。たとえば中国とアメリカの合意でアメリカに対しては、平均関税率をそれぞれ、農産品の関税を大幅に削減し、2004年1月を期限に平均関税率を17.5%に、米国の工業製品に対して、平均税率を24.6%から7.1%に引き下げる。具体的には、自動車は、2006年以前に現行の80～100%の関税を25%に下げ、自動車部品は10%に下げる。その他には、木材とパルプについては、現在、それぞれ12～18%と15～25%になっているが、期限までには5～7.5%に下げる。特に中国は情報技術国際協定に加入

し、コンピュータ、通信設備、半導体、コンピュータ部品並びにその他ハイテク・プロダクトの関税を撤廃する、という合意事項である。

現在の世界情勢のように世界政治構造が変わつたある時期、つまり不安定な世界政治構造のもとでは、国際貿易はどういう方向に向かうのであろうか。アメリカと中国のような関係で見られるように、不安定な世界政治構造のもとで発展途上国の貿易政策における協調は、経済的にまたは理論的に説明できるのか、もしできるのであれば、どう説明したら良いのであろうか？本稿はこのような疑問に対する回答の試みである。

2 國際経済分析に政治の要素を導入する

長く議論されてきた日米貿易摩擦がたんなる経済要素だけでは説明できないことが示すように、現実の社会で経済はかなり政治力に左右されるところがある。にもかかわらず、国際貿易についての理論やモデル分析は政治的要因抜きに行なうこととこれまで多かった。しかし、われわれは政治が国際貿易に及ぼす影響は無視できないものだと強調する。国際政治学者のConybeare (1987) は、アメリカとECの農業交渉について、裏切りのコストとしてアメリカがNATOから撤退することを挙げている³⁾。また、岩田 (1992) も、日本の米の貿易自由化について、日本の農業自由化についての「利益」について議論し、日本が農業を自由化しないことのコストは、アメリカがアジア地域からアメリカ軍を撤退させるという形で現れる。さらに最悪のケースでは、アメリカの核による脅しが行われることによって、「貿易戦争」は文字どおり「戦争」となる、と主張している⁴⁾。また、中国のWTO加盟やアメリカの対中最惠国待遇付与問題についても、アメリカは常にそれを人権問題と結びつけようとしている。貿易はまさに経済要素だけでは、説明し切れない経済活動であり、これを説明するためには国家間の政治力を導入する必要性が生じることになる。

政治経済理論的には国際経済と政治の関係は次のように述べられている。

まず、スザン・ストレンジは貿易を次のよう

に論じている。貿易が主要な権力構造に「依存している」という事は、国際貿易における交渉が、市場の力や相対的な需要と供給の単純な結果ではない、…。むしろそれは、部分的には経済的な、また部分的には政治的な取引の複雑で相互に絡み合ったネットワークの作用がもたらす結果である。この取引には、安全保障という国益と商業的利益とのトレード・オフも含まれているし、金融や技術などの面における貿易当事国間の不平等も含まれる。更に国内市場へのアクセスや、確実で利益のあがる供給源に関する集団的な政策決定という、ある国内での政治的取引もそこに含まれる。」「実際いわゆる「ルール・ブック」は、諸大国の利益や取引力こそが現実に貿易を推進している人々に主要な影響力を及ぼしているという事実に比べると、限られた力しか持っていないのである」⁵⁾。

さらに、経済は政治的要素と分けて考えることができないとスザン・ストレンジは述べる。「政治的権力を、購買力や生産を支配する権力、資本を動員する権力抜きに考えることは難しい。そして、経済的権力を、政治的権力によって支持されることなく、つまりもっぱら政治当局によってのみ提供される法的、物理的安全なくして行使することは不可能である。経済的権力を持つ多くの主体が個人であることはもはやないし、あつたとしても稀である。このような権力者は独自の権威ヒエラルキーを持つ法人や国家企業となっており、そこで行われる決定は基本的には経済的というよりも政治的なものである」⁶⁾。

本稿はこのような考え方の上で、国際貿易を政治学的な角度から分析する。その方法はゲーム理論である。

3 ゲーム論的な方法

「ゲーム」や「ゲーム理論」という用語に本誌の読者はお馴染みではないかもしれない。しかし、この理論が分析するような状況は生活の中にはよくあるのである。たとえば子供のジャンケンゲーム。相手がなにを出すのだろうか。「ゲー、チョキ、パー」の中から、自分はなにを選んだら

相手に勝つんだろうかと考える。近くにある2つのスーパーマーケットがバーゲンをしようとして、相手の値段を考えて商品の値段を決める例もある。このような身の回りにいつもあるような、二者の利益が互いに相手が選んだ行動に依存する状況を我々のフィールドでは「ゲーム」と呼んでいる。その理論は、1928年のフォン・ノイマンの論文、「社会的ゲームの理論について」として確立されて以来、現在では経済学、政治学、哲学、社会学、生物学など多くの科学分野で活用されている。経済学においては、経済社会におけるさまざまな意思決定の相互依存関係を数理的な厳密な方法論を用いて分析する理論をゲーム理論といいう⁷⁾。

ここでは、具体的な例を挙げて、ゲーム理論の簡単な方法を紹介したい。ゲーム理論で有名な例に囚人のジレンマがある。次のような状況を考えよう。強盗事件を犯した2人が別々の監禁室に入れられている。検事が有罪の判決を下すための充分な証拠はまだ得ていないとする。囚人は以下のように通告される：もし2人とも黙秘すれば手元にある証拠だけで、2人とも2年の懲役刑を受ける。2人とも自白すれば、強盗の罪とともに7年の懲役刑を受ける。一方だけが自白すれば、自白した方は刑を減じられて1年となり、自白しなかった者はより重い懲役刑の10年に処せられることになる。ここでは2人は相手の行動を予測しながら、自分の選択をするので、これは1つのゲームが成立していることになる。

まず、ゲーム理論の基本概念を紹介しておきたい。^①意思決定をする2人の囚人のことはゲームの「プレイヤー」と呼ばれる。^②2人の行動計画、つまり「自白する」かまたは「黙秘する」かは「戦略」と呼ばれる。最後に、^③プレイヤーがそれぞれの戦略をとったときに起こる結果に対する評価、ここでは受ける懲役刑の年数は、「利得」と呼ばれる。ここで、囚人1をプレイヤー1と呼び、囚人2をプレイヤー2と呼ぶことにする。

以上の状況を表にあらわすと、表のようになる。表の縦にプレイヤー1の戦略を、横にプレイヤー2の戦略を並べる。各欄にある懲役刑の年数は、左の方はプレイヤー1の、右の方はプレイヤー2の利得を表している。表では明らかなよう

表 囚人のジレンマ・ゲーム

| 囚人2 囚人1 | 黙秘 | 自白 |
|------------|---------|---------|
| 黙秘 | 2年, 2年 | 10年, 1年 |
| 自白 | 1年, 10年 | 7年, 7年 |

に、両方とも黙秘の方は2人にとって一番好ましいはずであるが、ゲーム理論では、他のプレイヤーがどのような行動を取ってくるかを先々まで十分に読んだ上で、自らの利得を最大にするように熟慮して行動する合理的なプレイヤーを想定する。その結果実際に2人はどう行動するであろうか。

まず、プレイヤー1の立場から考えよう。相手が黙秘する場合にこちらも黙秘すれば2年、自白すれば1年の懲役刑になるから、自白するだろう。相手が自白する場合に、黙秘すれば10年、自白すれば7年の懲役刑を受けるから、自白するだろう。結局プレイヤー1は自白するという行動をとる。同じ方法で分析を進めると、プレイヤー2も自白する結果が得られる。それゆえ、囚人のジレンマゲームにおいて、2人とも「自白する」、2人とも7年の懲役刑を受ける結論が導かれる⁸⁾。このゲームから分かることは、各プレイヤーが合理的に行動した結果、全体にとって必ずしも理想的ではない状態がもたらされることである。このような具体例として企業間の価格競争や国際間の二酸化炭素排出規制協定、国際軍備競争などがよく挙げられる。

以上の囚人のジレンマはゲームが一回限り行われる状況である。しかし、こうしたゲームがもし何回も繰り返されるとどうなるだろうか。ゲームが有限回繰り返される場合、「有限繰り返しゲーム」と呼ばれる。以上の囚人のジレンマゲームでこうした状況を考えてみたいが、そのためには、まずゲームが2回続けて繰り返される例を考えてみよう。この場合、前の表に示された4つの第1期の利得以外に、そこからの結果から出発した第2期のゲームの利得の行列が必要となり、この時各プレイヤーは2期間にわたる利得の合計を最大化することを目的とする。相手のとる戦略が「黙秘

する」か「自白する」かとはっきり分かるいまのようなケースでは、各プレイヤーは最後の期まで辿って利得を計算することができる。最後の期で得られる最大の利得を選び、さらにそこから選択肢を逆戻りして決めるという方法で最終的には出発点の戦略が分かる。詳しい推計過程は余りに複雑なので、ここでは省略するが、結論をいえば、2人の選択は一回限りのゲームと変わらず「自白」と「自白」である。

以上ゲーム理論の方法を紹介したが、この方法を用いて、次節では国際貿易についての協力関係を分析することにする。

4 不安定な世界政治構造下の国際貿易協力

この節では、不安定な世界政治構造下の国際貿易協力を考える⁹⁾。まず、分析の枠組みを設定する。

すなわち、まずここで、プレイヤーは政治的、経済的に支配力を持つ先進国Aと政治的、経済的に支配される立場にある発展途上国Bとする。そしてまた、先進国Aと途上国B両方の利得関数は、次の要素からなっているとする。①消費者が商品に対して払ってよいと思う額と実際に支払う額との差であり、経済学的用語でいえば、消費者余剰である。輸入品により低価格の製品を買える場合、その差が大きくなる。②企業利潤。外国から財を輸入することより国内製品価格が下がる場合、企業利潤が下がることはよく知られている。③関税収入。関税率と製品輸入量によって決まり、関税率が高くなるが、輸入量は減ることから、関税収入の変化は一概にはいえない。④政治的費用。これについては分かりにくいかもしれないが、ここでこの費用を政治的要素と考えるもので、本稿では重要な役割を果たす。その具体的なイメージとしては、第2節で挙げたConybeare(1987)、岩田(1992)の例があるが、総じていえば、政治的費用は領土・国民・統治機構の安全保障、自由・公正で安定した社会の形成・維持、マクロ経済の安定や経済発展、国際秩序の安定、地球環境保全などが挙げられる¹⁰⁾。この度アメリカで起きた大規模テロ事件もその一例と考えても差

し支えないよう思う。以上4つの要素の合計を各國の「厚生」と呼び、2つの國はそれぞれの厚生を最大化するように行動するものとする。

次にこのゲームの「戦略」を定義する。先進国Aと途上国B両國の間で、交渉のルールに従い、両國の合意により定められた関税率を協定関税率と呼ぶことにする。これに対して、自國の國民の厚生を最大化するような関税率があり、それをその國の「最適関税率」と呼ぶ。各國にとって国内目標と國際目標とは必ずしも一致しないことから、このような協定関税率はそれぞれの國の最適関税より低いものとここでは想定する。つまり、先進国と途上国は、自國の厚生の追求のため、協定関税率を守らず、最適関税率をとるインセンティブがある。この時、両國の選択肢は、協定関税率を守り國際的に「協調」の姿勢をとるのか、協定関税率から逸脱し最適関税率をとることで「閉鎖」体制をとるか、のどちらかとなる。したがって、ここでは両國の「戦略」は「開放」と「閉鎖」と定義される。

次に、「不安定な世界政治構造」ということの意味を説明する。先進国Aには次の2つのタイプがあるとする。すなわち、自由貿易体制の維持のためにいつも指導力を發揮し、國際ルールに従わない途上国に対して、つねに制裁によって開放を強制するようなタイプのものである。このような先進国をタイプ1とする。しかし、問題は先進国の經濟的・軍事的優位性が相対的に低下した場合である。この場合、先進国は自由貿易体制の維持のためにいつも指導力を發揮できず、國際ルールに従わない途上国に対しても制裁できないようなタイプとなる。そして、このときには特に途上国は閉鎖体制をとるインセンティブがある。このような先進国をタイプ2とする。しかし、このような閉鎖的な戦略をとれば、上で定義したような政治的費用が伴うことになる。タイプ1の先進国にとって国内的な社会安定や國際的な地位から見れば、閉鎖戦略を取る政治的費用は大きいであろう。これに対してタイプ2の先進国は閉鎖戦略をとる場合には、政治的費用が充分小さいと考えられる。同様に、途上国についても、閉鎖の戦略を選択する場合に政治的費用が生じることも理解できるだろう。ただし、先進国が開放戦略を選択す

る場合に、途上国の政治的費用が大きく、先進国が閉鎖戦略をとる場合に、その費用は相対的に小さいことと仮定しよう。要するに、先進国タイプによって、政治的費用がそれぞれ違ってくるのである。最後に、先進国は自國のタイプについて知っているが、途上国は先進国タイプを直接知ることができない状況、つまり先進国が經濟的・軍事的に弱体化しているかもしれないが、途上国には明白に事態が分からぬ状況を仮定する。これが本稿でいう「不安定な世界政治構造」である。

このような不安定な世界政治構造では、國際貿易關係はどのような状況になるのだろうか。

まず、協定関税率が途上国の最適関税率よりも低い水準に設置される場合を考える。先進国タイプに問わらず、途上国にとって、開放戦略を選択すれば、輸入品の流入で、企業利潤が減少し、國の關稅收入が減る結果をもたらす。もちろん、外國の安い商品を消費することで、消費者余剰が増え、開放政策によって政治的費用が小さいということもあるが、一般的に途上国はこの場合、産業を育成するために、また途上国にとって關稅收入が主要な財源であるため、往々にして協定関税率から逸脱するということになろう。しかし、この逸脱は絶対的なものではない。つまり、途上国が閉鎖の戦略をとるときの政治的費用が充分に大きい場合に、途上国は開放戦略に変わる。政治的費用によって閉鎖政策をとる利益が相殺されてしまうほど大きい場合には、途上国にとって協定関税率が自國の最適関税率よりかなり低く設定されていても、協定関税率をとり協調戦略を選択することになるのである。

さらに議論を進めれば、先進国がタイプ1であれば、途上国の閉鎖戦略の政治的費用が高いので途上国は開放し先進国に協力するであろう。これに対してタイプ2の先進国であれば經濟的・軍事的な優位性を低下させているので、途上国が閉鎖政策をとるときの政治的費用は低いはずである。しかし、先進国がタイプ2であることを途上国は知らないというのが問題である。ここでは、第3節で紹介した有限回繰り返しゲームを用いて分析する。囚人のジレンマの場合、相手が黙秘か、自白かのどちらかをとること、2人の利得などは2

人のプレイヤーにとって明白な情報である。しかし、この国際貿易の例では、先進国のタイプについて途上国は知らないのである。このように、相手のとりうる戦略や利得関数などの把握が不完全な状況は、「情報不完備な状況」とゲーム理論では呼ばれる。このときにさらに新たな概念を導入する必要がでてくる。それは先進国の「評判」であり、過去の実績から形成される先進国の自由貿易政策の信頼性のことと定義されている。

ここで、2つの国は全ての有限期間にわたる期待利得を最大化するように行動する。先進国は最終期までの間に、閉鎖政策を一回でもとれば、次期以後自由貿易の評判が失われ、そこから途上国は最終期まで閉鎖戦略をとることになる。有限繰り返しゲームでは、途上国は最終期から自国の期待利得を考えるが、先進国がタイプ2である確率はこの利得関数に含まれている。過去において先進国が充分に評判を確立することができなければ、途上国は閉鎖政策をとる政治的費用が低いと想定し、開放しないことになる。しかし、自由貿易政策をとって先進国が充分に評判を確立することができたならば(これは逆に言うとここでの先進国が多少の無理をしてでも自由貿易政策をとれるだけの経済的余力を持っていることを意味する)、経済的・軍事的な優位性が低下する先進国に対しても、途上国は協調政策をとり、協定関税率を守ることになる。こうして有限繰り返しゲームに情報不完備な状況を導入することによって、今までの囚人のジレンマのような両者の裏切りというような結論ではない状況を説明することができるのである。

また、途上国について生産量が増えるにつれて生産の限界費用が遞減する場合、経済発展=生産量の増大に伴ってその最適関税率も低下するということがある。このような場合には、途上国は開放戦略を選択すれば、輸入品の大量流入による自国企業へのダメージは低減し、最適関税をとる場合と比べて、関税収入の減り分も小さくなろう。そのうえ、政治的費用は開放政策をとることで小さくて済むことになり、輸入増による消費者余剰も増える。途上国はこの状況下で、開放政策をとることになるだろう。現在の中国政府による対先進国協調政策、あるいはWTO加盟の決定はこう

した状況のひとつであると理解される。

5 むすびにかえて

以上の分析から、次のようなことが明らかになった。すなわち、①途上国が最適関税率よりかなり低い協定関税率が設定される場合でも、先進国のタイプについての情報が先進国に偏るような情報不完備状況では、経済的・軍事的な優位性が低下する先進国にたいしても、途上国が協調すること。さらに、②生産の限界費用が遞減することにより、経済発展が実現した途上国は、先進国のタイプに問わらず、関税による保護貿易政策から関税率を引き下げ、開放的貿易政策に転換すること、である。

以上がわれわれの結論である。国際貿易というそれ自身は経済領域に属する問題も政治という視角からの分析が必要であり、また可能である。

- 1) 詳しいことは、田中宇の国際ニュース解説 2001年7月2日 <http://tanakanews.com/> を参照。
- 2) 詳しい分析は、田中宇の国際ニュース解説 2001年6月18日 <http://tanakanews.com/> を参照。
- 3) Conybeare (1987) を参照。
- 4) 岩田 (1992) を参照。
- 5) S.Strange (1994) (西川潤等訳『国際政治経済学入門』), 241~242ページ参照。
- 6) 同上39ページ参照。
- 7) ここでは、岡田 (1996)『ゲーム理論』の定義にしたがう。
- 8) 詳細な説明は省くが、このような状況は「ナッシュ均衡」と呼ばれる。
- 9) この部分は、石黒 (1997) モデルに依拠するものであるが、とのモデルを改善している。①石黒モデルは限界費用一定の経済を対象にしている。これに対して、本稿では発展途上国を表現する目的で、発展途上国が生産を増やすことによって、限界費用が递減することを仮定している。途上国から先進国になる過程で資本収穫率が法則的な変動をするという発見は浦坂 (1995,1996) と大西 (1998) によってなされ、また定式化されたものである。②石黒モデルは非関税障壁を用いて貿易政策の効果を説明してい

るが、本稿では非関税障壁を関税に置き換え、貿易政策の効果を考察することにしている。
10) 石黒 (1998) 17 ページ参照。

参考文献

- [1] J.A.C. Conybeare, *Trade Wars: The Theory and Practice of International Commercial Rivalry*, Columbia University Press, 1987
- [2] 岩田一政「自由貿易体制及び関税政策の今後の動向とあり方」,『貿易と関税』第40巻, 第12号, 1992年, 48 ~ 53 ページ
- [3] S. Strange, *States and Markets: An Introduction to Political Economy*, 2nd ed, London, Pinter Publishers, 1994 (西川潤・佐藤元彦訳『国際政治経済学入門—国家と市場』東洋経済新報社, 1994年)
- [4] R. G. Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press, 1987 (佐藤誠三郎・竹内透監修, 大蔵省世界システム研究会訳『世界システムの政治経済学』1990年)
- [5] 岡田章『ゲーム理論』有斐閣, 1996年
- [6] 石黒馨『国際政治経済の理論』勁草書房, 1998年
- [7] 武藤滋夫『ゲーム理論入門』日本経済新聞社, 2001年
- [8] D. M. Kreps, *Game Theory and Economic Modelling*, Oxford University Press, 1990 (高森寛・大住栄治・長橋透訳『ゲーム理論と経済学』東洋経済新報社, 2000年)
- [9] 浦坂純子「長期生産関数推定における国際比較—構造変化と発展段階を考慮して—」,『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会, 1995年, 15 ~ 35 ページ
- [10] 浦坂純子「日・米・ASEAN3国の資本ストック推計及び他変数の概要」,『調査と研究』京都大学経済学会, 1996年, 50 ~ 85 ページ
- [11] 大西広『環太平洋諸国の興亡と相互依存』京都大学学術出版社, 1998年
(りゅう ぎんこう 京都大学大学院)

松尾匡著

『近代の復権

—マルクスの近代観から見た現代資本主義とアソシエーション—

晃洋書房 2001年2月 本体価格3500円

近代の復権

松尾 匡著



晃洋書房

本書は置塙門下の異才の手による、唯物史観の再生をめざす力強い問題提起の書である。マルクス主義の再生というと、語義に関わる難解な解釈論議を想像する人もいるだろうが、本書に限っては、そのような心配は必要ない。というのも、本書の最大の魅力は、人類史を見渡す大胆な構図と、図式や対照表を巧みに駆使した明快すぎるほどの議論の運びにあるからである。また本書は、マルクス主義を民主主義と市場で「薄める」というやり方とは一線を画し、あくまでマルクス主義の体系そのものの擁護をはかっている点で、「教条的マルクス主義者」(著者がかつて名刺に刷り込んでいた肩書き)の面目躍如たるものがある。

著者によれば、マルクスの資本主義観の核心は、疎外を伴う普遍化という認識にある。近代資本主義は、排他的特殊集団（個人はその中に埋没している）に対する「差異ある支配」を、自立した対等な個人に対する「均質普遍な支配」に置き換える普遍化を基本傾向とする点で、前近代と根本的に区別される。前近代から近代への移行において、人々は、特定のヒトによる支配から脱出するが、それに代わって、価格・貨幣・法等のモノ（物象）の支配を受ける。これらのモノは、普遍の「歪曲された特殊形態」であり、長期平均的にのみ普遍を実現する。それゆえ、近代資本主義のもとでも、前近代と同様に疎外——社会関係から生まれる観念が自立して諸個人を外部から抑圧する事態——が続く。同時に、資本主義のもつ普遍化傾向は、それに伴う疎外を克服する条件を生み出す。というのは、人の支配と違い、物象の支配は、地域性、ジェンダー、技能、土地、民族性の一切を奪われ、最低限の生存維持的生活をするだけになった「スッカンピンの単純プロレタリアートの大群」を生み出すからである。これらの人々は「感性自身が普遍的」であるから、もし相互に交流できれば、普遍的团结を通じて、各人の直接参加のもとでの共同決定によって運営される「アソシエーション社会」を生み出す能力をもっている。

ところが、マルクスの死後、資本主義は彼の予想と異なる展開を見せた。著者はその理由を、20世紀に入って資本主義発展の基本傾向が普遍化から特殊化へと逆行し、しかもこの逆行がほぼ百年間続いたことに求める。19世紀末以降の「重工業化」により資本主義が自由競争段階から国家独占資本主義の段階に移行すると、人々は再び「会社等の特殊集団」に埋没し、専門的経営者や国家官僚のようなヒトの「差異ある支配」に服する。そこでは、労働力構造の主体が「女性・児童労働中心の単純労働力」から「ある程度熟練した男性複雑労働力」に移り、それらの再生産は、公的な教育・医療制度を通じて、国家管理の下に置かれる。社会保障制度の発展は、相互に異質な複雑労働力の再生産の管理を目的とする点で、普遍化に逆行し、「社会主義から遠ざかる」過程であった。しかし、20世紀末に進展したME革命やIT革命は、熟練を解体し、国際資本移動を容易にすることで、国家独占資本主義を内側から突き崩し、資本主義の普遍化傾向をより強力な形で再生させた。20世紀資本主義をこのように把握する著者にとっては、ソ連東欧の体制崩壊や先進諸国における民営化・規制緩和・社会保障解体の動きは全て、国家独占資本主義の「反動の一世纪」の終焉と「世界的自由競争資本主義」への移行を示す祝福すべき「歴史の進歩」にほかならない。普遍化傾向の回復に伴って、近代資本主義の本質を疎外を伴う普遍化に求めるマルクスの認識もまた、再生を遂げる。

とはいって、20世紀は無意味に経過したわけではない。マルクスは、すでに均質普遍化した諸個人の相互交流を妨げる障壁を破壊するには、まず労働者階級が国家権力を握る必要があると考えた。この構想は、労働者がいまだ感性的な存在であり、情報通信手段も未発達であった当時の歴史的条件の産物である。国家独占資本主義のもとでは、(1)労働力の再生産が感性的私的活動から、国家に管理される意識的社会的活動に変わり、(2)情報通信革命の技術的前提が作り出される（その意味で、国家独占資本主義は近代の「螺旋形の発展」に

おける迂回局面をなす)。こうして意識的社会的消費の経験と高度情報通信手段の操作能力を身につけた労働者階級は、互いの交流と結合をはかるうえで、もはや国家権力に頼る必要はない。権力を媒介せず直接に交流と結合を実現する方法として著者は、生産面での労働者の国際的団結とともに、非営利・共同決定の原則に基づいて意識的社会的な消費活動を行う協同組合やNPO等の「アソシエーション」の役割を強調する。個々のアソシエーションがネットワークを形成し、その中で各人が同時に多数の組織に所属するようになれば、労働力単純化の流れを逆転させ、各人の労働力の豊富化・多様化をはかることができる。これは、個別を押し潰す上からの「喪失による普遍化」に対抗する、個別の多様性を尊重する下からの「獲得による普遍化」である。著者が構想する「市場も国家もない共産社会」は、こうしたアソシエーションのネットワークの拡大の極限において展望される。そこでは、労働者による国家権力の獲得は、すでに実質的に達成された成果を制度として確認する役割を果たすにすぎない。

新自由主義は、普遍化を推進する面では進歩があるが、疎外を放置し深化させる面では対抗すべきものである。したがって、対抗のターゲットはあくまで普遍化ではなく、疎外に向けられなければならない。こうした理解から、著者は、新自由主義への対抗戦略の構築に際して、今すぐ疎外をなくすために普遍化自体の阻止をめざす、疎外なき「閉鎖社会」への道を退け、普遍化を進歩として認めたうえでその疎外形態の長期的な克服をめざす、疎外なき「開放社会」への道を掲げる。この戦略は、個々のアソシエーションが自由な市場という枠組みの中で、資本主義企業と並んで活動することを前提する。

しかし、経験が示すように、協同組合はしばしば営利企業や閉鎖的集団へと変質する。この変質をどう避けるかという問題に対して著者が用意する答えは、(意外にも)各人が「進化的唯物史観」の自覚に基づく特有の倫理を持てばよいというものである。著者の「進化的唯物史観」によれば、社会は「技術や生産や欲求の状態」や「個々人の感性の総体」からなる「土台」と、人々の「個別の観念の安定的な分布」を内容とする「上部構造」から構成される。支配観念になりうるのは土台にある程度適合した観念のみであるが(必然性の領域)、人間は新たな個別観念を創造する能力をもつ(自由の領域)。諸個人は自らが考え出した新観念が支配観念となることを望む。それらは、ほとんどの場合、すぐに消えるか、マイナーな存在にとどまるとはいえ、も

し現在の土台との関係で支配観念に比べてより適合的なものであれば、その拡大を有利にする「偶然的なきっかけ」(哺乳類の台頭における隕石の衝突に相当するもの)が与えられたとき、旧観念を押しのけて新たな上部構造を形成するに至る。新観念の旧観念に対する土台適合性での優越は結果から事後的にのみ知ることができ、事前には決して誰にもわからない。

進化論的唯物史観から見ると、現在の支配観念である資本の論理に対するアソシエーションの挑戦は、土台により適合した新たな上部構造の実践的探求という意義をもつ。現在の土台への適合は、疎外の有無を問わず、普遍化の「うそうの徹底」という方向にしかありえない。したがって、進化的唯物史観を自覚する非営利共同事業の推進者は、それが体現する新観念の広がりの先に疎外なき開放社会への道があることを、組織とそのネットワークの拡大によって検証しなければならない。もしアソシエーションのネットワークが性・年齢・国籍・民族をこえて広がってゆけば、その推進者は自らの観念の普遍性を「確信して死んでいくことが許される」。

以上に要約した著者の体系について包括的検討を行うことは評者の手に余る課題であり、また紙幅の制約上も不可能である。そこでここでは、いくつかの個別的論点について、評者の関心に即した若干の論評を行うにとどめたい。

1. 既存のつながりから切り離されて「スッカンピン」になることが「普遍化」であるなら、その意味での普遍化の度合いが最も大きいのはプロレタリアートよりもむしろ「ルンペン・プロレタリアート」(浮浪者やホームレス)である。だが周知のように、マルクスは、「ルンペン・プロレタリアート」を、反動層の手先になりかねない堕落分子とみなしていた。このことは、マルクスが労働者の属性として「喪失による普遍化」の側面だけでなく、資本の鞭(労働指揮)のもとでの工場労働を通じた労働の陶冶という「獲得による普遍化」の側面もまた重視していたことを示すものである。したがって、19世紀の労働者についてもっぱら「喪失」の側面を強調する著者の見解は、史実は別にしても、マルクス解釈として一面的である。

2. 普遍化から特殊化へという歴史認識については、自由競争段階での資本主義の「純化」および独占段階での純化傾向の停止・逆転という宇野学派の図式との類似性を指摘できる(ちなみに、同派の伊藤誠もまた、20世紀末における基本的傾向の再逆転を強調するが、

著者と違ってこれを「逆流」と呼んでいる)。このような把握に対しては、従来から、『資本論』の経験的素材をなす19世紀前半～中葉のイギリス資本主義に特有の諸傾向を理論形成において特権化し規範化するものだという指摘がなされている。普遍化から特殊化へという図式は19世紀後半以降のイギリスや、仏・独・米・露・日などを含めた資本主義世界全体を視野に入れるとき、どこまで妥当性をもつだろうか。著者は各国の「特殊事情」への拘泥を嫌い、普遍法則を強く志向する立場をとっている。だとすればなおさら、自らの把握がイギリスの特殊事情にとらわれすぎていなかどうかの検証を望みたい。

3. 19世紀には「女性・児童労働中心の単純労働力」が労働力の支配的部分であったとする著者の事実認識は疑問である。19世紀中頃のイギリスでは、非農業労働力の中心は建築職人（大工・左官等）や日雇現場労働者などであり、工場労働者は少数であった。綿工場ではほぼ同数の男女が働いていたが、女性の職業の第1位は圧倒的に女中である。また19世紀全体で見れば、労働力の中心が農業従事者（イギリス以外では多くが自営農）であったことに加えて、非農業部門でも工場労働はまだ支配的ではなく、女性の労働市場への流入も男性を上回るほどではなかった。さらに、19世紀における資本主義の発展は、工場生産の拡大と並行して、事務員、卸売・小売商人、請負人、技師、専門家など広義のサービスに関わる多種多様な複雑労働者を生み出した（角山栄他『産業革命と民衆』）。労働力の質の変化における単純化傾向と複雑化傾向の相対的比重について一般化を行うには、これらの点をふまえ、歴史的事実に即した今少し慎重な検討を行う必要があろう。なお、同様の指摘は、ME革命やIT革命の労働力への作用をもっぱら熟練の解体に帰着させる著者の見解についてもあてはまる。

4. 著者は19世紀工場法の特徴を「一律的制度的な規制」とみて、これを20世紀社会政策における「権力の恩情的生活管理」と対比する。しかし工場法は特定国内で行われる工場労働に対する規制であって、賃労働一般的普遍的規制ではない。一方、20世紀の社会政策は、特に第二次大戦後については、世界人権宣言や国際人権規約などで国際的な承認を受けた人間一般的普遍的権利の具体化という側面を持っている。確かに、著者が指摘するように、この具体化は労働力再生産の管理に関わる部面に偏り、国籍その他の条件による排他性を伴っている。しかしこうした疎外の克服への道は、「恐るべき管理」といった表現での現行制度の断罪

ではなく、人権理念を徹底する方向で制度改革に見いだすべきではないか。

5. 著者の「進化論的唯物史観」は、人間の新観念創造における自由と、「緩やかな範囲で」土台に適合する上部構造がある時点で複数存在する可能性を認める。しかも、支配観念の交替（革命）が起きるには、新観念の土台適合性における優越に加えて、新観念の拡大を有利にする「偶然的なきっかけ」が必要である。逆に言えば、もしさうした偶然が作用しなければ、潜在的には旧観念に優る新観念が、拡大の機会に恵まれずに滅んでしまうこともありうる。すなわち、諸観念の生存競争において必然性が作用するのは土台に適合しない観念の衰退についてだけであり、土台適合性の条件を満たす諸観念間の競争では、偶然的要因の介在を排除できない。このように、進化論的唯物史観は、歴史認識における決定論を完全に否定する点で、従来の唯物史観とは決定的に異なっている（ここでは、そのような史観を「唯物史観」と呼べるか否かという問題には立ち入らない）。にもかかわらず、本書では、あたかも土台と上部構造の一対一の照応関係を前提しているかのように読める部分も散見される。例えば著者はロシアでは誰が権力をとろうと「30年代には結局同じような体制ができあがっていたであろう」と主張している。しかし、当時のロシアの土台に対してはスターリン体制以外に土台適合性をもつ上部構造はありえなかったという命題の論証が欠けている以上、この主張は根拠のない断言とみなさざるをえない。

6. 資本主義認識の明快さに比べて、疎外克服の方法に関する著者の議論はきわめて漠然としている。例えば、労働運動とアソシエーション運動はどういう関係にあるか。普遍性を実証するために構成員を増やすと、それによって共同決定が形骸化する危険はないか。アソシエーションのネットワークの拡大はどのようにして市場の消滅をもたらし、そこでは生産と分配はどのように行われるのか。これらの問い合わせへの回答は、アソシエーションの推進者が「搾取や抑圧を廃絶するトータルな全地球的変革に究極でつながっているのだ」という誇りと自信」を抱くうえで不可欠であろう。

以上の指摘は、いずれも今後の議論に向けた問題提起を意図したものにすぎない。本書は新しい理論体系の構想を提示する刺激に満ちたマニフェストであり、そこには「21世紀のマルクス主義」の一つの可能性が示されている。

（森岡 真史 所員 立命館大学）

大谷楨之介著

『図解 社会経済学 資本主義とはどのような社会システムか』

桜井書店 2001年3月 本体価格3000円



『図解 社会経済学』の執筆者である大谷楨之介氏は、久留間鉄造『マルクス経済学レキシコン』(全14巻 大月書店)の編集における中心的な「協力」者であり、この編集のなかで獲得された理論的な成果のひとつを久留間鉄造氏との対談形式で『貨幣論』(大月書店)として上梓している。氏は、同時に、国際マルクス＝エンゲルス財団編集委員(同財団日本MEGA〔マルクス・エンゲルス全集〕編集委員代表)として活躍しているばかりか、マルクス『資本論草稿集』の翻訳委員会のメンバーでもある。氏の翻訳・校閲は、厳密で正確として定評がある。さらに『資本論』第Ⅲ巻第5編「利子生み資本」論および『資本論』第Ⅱ巻第3編「拡大再生産」の原草稿を調査・解説し、現行『資本論』のそれと比較した詳細で厳密で、かつ注目すべき理論的な成果を発表している。

近年は、こうしたマルクス・エンゲルスの長年の研究にもとづいて、「現存社会主義」が「社会主义社会」ではなく、「国家資本主義」であり、社会主义社会とは「アソシエイトした諸個人の連合」として把握すべきだ、とする見解を精力的に展開している。氏の研究を支えてきたのは、「マルクスをもってマルクスを理解すべき」であり、かつ、マルクスの理論的・思想的遺産を人類の財産として公共の目に提供すべきだ、とする強い信念である。この信念は本書のなかにも強く投影されている。

このようにマルクス・エンゲルスに造詣深い大谷氏が本書『図解 社会経済学』を上梓した。「本書の原型は1961年に8ページのタイプ印刷であったが、記述内容の追加や訂正を繰り返し、教材としてわかりやすくする工夫も重ねてきて、2000年6月に冊子として作成したもの」というのだから、本書は40年間の歳月をかけて完成したものである。だから、本書は、一朝一夕で完成された「資本論 解説書」とは決定的に異なるのも当然であろう。巷にある「資本論 解説書」には、書き手自身によって、もよく消化されておらず、上滑りの感を払拭できないものもある。そこには、理論的な

飛躍やごまかしがあったりして、体系的で論理的な能力を充分に培うことはできなかった、というような経験をしたのは書評者だけではないだろう。

大谷氏の『図解 社会経済学』の特徴をまずひとつあげよ、と言われたならば、書評者は、科学と啓蒙との統一が科学において実現していることだ、と返答する。一般に科学と啓蒙とは相反するという先入観がある。すなわち、科学に徹すれば、それは緻密で厳密な理論的な叙述になり、したがって素人は近寄りがたいものとなり、啓蒙に力点をおけば科学が犠牲にされる、とする先入観である。しかし科学を犠牲にした社会経済学が人々に真に理解されることもないし、また、啓蒙に対立する科学とは自己の無力さを告白している。氏は、経済科学を「わかりやすくする」ことをも科学的に分析・叙述することにより、科学のもとで科学と啓蒙とを統一し、この先入観を突き破ろうとするのである。科学と啓蒙との統一について敷衍しておこう。

マルクス・エンゲルスは、『ドイツ・イデオロギー』において「実践的唯物論」の世界観を明晰に定義した。実践を理念から説明するのが「イデオロギー的な転倒」であるならば、この世界観は、現実的な歴史的地盤にとどまり、理念的形成物を物質的実践・現実的生活諸関係から説明する立場である。現実的生活諸関係から意識の諸形態を展開することが、「唯一の唯物論的な、それゆえ科学的な方法である」(マルクス)。そして、物質的実践の「本源的形態であり、人間の本源的存在形態」が「労働」であり、この「労働の発展史が社会史全体を理解する鍵だ」(エンゲルス)とすることにマルクス学派の本質的な特徴がある。だから「社会経済学」は、「人間実践の本源的形態であり、人間の本源的存在形態である労働を基礎とする社会把握をその土台においている」とする大谷氏の主張は、この「実践的唯物論」の具体化であり、また「唯物論的な、したがって科学的な方法」の表明である。「科学」とは、たんに体系的な展開に収斂せられるものではなく、このように「世界観」の具体化においてはじめて獲得されるものであ

る。氏は、この「労働を基礎とする社会観」にもとづく「科学的な方法」を一貫させようと試みる。

「労働を基礎とする社会観」を現実化するさいの「かなめ」が「労働の二重性」である。そこで氏は「労働の二重性」を図式し、読者が内容を直感的に把握できるように工夫する。

「本書は、労働の二重性を最初から最後まで一貫した仕方で図式することによって、『経済学のかなめ』の意義を示そうとした。また、それとの関連で、価値の実体としての抽象的労働とそれの対象化である価値そのものとをつねに明示的に区別して図式した。そしてこれらを前提にして、価値増殖過程の図式では、具体的労働による不变資本の価値移転と抽象的労働による新価値形成を中心には、この過程の内容を直感的に把握できるように工夫した、等々である。」

それだけでなく、前資本主義的生産様式（共同体、古代奴隸制、農奴制）、またアソシエイション（自発的な結合体）をも「労働の二重性」の「図式」を活用して、「直感的に把握」できるように工夫されている。さらには、「合理的な抽象」（マルクス）である「あらゆる社会」に妥当する生産のあり方をも図解し、資本主義社会の種差を浮きだたせる。こうした235におよぶ図解は、読者の理解を容易にしている。そして本書における多くの小見出しほは、なにがポイントであるかを読者に親切に示している。

本書の第二の特徴は、所有関係が生産関係の基礎ないし出発点だとする「所有基礎」論にたいする批判的見地に立っていることである。この「所有基礎」論は、いわゆる「現存社会主義」が「社会主義の社会」だとする理論的な支柱をなしていた。「マルクスをもってマルクスを理解する」立場からすれば、「所有基礎論」との対決は避けられないである。そこでこれに関連して、『反デューリング論』（エンゲルス）以来の、論争的となった「個人的所有の再建」について氏の見解の一端を紹介しておこう。

資本主義的生産のもとで労働する諸個人による生産手段の事実上の「社会的占有」という形態すでに潜在的に発生していた「社会的所有」は、「少数者の大量所有」によっておおい隠されている。しかし、アソシエイトした社会的な個人が自由な諸個人として労働諸条件にたいして自分のものにたいする仕方でかかわるという「個人的所有の再建」によって「資本主義的所有」が破棄されることにより、この潜在的な「社会的所有」が顕在化する。

こうした氏の見解は、「個人的所有の再建」を「個人

的消費」に限定するエンゲルスの主張を根底において批判するばかりか、いわゆる「現存社会主義」が一瞬でも本当の意味での「社会主義の社会」ではなかったことを意味する。なぜならアソシエイトした社会的な個人による所有の再建など存在しなかったからである。

だからまた「現存社会主義」論の批判は、同時に、マルクスの未来社会像である「アソシエーション」の展開にむすびつく。「社会主義社会」のメルクマールを「国家的所有」および「国家機関による統制」に求めるべきではない。「自由な諸個人が自覚的・自発的にアソシエートして形成される社会」においては、この社会全体をアソシエイトした自由な諸個人により、共同的かつ意識的に統御するのである。資本主義社会の発展がアソシエイションを準備し、資本主義社会は最終的にはアソシエイションの社会にとって替わらないではないことを強調するのが、本書のひとつの特徴である。

さらに、本書のなかには、氏の長年の研究成果がいろいろと織り込まれている。たとえば、「社会的総資本の再生産と流通」（第2編第3章§4）における「単純再生産から拡大再生産への移行」は、若干の例外を除けば、従来ほとんど注目されなかった問題である。また「利子生み資本と利子」（第3編第5章第2節§1）における「銀行制度（Wesen）」が「信用の取り扱い」という側面において信用システム（System）の構成部分をなし、他方で、「利子生み資本を媒介し管理する」という側面をもっている、という内容もそうである。このような研究成果との遭遇は枚挙にいとまがない。

最後に本書にたいする若干の疑問点と注文を述べておこう。氏は、「唯物論的歴史觀」の理解において「経済的構造（生産諸関係の総体）＝土台」から「生産力」を排除しているが、これにたいする疑問である。「生産力」は「生産諸関係の内部で運動」（マルクス）し、そのことによって、特定の経済的規定性を受け取る。このことは、大谷氏も強調している「労働の社会的生産力が資本の生産力に転化する」ということに現われている。この点を理解しないと、科学・技術は、生産関係と無関係に発展し、それにたいして中立的だとする見解や、現代の生産力がそのままアソシエイションの社会に継承される、とする見解に陥るのでないだろうか。

第二の疑問は、「所有と労働との関係」である。大谷氏は、「なんらかの共同体を基礎とする社会や、自分に属する生産手段で生産する小経営的生産様式では、共同体を通じての所有であれ、分散した諸個人の所有であれ、所有が労働の前提であり、所有者が同時に労働者であった。商品生産関係では、所有と労働との関係

はまったく逆転する。労働における人々の社会的関係を基礎に私的所有という法的関係が成立するのである」と述べる。だがそうであろうか。前資本主義社会における「なんらかの共同体を基礎とする社会」では、そこでの生産力の発展水準に制約されて、諸個人の労働は、いまだ私的な性格をもつにいたらば、直接に社会的にならないではない。このことが、諸個人は共同体の成員としてのみ生存できることを意味し、また共同体による生産手段の所有を生み出すのではないだろうか。そうであれば、「なんらかの共同体」では「所有が労働の前提」となり、「商品生産関係」で「所有と労働との関係はまったく逆転する」とする主張に疑問

が生じる。

つぎにひとつだけ贅沢な(?)注文をしておきたい。それは、「利子生み資本」についてはもう少し詳細な展開が欲しかった、ということである。氏の「利子生み資本」論についての長年の研究および現在の資本主義の状況を考慮すれば、それは贅沢であったとしても、不当な期待ではないであろう。

本書は「体系的な論理的展開をもつ魅力と迫力」のあるものであり、『資本論』への道案内のための座右の書であるのはまちがいない。社会科学・社会経済学の前進のために、多くの読者が得られることを心から期待する。

(宮田和保 所員 北海道教育大学)

書評

後藤和子編

『文化政策学 法・経済・マネジメント』

有斐閣コンパクト 2001年8月 本体価格 1900円



1 本書の出版の背景とその意義

本書の特徴は、やや碎けたと思われる表現をあえて使わせていただくなれば、「文化経済学会<日本>」を舞台に、今、最も輝いて活躍している3人のマドンナたちが、学会のゴッドファーザーを巻き込んで、この新しい分野での研究書にも準じるような、体系だった水準の高い教科書を、日本で初めての題名を使用して出版した、ということであろう。文化経済学会<日本>が、国際学会に20年近く遅れて発足して、今年で10年。本書と、池上惇・植木浩・福原義春編『文化経済学』(有斐閣ブックス、1998年)とが出そろって、我が国においても、文化経済学という経済学の新しい分野が、政策面も含めて、体系化されて定着し、今後の発展の基盤が据えられたと言えるであろう。従来我が国では支配的であった、経済中心、経済発展優先の政策体系にたいして、貴重でかつ深刻とも言える問題提起をなす、記念すべき業績と評価できるであろう。

前述の『文化経済学』を嚆矢とするがごとくに、世纪末から相次いで、しかも国際的にも顕著に、文化経済学や文化政策、すなわち経済と文化の関係を問う書物が出版され始めた。関心の高まりを日本で象徴する

事例が、文化政策学部という新しい学部が相次いで誕生したことや、つい最近の「文化芸術振興基本法」の成立、施行(2001年12月7日)であろう。こうした流れの背景をなすのが、グローバリズムであるといえる。経済活動の地球的一体化現象といわれるよう、主に経済活動やその領域に関わる言葉として使用されてきたグローバリズムが、今まででは経済とは無縁、矛盾する関係にあるといわれ、理解されてきた文化の問題を正面に引き出し、その関係を問うことが、新しい社会を国際的にも国内的にも構想するうえで不可避である、という認識を強めるにいたったのである。

グローバリズムは、IT革命に体現されるように、情報の流れの増大や急速化を媒介として、国際的にも地域的にも社会の相互浸透性、流動性を飛躍的に高めた。一方でのマス・カルチャーに代表される文化的一体化、融合・統合の流れと、他方での個人・家族、地域・都市、社会・国家などのあらゆる生活レベルでの個性、独自性やアイデンティティを求める動きとは、矛盾するにしても、同じグローバリズムがもたらす結果である。この両面を視野に入れて社会のあり方を考えるならば、これは、「創造性に富んだ社会の維持可能性」(Throsby, David, *Economics and Culture*, Cambridge University Press, 2001)の問題として把握できる。これは、近代人

のライフ・スタイルの再考を迫る自然環境の保護問題とも関連して、文化財・文化遺産の保護・継承問題（コスト・ベネフィット分析）から提起されて、その後広く、新しい社会の設計や手法の問題に展開されてきた経緯を持つことが興味深い。

もう少し経済領域に引きつけるならば、IT産業は創造性を生命とするのであり、これは芸術・文化とも共通する。IT革命を、第3次産業部門のさらなる拡大・発展（サービス化、ポスト・工業化、ポスト・マテリアリズム etc.）ととらえるならば、生産性や労働集約性の問題を考えるうえで、個性や独創性の要因を媒介として、文化や芸術に思いが至ることは自然な流れである。地域経済や都市（産業）の発展においてもしかりである（創造都市論）。グローバリズムがもたらす身近な地域経済における構造変化も、ITを媒介として、地域社会を維持存続するうえでの創造性の養成、発展という問題に着目せざるを得なくなる。分権化の促進、画一的な公共事業の批判、NPO・NGOの発展なども、最終的には地域における文化のあり方の問題として考えられるようになってきている。文化をキーワードとして、社会を建設しようとする流れが強まっているのである。

2 本書の構成と内容の概要

本書の目次は、序：文化政策とは何か、1：文化政策の歩み、2：文化政策の理論的基礎、3：文化政策の法的枠組み、4：文化政策のマネジメント、5：文化政策の評価、6：地方自治体による文化政策、7：まちづくりと文化政策、8：文化産業の発展、展望：文化政策研究の国際的動向、である。執筆者とその分担は、後藤和子：編者（埼玉大学経済学部：序、2、5、7）、河島伸子（同志社大学経済学部：1、4、5、展望）、小林真理（静岡文化芸術大学文化政策学部：3、5、6）、池上惇（京都橘女子大学文化政策学部：8）、である。すでに触れたが、最適の人材を得て、合理的な課題対象の分担による、質の高い、かつ丁寧な説明がなされていると言えよう。教科書としても、研究書としても、適切な配慮がなされ、努力が豊かに実を結んでいると言えよう。

「まえがき」において、編者による、文化政策の定義が示される。それは、「芸術・文化を振興するための文化財保護や実演芸術への公的支援政策であるだけでなく、一方で、個々の人の生き方、つまり、個人の生活の質やそれらを獲得するための潜在能力や自由に関わるものである。そして、もう一方では、個人の生活の

質を高める創造的環境として、都市や産業発展の文脈に位置づけることができる。…この意味で、経済政策を考える前に、人と人の心が通い合う芸術や文化的空間づくりに、まず、関心を持つべきであろう」(i-iiページ)。文化政策を広義に、一方で個人レベルでの個性や人生・幸福と関連させて、他方でそれらを集合的にとらえて創造的環境の設計手法としてとらえる規定には賛成である（ただこの規定が、マネジメントや評価の基準として、また（国際的な）比較の尺度として、どの程度一貫して堅持されているかということになると、章毎にぶれが見られるように思える）。経済政策に代わって、新しい社会ビジョンを示す根拠政策としての位置づけにも首肯できる。

内容は大まかには3つに分かれるであろう(iii-ivページに、編者自身による章毎の内容の紹介がある)。概念規定（序章）、歴史的・理論的展開（1・2章）と国際的比較（展望）が、基礎理論である。基本的なスタンスが、ウイリアム・ボウモル／ウイリアム・ボウエン『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』（池上惇・渡辺守章監訳、芸団協出版部、1994年。Baumol, William J., & William G. Bowen, *Performing Arts: The Economic Dilemma* (MIT Press, 1966) であり、そこで舞台芸術への公的支援の必要性を説くための根拠として示された、舞台芸術の持つ外部（経済）性、すなわち威信価値、経済（効果）価値、遺贈価値と教育価値を高く評価する視点である（これには、各執筆者によって合計6回以上も言及されている）。抽象的な議論を避けるためではあろうが、やはり価値論に言及するならば、外部性の視点だけではなく、池上惇：固有価値論や、スロスビー：経済価値と文化価値の分離、両者の個別的な計量、などの議論にも言及し、評価を試みる必要があるのでないであろうか。情報化社会における価値論というような問題は、経済学にとっては今でも逃すことのできない課題であろう。

第2が、文化政策の法的、制度的枠組みの紹介（3章）であるが、それだけで終わるのではなく、その実体や効率的な運営・マネジメントにも言及し（4章）、さらに評価問題・手法（5章）までもが分析されている。文化政策を公共政策の一分野として位置づけて、公共政策学で展開・発展させられつつある理論を積極的に取り入れて、文化政策の内実を深めようとする姿勢に好感が持てる。最近の言葉で言えば、起業（事業創造）にかかるわる、設計・計画・実行・評価のノウハウや総合的知識の集合体として公共政策をとらえ、社会科学的な手法で、すなわち経済・経営・会計や財政・行

政、法・政治の知識を動員して、展開される政策科学の分野に、基礎理論として文化政策の立場からも貢献することがめざされている。

最後が、文化政策の実際的な展開と現状・現実である。地方自治体がその主要な主体ととらえられ(6章)、まちづくりや地域づくり、都市(発展)論における文化政策の役割・位置づけに進み(7章)、物的基盤・実体としての文化産業が分析される(8章)。文化政策を、社会システムの中でもとくに地域や都市を舞台として、その適応過程に焦点を当てて分析する手法にも共感する。個人を主体としてその生き方に迫ることが、文化の本質を問い合わせ、文化のあり方を考える上で、最も基本的な部分を構成すると考えられるからである。

3 今後の発展と展開にむけて

幸福や価値観・人生観という問題を基盤にして文化や文化政策を政策科学(公共政策)的に考える場合に、経済学を主体とする社会科学的な手法であたるより他はないのであるが、その場合に依拠すべき理論的な根拠を何に求めるべきかという問題が付いて回る。(経済

学的な)価値論の修正か改変か、分離か揚棄か、などから始まって、現代の経済学における主流派である新古典派総合の枠組みや方法(的前提)はどこまで適応が可能なのか、文化経済学や文化政策学の全体が寄つて立つべき基盤としての理論的枠組みをどういうものとして想定し、その後に細部をどのように精緻化していくのか、というような不確定部分、要素が付いて回る。本書では、「文化資本・文化産業」と「創造性」をキーワードにして、文化政策学の彫琢を今後も目指すことが提示されているように思える。評者としては、まず第1に、価値論ともいべき抽象的・基本理論的な、哲学的領域にも関わって「文化価値」の問題を詰めること、そして次に理論的枠組みの基幹として「文化資本・文化産業」を置いて体系化を図ること、そして最後に、政策的実践的レベルでの問題として「創造都市」を置いて分析することが、さしあたり追求されるべき方向・課題であるように思える。今後ともに、新しい分野の定着、発展にむけて、ともに議論できれば幸いである。

(中谷 武雄 所員 京都橘女子大学)

書評

渡辺治著

『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成』

桜井書店 2001年8月 本体価格3000円



90年代論が熟さないうちに時代は21世紀に突入した。われわれにとって過ぎ去っていく事物や現象があまりにも多すぎて、それらを冷静な思考の素材としないうちにすべてを過去の思い出や忘却のかなたに追いやってしまう。渡辺治氏(以下、氏等敬称略)の近著『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成』を読んだとき、彼の著作の熱心な読者の一人である(あつた?)私にとっても、90年代にいかに多くの事件や転換が生起したかを思い起こさせると同時に、何よりもそれらの事件、転換を貫く論理と現在の変化の方向性に対する氏の切れ味鋭い論理一貫性に学ぶところの多い一冊であった。

はしがき

第I部 戦後政治の中の天皇

第1章 戦後保守政治による国民統合の変容と天皇制

第II部 現代日本の大国化とネオ・ナショナリズム

第2章 現代日本における新大國主義の台頭

第3章 大国化の新段階とネオ・ナショナリズムの台頭

第4章 ネオ・ナショナリズム台頭の背景と役割

第III部 天皇制に関する理論史的検討

第5章 日本帝国主義復活と天皇制分析の視角

第6章 戦後憲法学と天皇制

あとがき

本書の大枠を一言で言うならば次のように要約されるだろう。現代日本に生じている「新自由主義改革」と

「軍事大國化」は、「日本資本のグローバル化」という「新たな事態」を背景としており、そのことによって戦後長らく安定してきた自民党の利益政治的構造を基礎としてきた「日本社会の統合と安定」が「崩れつつ」あるが、その崩壊への「対処」として登場してきたのが「ネオ・ナショナリズム」であるとするものである。それゆえ、近年の歴史教科書問題や国旗・国歌法問題を「戦前型軍国主義復活」と安易に捉えたり、新ガイドライン法を「対米追従の深化」とのみ評価するのでは、日本資本のグローバル化とそれを背景とした現代日本の帝国主義化を掴みそこなうとする。この枠組みから、各論を詳細に論じているのが本書である。

第1章では戦前から戦後への変化が重視される。政治学においては一時期、戦前と戦後の関連をどのように把握するかをめぐって議論されたことがあった。辻清明らは占領改革の不徹底性を重視し、さらなる民主化を求める規範的な議論からは戦前と戦後の政・官・財の人的、組織的連続性を重視し批判した。それに対し、日本の行政組織はすでに民主化されており、一見地方の中央への従属と見られる現象も中央・地方の相互依存関係であり、「合理的」であるとする村松岐夫らの見解が対置された。一見、「脱規範的」と見られた後者の議論は実は、戦後の民主改革のインパクトを重視したものでもあった。そして渡辺の議論もこれに近似している（詳細については拙稿「現代日本の政治過程をいかに捉えるか」『思想と現代』34号、1993年、参照）。すなわち、戦後の天皇制の位置付けが政治における「独立変数」ではなく、保守政治の「従属変数」となったということであり、天皇制に代わる国民統合の方法が発見された80年代以降は必ずしも天皇を前面に立てる必要のないナショナリズムが喚起されたことに見出される。少々先取りして論じれば、後の章に見られるように、「天皇抜きナショナリズム」は戦後啓蒙が夢想した「国民主義的ナショナリズム」の論理と近似しており、現代帝国主義のもとでは戦後啓蒙的な議論では対処できないとされる。

第2章では、90年代以降の日本の大國主義化が日本資本のグローバル化にともなう国内市場の開放、すなわち規制緩和政策が採用され、対外的には自国の権益擁護よりも「国際的貢献」を重視するように政治に要求するようになったことが論じられる。そしてグローバル化した日本資本が政治においては、小沢一郎を中心的な担い手として発見し、彼を中心とする勢力によって「経済主義的利益政治の体質の自民党政治の打破」を目論んだ。小沢らは自民党を脱党し、中間諸党

派や社会党を糾合し、93年8月「非自民連立政権」を打ち立てた。そして94年初頭、「政治改革」を強行し、小選挙区制を基調とする選挙制度改革に成功し、「保守二党化」を達成した。この時期に渡辺は「新大國主義」が登場したとする。そしてこの新大國主義の特徴は、①対米自立志向の欠如を特徴とし、国連への積極参加と国連強化を求める、②日本の国際的経済大国化を既成事実として、既存の保護主義的経済政策を放棄、コメ自由化や流通業の規制緩和を筆頭に市場開放、規制緩和を積極的に進め、③既存の保守政治を攻撃、打破を目指したものであった。それゆえこの新大國主義イデオロギーは、国際性を帯びており、日本帝国主義との断絶性を自覚的に主張する。この時期、細川首相や村山首相をして侵略戦争への「反省」が語られたことと新大國主義は無縁ではなかった。国連を中心とする国際貢献のインターナショナリズムがその背後に存在していたからである。さらにこのイデオロギーの注目すべきところは、天皇制が大國主義のイデオロギーの中で重要な地位を占めていないことであった。

しかし、新大國主義がグローバル化した日本資本の要請である限り、既存の「自民党一党支配体制」の安定性とそれを実現してきた自民党の利益政治構造とは矛盾せざるを得ない。そして渡辺が80年代に探求してきた「日本国家論」あるいは「現代日本社会の_く基軸－周辺」分析で明らかにしてきたものであった。すなわち「豊かな社会」としての日本社会の特殊な構造は、圧倒的な「基軸」たる大資本の圧倒的な支配力が従業員への丸ごと支配を通じて家族や地域社会、系列下請け企業を「企業主義的に」支配していく構造であり、さらにその圧倒的な支配によって生み出される矛盾（環境破壊、家族崩壊、地域社会の荒廃等々）はさしあたりは大資本の管轄の及ばない「周辺」で発現するという構造であった。

この構造は、しかし渡辺に言わせれば「経済成長の加速化」を通じた法人税収の増大により、それを資金源として企業社会の周辺部たる農業、中小企業、零細自営業層への補助金散布と引き換える自民党支持の調達という「利益政治」を生み出し、体制としては安定的であった（「経済成長政策」+「小国主義」+「利益政治」の三位一体の戦後保守政治）。

第3章では、利益政治の論理によって日本の社会統合を実現してきた保守政治が、新たな統合のための制度装置としてネオ・ナショナリズムを求めていく過程を描きだす。だが、90年代前半の「国際貢献的」な大國主義では、軍事大國化自体は根拠付けることはでき

ても、産業空洞化による地域社会の崩壊、農業、自営業者の淘汰と切捨てによる統合の空洞化を補完することはできない。グローバル化した資本は、インターナショナリズムを捨てることはできない。そこで統合のイデオロギーとして期待されたのは伝統的ナショナリズムであるが、それはアジア諸国の反発を押さえることはできないし、国民全体を統合することもできない。そこで支配層は、インターナショナリズムと伝統的ナショナリズムを国民主義的に再編成した「ネオ・ナショナリズム」を併用しようとするが、これらの間には大きな矛盾が存在している。この点を一層明確に論拠付けて検討したのが第4章である。

ネオ・ナショナリズムは、企業社会的統合の危機によって衰退する「公」を市民主体による「公」への献身の再建することを目指している。ネオ・ナショナリズムが想定する「市民」は「ポリス的共同体」を構成する市民であり、共同防衛（共同事務）に参加する義務を負う市民である。そして漫画家小林よしのりの顕著な役割は、「現代日本社会の頽廃とアジア・太平洋戦争下の社会とを「公」への献身の有無という媒介で結び付け、「私民社会」と化した現代日本社会へのまとうな批判意識を戦争の正当化へと動員」（傍点、神谷）した点にあった。この論理は、戦後啓蒙の社会批判と「あるべき市民像」としての「近代的主体」へと大衆を転轍しようとした論理と同一であり、それゆえ、先述した戦後啓蒙的「国民主義的ナショナリズム」を根拠とするネオ・ナショナリズム批判は有効性を持たないと診断される。

なお、第三部は戦後憲法学史における天皇制把握と帝国主義復活の論理についてである。憲法学徒のみならず社会科学全般、とりわけ政治史や政治経済学に対し戦後史の把握に関わる重要な論点を提起している。

以上、不十分ではあるが、渡辺の議論の大枠は紹介できたのではないかと思う。その上にたって、以下では、書評子の本書を通読して感じた若干の疑問等を開陳して、書評の責を終えようと思う。

そもそも渡辺は規制緩和やそのイデオロギーである新自由主義と、国家や伝統を重視しナショナリズムを喚起する新保守主義をどのように位置付けようとしているのか、この点について読者である私たちに混乱を

もたらしているように思えてならない。前者は資本の国際的展開とともに個人主義を強制する。この個人主義は国家主義や伝統、共同体的情感や紐帯を解体させる方向性を持っている。そして企業による個人の包摂もその例外ではない。渡辺がかつて述べていた企業社会論（基軸大企業による自社労働者のみならず系列や地域社会をも包摂するという認識）の強固な殻も新自由主義は大きく揺るがせていった。共同体からの個人の析出は歴史的進歩であった。そして個人の企業という「擬似共同体」からの析出を進めた新自由主義あるいは資本のグローバルな展開はかつての「強固な殻」を破壊せしめた。もちろん、このことは単純に予定調和な社会を生み出すことはない。しかし、新しい局面を作り出すと書評子は評価しているが、この点は氏にあってはどのように評価されるのであろうか。

次に、資本のグローバルな展開によってかつてのような企業社会的統合に代わるものとして注目される「公」の再建を目指すネオ・ナショナリズムへの評価についての疑問である。かつての企業社会的統合が少なくとも企業、社会、市民に一定の利益共同体的な側面を有していたのとは異なり、このネオ・ナショナリズムは少なくとも市民と市民の集合体たる社会はその利益から排除されている。この間隙を埋めるものが小林よしのり流の「公」の再建であり、これが新たな社会統合の核となるというのはかなりの論理の飛躍があるようと思われる。書評子は小林らの「ネオ・ナショナリズム」はA. ギデンズにしたがってグローバリズムに伴って生じるファンダメンタリズム（原理主義）の台頭であると判断している。すなわち、資本の論理を補完し、社会統合のイデオロギーとして存在するのではなく、資本の論理に逆行し、中長期的には資本の論理の中で敗北するイデオロギーであろうと評価する。この点は、彼らの中での「反米」か「親米」かの対立の中に瓦解の兆候があると思われるがどうであろうか。

以上、若干の疑問を述べたが、全体として本書が90年代から現在に至る日本の政治経済上のさまざまな現象を論理一貫して俯瞰している好著であることに変わりはない。

（神谷 章生 所員 北海道教育大学）

松本朗著

『円高・円安とバブル経済の研究』

円高・円安と
バブル経済の研究
松本 朗 著

駿河台出版社 2001年9月 本体価格 5524円

1971年夏のニクソン・ショック以来、1\$=360円の時代が终わり、変動する外国為替相場との戦いが始まった。1985年9月のプラザ合意からの急激な円高が日本経済を直撃し、「円高不況」と呼ばれるようになって、為替相場が企業人だけでなく一般国民の知るところとなった。基調としての「円高」進行は、日本経済に様々な影響を及ぼしてきた。輸出競争力を維持するために、リストラによる生産性の向上が当たり前のことになった。中小企業まで巻き込んで、海外進出の動きが加速した。それらは、労働者から雇用の場を奪っていった。さらに、安くなる輸入品に需要がシフトする、外債や外貨預金に投資する人が増えるなどにより、為替相場変動の影響は国民の生活レベルにまで浸透している。今や為替相場は、多くの国民にとって物価や金利と同じように身近な事柄となって、その動向に関心が持たれるようになった。

しかしながら、「為替相場とは何か」、「為替相場を変動させる要因は何か」、「その変動はどのように経済に影響を及ぼすのか」、「適切な相場は存在するか」といった問い合わせだけの人が答えられるだろうか。本書は、そのような問い合わせに答えてくれる。

I 本書の課題

松本氏は、マルクスの金融論と外国為替相場論を出发点として、W.ブレイク、酒井一夫、山田喜志夫、紺井博則などの理論的展開をベースに精力的に研究を続けてきた。松本氏が課題としてきた点は、理論的研究にとどまらず、一步進めて統計データを使って実証的なレベルに踏み込み、かつ現実に起こっている具体的な問題の解明に役立てることにある。

実際のところ、この課題をマルクス経済学の金融・国際金融の研究分野において実行することは「言うは易し行うは難し」である。マルクスが断片的な叙述しか残さなかったために、理論的なレベルで学派によって少なからぬ見解の相違があり、マルクス経済学内部で

激しい論争が繰り返されてきた分野だからである。したがって、この分野の研究をし、論文や著書を生み出すには相当の困難が伴う。すべての研究者が論争にのみ関わり合っていては、泥沼から抜け出せないし、学問の実践的意義を多くの国民に伝えることができない。私が本書について最も評価する点は、松本氏が論争や他学派の批判を極力少なくして、自らの理論を現実問題に適用し、実践的な意義を示そうとしていることである。それによって、論点がすっきりし、主張も明確である。

とは言え、本書は松本氏の論文をまとめた専門書であるから、初めて学ぶ人や他学派の著作しか読んだ経験のない読者にとっては説明不足の感が残るかもしれない。そこで、本書と同時に山田喜志夫著『現代貨幣論 信用創造・ドル体制・為替相場』(青木書店、1999年)を併せて読むことをお勧めする。山田氏のこの本によって、松本氏が割愛せざるを得なかった用語の意味やバックボーンになっている理論の理解を一層深めることができる。

II 本書の概観

本書の内容を紹介するには、章構成を書き上げるのが早道であろう。

- 第1章 外国為替相場変動の二要因
- 第2章 外国為替相場変動の作用
- 第3章 外国為替相場変動と内外価格差
- 第4章 変動為替相場制における円の過大評価と過小評価
- 第5章 バブルと円高
- 第6章 日銀特融とインフレーション
- 第7章 資本移動とバブル経済
- 第8章 '90年代の為替相場変動と為替市場
- 第9章 変動相場制下の地場産業
- 第10章 地域経済からみた金融ビッグバン
- 第1章から第3章が外国為替相場に関する理論的考

察であり、松本氏の理論的な枠組みが示される。ポイントは、次の点である。外国為替相場は、貨幣の国民的価値に裏付けられた「るべき水準=為替平価」があり、変動相場制度下にあってさえ、それは存在する。現実の為替相場は、その水準自体の変化（「名目的要因」による変動）と外国為替の需給を反映した変動（「実質的要因」による変動）との合成結果である。現実の為替相場変動が実質的要因から引き起こされて「るべき水準」から乖離すると、貿易取引などを通じて実体経済に影響を及ぼす。また、上述のように為替相場を規定することによって、「内外価格差」の本来の意味をも理解することができる。

第4章で、理論的に指定期間の為替相場の「るべき水準」を実証的に明らかにする。厳密な意味での「るべき水準」を求めるることは不可能である。そこで、問題点を含むことを承知しつつ、購買力平価説（PPP）による推計式を手がかりにして、為替平価の近似値（「調整PPP」）を求めている。松本氏の算出式は購買力平価式とほぼ同様であるが、その式が持つ理論的な意味は根本的に異なることに注意していただきたい。「調整PPP」を算出する意義は、単に為替相場のるべき水準が例えば150円/\$であると具体的に示すことができるということだけではない。それと現実のレートとの乖離幅（「PPP Gap」）が、行き過ぎた円高になっているとか円が安すぎるといった過大評価や過小評価の尺度を提供するのである。

第5章からは、理論研究の様々な現実問題への応用が始まる。現実問題を論じるには、外国為替理論に加えて金融および経済に関する全般知識と理論を総動員しなければならない。松本氏は、第1章から第5章までに展開した外国為替の理論的・実証的研究を基調としながらも、適時に必要となる知識や理論を加味して、5つの現実問題を分析している。

残りのすべての章を紹介する余裕はないので、主な分析視角を挙げておく。第一に、第5章から第8章にかけて、円高不況からバブル経済の発生そして崩壊後の90年代のトピックスが割り当てられており、1985年以降の日本経済論として読んでもおもしろい。第二に、第9章と第10章のタイトルからわかるように、「地域経済の視点」を大切にしていることである。第9章は、タオル産業と造船業を例にとり、中国の元や韓国のウォンに対して円が過大評価になっており、地場産業が必死で生産性向上の自助努力を行っても競争力を維持で

きない状況に追い込まれている実態を浮き彫りにしている。第10章では、金融ビッグバンが地域経済にもたらす陰の部分、つまり地域（地方）から都市部（大都市）に資金が吸い上げられ、地域に必要な資金が得られなくなる可能性を指摘している。

III 若干のコメント

最後に、二つの点についてコメントを述べておく。第一に、為替相場の「るべき水準」の存在についてである。私は、為替相場がある範囲内に収まっているなければならないと考えるが、客観的にるべき水準が存在するとは思わない。為替平価は、「るべき水準」ではなく、その時々の二国間の貨幣価値を反映するにすぎない。松本氏は、貨幣=金がその国の労働生産性の異なる諸商品=労働生産物の平均的な価値を代表すると仮定するので、為替平価を「るべき水準」とみなしてしまうのではないか。加えて、松本氏の理論的前提に立ったとしても、金を媒介させる必要はないと思う。両国の平均的あるいは中位の生産性である商品がもつ労働価値の貨幣表現（1時間労働が日本では1,000円、アメリカでは1\$、よって為替相場は100円/\$。不等価交換の場合には、修正が必要。）を用いれば足りると考える。そうすれば、吉川洋氏の「均衡円・ドルレート」の定義などが参考になるであろうし、産業連関表を用いた多数財での分析にも発展させることができよう。

第一の疑問が生じる背景に、そもそも「貨幣の国民的価値」とは何か、それはどのようにして決まり、どのような要因で変化するのか、という問題がある。換言すれば、一国の物価水準の決定あるいはインフレーション発生のメカニズムに関する理論について説明が不十分である。松本氏は、利子率の変動を主に為替相場変動の実質的要因として分析されるのであるが、利子率の変化は貨幣供給量つまり貨幣価値とは無関係でない。また、為替相場の変動によって輸入財の価格が変動するが、それは国内の物価全般に作用する。

本書をより説得力あるものにするためには、上述のような疑問に答えていくことが必要だろう。本書の中で述べられているように、松本氏自身がこれらの課題についてよく自覚されている。私は、松本氏の今後の研究成果を楽しみにしているファンの1人である。

（伊藤 国彦 所員 徳島大学）

訂 正

97号の現代社会批評「企業別労組と企業内専制の現代的日本の特質」のなかで校正ミスがありましたので訂正の上お詫びします。

P.61左9行 スト権奪還（1975年, ···）スト→スト権奪還スト（1975年, ···）

17行 「横暴な大企業批判」の世論 →「横暴な大企業」批判の世論

18行 飛躍的拡大につなぎ得 →飛躍的拡大につなぎえ

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原稿 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲載料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

編集後記

▼この欄に書かせていただくのは、ずいぶん久しぶりのような気がしております。この間の編集活動に対する貢献度の低さを考えれば、当然のことかもしれませんのが、そこにはやや個人的な事情がはらまれていたのでした。▼その事情とは、この2年半ほど、非常勤講師として京都・奈良の諸大学で政治学の講義を担当させていただくようになつたということでありまして、「90分の一人芝居」を切り盛りすることの大変さを日々実感しているところです。授業の準備はまさに「自転車操業」で、半期14週などあつと言う間に過ぎ去っていきます。▼とりわけ2001年度は、文学部生や理工学部生に政治学の講義をするという、法学部出身の私にとってはやや特殊な体験をさせていただきまして、日々起る「出来事」に楽しい思いをさせていただきました。合計で500人以上の学生を相手にいたしますと、色々な学生が現れます、「先生らしく、授業ではもっと怒ってほしい」と叱責してくる男子学生や、「大学の先生はちょっと

と押したら倒れてしまいそうなヒヨロヒヨロした人ばかり」と思っていたのに、先生は違う」と褒めて(?)くれる女子学生もいます。さらに、「先生、ボクの思いつきなんですが、政治とは要するに暴力ってことですか」と、あの「社会学の巨人」を想起させるような質問をしてくる文学部生がいるかと思えば、「新しい歴史教科書をつくる会の議論はどう見ても右翼だと思うのですが、先生はどう思われますか」と思想調査まがいの質問をしてくる法学部生もいました。▼こうして今年度の講義と試験が終了した1月末、突然私の腰に異変が起き、医師から「腰椎椎間板ヘルニア」の診断を受けました。運動不足からくる腹筋の弱体化や体質の肥満化に、通勤によるクルマの運転時間の増大が重なって、腰が悲鳴を上げてしまったようです。現在は、薬で痛みを止め、静養に努めつつも、ダイエットと筋トレに励む毎日です。

(中田 晋自)

重田澄男著

A5判上製・3500円

資本主義を見つけたのは 誰か Who discovered the "Capitalism"?

「資本主義」と最初に表現したのは誰か？近代社会のキーワードとしての「資本主義」語の変遷を追跡して、資本主義認識の深化の過程を考察するユニークな経済論史。マルクスは、資本主義を「資本主義」とは表現しなかった！？

福祉国家の可能性 理論的基礎 改革の戦略と

世代、ジェンダー、階級：新たな・そして深刻な社会的亀裂・不平等をどう回避するか。実践的な政策論を中心にして編集された最新作。

A5判上製・2500円

エスピノーアンデルセン／渡辺雅男・渡辺景子訳 ホスト工業経済の社会的基礎

市場 福祉国家・家族の政治経済学 A5判上製・4000円

近刊

二文字理明・伊藤正純編 四六判上製・2500円

スウェーデンによる個性重視社会 生活のセーフティネット

教育・子ども・家族・障害者・高齢者・女性・雇用・文化環境をとおしてみる福祉社会スウェーデンの最新事情

桜井書店 東京都文京区本郷1-5-17三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03)5803-7353 FAX (03)5803-7356 価格税別

経済科学通信 第98号 2002年4月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡真史

大西広 神谷章生

岡宏一 木下英雄

佐々木潤子 中田晋自

中谷武雄 増田和夫

中村美樹子

編集局長

副編集局長

編集局員

印刷所

北斗プリント社

〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2

TEL (075)791-6125

購読料

一部1,300円 定期購読3号分前納3,600円（郵送料を含む）

中村 哲[編著]

『経済学批判要綱』 における歴史と論理

マルクスの透徹した資本主義批判と、それをふまえた未来社会についての「知」のプロセスを、「草稿」における思想形成の過程に探る。角田修一／赤間道夫／牧野広義／野田公夫=執筆

●￥2800

福祉俱楽部・福井典子[編] 渡辺 治・二宮厚美・篠崎次男[著]

どうする日本の福祉

新自由主義に対抗する社会保障運動
介護保険が導入された背景とは? 社会保障改変の構図とは? さまざまな疑問に答え、いま私たちが考え、歩むべき道を示す。

●￥1200

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

●￥3000

転換期のロシア経済

市場経済移行と統計システム

山田喜志夫[著]

現代貨幣論

信用創造・ドル体制・為替相場 今日、貨幣をめぐつて生起する諸問題と諸議論の核心を、基礎理論をふまえて体系的に解き明かす。

●￥3200

勝田政広[著]

資本論の構造分析

文献データベースによる検討

『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。

●￥4000

森 宏一[編集]

普及版 哲学辞典

社会科学を学ぶ初学者向けの中辞典として好評のロングセラーが、より使いやすいソフトカバー装で新登場! マルクス再考の新たな流れの中で、「古典」を読み直す際にも最適。

●￥4500

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

シリーズ

社会学の思想

[第I期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円]

■第1回配本 ￥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と现代社会学

■第2回配本 ￥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ￥6700

D・ハーヴェイ(監訳・解説:吉原直樹)

ポストモダニティの条件

■以下、続刊

H・ルフェーブル(訳:斎藤日出治)

空間の生産

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎上・下

A・リビエツ(訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川 一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】